

1. 児童福祉法等の一部を改正する法律案について

(1) 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充

① 全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行う子ども家庭センターの設置及び身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備

(i) こども家庭センター

平成28年の児童福祉法等の改正以降、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、児童福祉分野については子ども家庭総合支援拠点、母子保健分野については子育て世代包括支援センターそれぞれの整備に御尽力いただいた結果、着実に整備は進んできており（令和3年4月時点でいずれかが設置されている割合は、全体で9割程度）、また、一体的な運用にも取り組んでいただき、改めて感謝申し上げます。

一方で、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によると、それぞれの相談機関が把握していた事案の情報が適切に共有されず、深刻な事案に至ってしまった例も存在することから、双方が一体となって対応していくことが今まで以上に求められている。

このため、今般、児童福祉法等の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）において、児童福祉法と母子保健法を改正し、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）について、双方の設立の意義やこれまで果たしてきた機能・役割を維持しながら、組織を一体化した相談機関（以下「こども家庭センター」という。）とすることとしている。こども家庭センターについては、改正法案において市町村は、その設置に努めることとし、また、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的な相談を行うこととしている。

こども家庭センターは、子ども・妊産婦等の実情把握、情報提供、相談支援等を行うとともに、下記に記載するサポートプランの作成も担うこととしている。これらを行ううえで、児童福祉・母子保健一体のケース会議の開催など一体的な組織としての情報の共有を行う。また、要対協調整機関としての関係機関との情報共有・調整や、地域における子育て支援の資源（子ども食堂を行うNPO等）の把握・創出・連携体制の構築も担うことを想定している。

その機能を果たすために必要な人員配置と人材確保を図っていく。

なお、「こども家庭センター」は法律上の名称であり、各自治体で独自の名称を付すことも可能である。

※ 子どもや妊産婦等に利用しやすい形となるよう、物理的な場所の一本化等は求めず、組織が一体的で、情報が確実に共有されていればこども家庭センターとすることを想定している。

また、母子保健サービスや子育て支援施策について、支援を必要とする妊産婦・子育て世帯・子どもに確実に支援を届けるためには、支援の体系的なマネジメントが一層重要となる。このため、支援を要する子どもや妊産婦等に対するサポートプランの作成を新たに市町村の業務として位置づけ、こども家庭センターで把握した支援ニーズを確実に支援につなげていくこととしている。

※ 母子保健法令に基づく現行の「支援プラン」は、作成を市町村の業務として位置づけるが、その対象範囲など基本的な枠組みは維持した上で、名称をサポートプランとすることを検討する。

こども家庭センターの設置などの施行は、改正法案では令和6年4月とされているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要である。令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、

- ・ 児童福祉と母子保健の相談機関を一体的に整備した場合の整備費・改修費について補助率を嵩上げして（国9/10負担）支援を行うほか、
- ・ 現行の補助事業を維持しつつ、児童福祉・母子保健双方の業務を一体的に行うための統括支援員の配置に要する費用について支援を行う

こととしており、各都道府県におかれては、管内市町村において出来る限り早期にこども家庭センターの整備が図られるよう、各市町村に対して、補正予算の活用について働きかける等、格別の配慮をお願いしたい。

このほか、支援を確実に受けられるようにするためには、妊娠時に早期に支援に繋がる環境を整えていくことが重要である。特に、健診未受診の妊婦等、社会から孤立した妊婦に対しては、家庭訪問によるアウトリーチ型の状況把握の取組を推進することが重要である。

このため、令和3年度補正予算において、虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的として、妊婦健診未受診の妊婦等の家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握する「妊婦訪問支援事業」を新たに創設しているため、積極的に取組

を進めていただき、深刻な事案に至る前に必要な支援につなげていただくようお願いしたい。

(ii) 身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能

核家族化の進行や、地域のつながりが希薄化するなか、子育て世帯、特に未就園児を抱える子育て世帯の支援が必要な状況にあり、身近な場所で、子育てに関する悩みについて気軽に相談できる場が確保されることが重要となっている。

こうした背景を踏まえ、今般の改正法案では、こども家庭センターの設置とあわせて、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯にとって、物理的にも心理的にも相談しやすい相談支援機関を、保育所等の身近な子育て支援の場を活用して、地域住民が日常生活を営んでいる区域ごとに整備するよう努めなければならないこととしており、こども家庭センターと連携を図りながら、子育て世帯を支援していく体制の整備を行うこととしている。

令和4年度予算案では、改正法案の施行に先駆けて、まずは利用者支援事業の基本型を実施する事業所において、こども家庭センターとの連携や身近な相談機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を計上しているため、各都道府県におかれては、本事業を積極的に活用いただけるよう、管内市町村に対する周知等について格別の配慮をお願いしたい。

② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等、家庭支援事業の創設

(i) 訪問による家事支援の創設

近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にあるが、児童虐待の防止等を図り、児童の健全な育成を図る上では、

- ・ 養育環境が深刻な状況となる前に、幅広い子育て世帯を対象として、児童が育つ家庭環境・養育環境にかかる支援を提供するとともに、
- ・ 子育て世帯の養育環境等を把握し、支援の必要性が高い者を適切な支援につなぐことが求められる。

そのような中、子育て世帯に対して家事等の生活支援を行う事業については、児童福祉法に基づく養育支援訪問事業において、要保護児童のいる家庭等、支援の必要性が高い子育て世帯を対象として支援が提供されているが、

- ・ 対象者が要支援児童又は保護者に監護させることが不相当と認められる児童及びその保護者並びに特定妊婦のいる家庭に限

られていること

- ・ 保健師等の児童福祉の専門的な知識を持った者による専門的な相談支援が中心となっていること

から、家事支援等の生活支援は、養育支援訪問の訪問先家庭の 10%に留まっており、家事支援等の生活支援を必要とする世帯に対して十分な支援が行き届いていない状況にある。

こうした背景を踏まえ、今般の改正法案において、子育てに関する情報の提供や家事・養育に係る援助その他必要な支援を行う子育て世帯訪問支援事業を市町村の事業として位置付けること等により、ヤングケアラーを含む支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援を強化することとしている。

なお、本事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

本事業の対象となる家庭については、

- ア 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- イ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ウ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- エ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭と定め、要支援・要保護児童のいる家庭はもちろん、支援を必要とする家庭を幅広く対象にしているので、安易に支援の対象を限定することなく、深刻な虐待事案に至る前段階で家庭を支える、という本事業の趣旨を十分踏まえ、事業を実施いただくようお願いしたい。

また、本事業の担い手となる訪問支援員の要件については、専門職に限定することなく、家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者であれば、幅広く参入できるようにしている。子どもの年齢や家庭の状況によって、適当と考えられる訪問支援員は異なることから、本事業では、複数の事業者と委託契約を行うことを前提に委託事業者ごとに事務費・管理費の支援を行うこととしている。事業の実施に当たっては、必ずしも一つの事業者と委託契約を行うのではなく、支援ニーズに応じた多様な担い手の確保に努めていただ

くようお願いしたい。

なお、この事業の創設に伴い、養育支援訪問事業は保健師等による専門的な相談支援に特化したものへと見直す予定である。このため、養育支援訪問事業において、家事支援等の生活支援と専門的な相談支援を合わせて取り組む場合のように、家事支援等と専門的な相談支援の両方が必要となる事案については、養育支援訪問事業とこの子育て世帯訪問支援事業との両事業を適切に組み合わせて実施するなど、支援を要する世帯のニーズに応じた柔軟な事業提供を行っていただきたい。

(ii) 児童の居場所づくりの支援の創設

市町村の虐待相談対応の状況をみると、学齢期以降の相談対応件数が全体の約5割を占めており、また、ネグレクトを理由とした相談対応件数が心理的虐待に次いで多く全体の約3割を占めていることから、未就学児だけではなく、学齢期以降であっても、不適切な養育環境におかれ、支援が必要な子どもが一定程度存在している状況である。

一方、学齢期以降の子どもへの支援に対しては、放課後児童健全育成事業等があるものの、

- ・ 家庭の養育環境に問題があり、保護者が家庭にいても、適切な養育が受けられない子ども

・ いじめや不登校等で学校に居場所がないと感じる子どもに対して、学校や家庭に代わって、基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行う支援が十分にならないのが現状となっている。

こうした背景を踏まえ、今般の改正法案において、児童育成支援拠点事業として、養育環境等に関する課題を抱える学齢期の子どもに対して安心・安全な居場所を提供し、

- ・ 基本的な生活習慣の形成や食事の提供、学習のサポート、課外活動の提供等を行うことに加え、
- ・ 家庭が抱える課題を解決するため、必要に応じて、保護者への寄り添い型の相談支援や関係機関との連絡調整を行う

事業を市町村の事業として位置付けることにより、学齢期の子どもの支援を充実させていくこととしている。

なお、本事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

本事業は、家庭や学校に代わって子どもの健全な育成を支援するものであることから、行政機関や学校、医療機関等の関係機関との日常的な連携を行いつつ、安心・安全な居場所を提供し、

ア 片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等の基本的な生活習慣の形成

イ 食事の提供

ウ 宿題の見守りを含む学校授業のサポートや進学サポート等の学習支援

エ 体験学習等の課外活動の提供

の支援を包括的に実施することを前提としている。事業の趣旨に鑑み、地域の子どもの支援ニーズに応じて必要な支援が提供出来るよう整備いただきたい。

また、支援の対象者については、

ア 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭

イ 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭

ウ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭

と定めており、基本的には学齢期の子どもを対象としつつも、ヤングケアラーの兄弟姉妹等、必要に応じて幼児もあわせて支援を提供することが出来るようにしている。事業の実施に当たっては、各家庭の状況を踏まえ、柔軟に支援を提供いただくようお願いしたい。

なお、より多くの地域で、家庭や学校に居場所のない学齢期の子どもの居場所を整備するため、令和3年度補正予算では、事業の運営費だけではなく、整備費についても計上している。当該事業の整備に当たっては、既存の児童養護施設や児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設や空き家や賃貸物件を活用して実施することも有効であると考えられることから、改修費についても補助対象としたうえで、制度施行までの間、補助率を通常の実備費よりも嵩上げ（国2/3負担）し、集中的に支援することとしている。

各都道府県におかれては、円滑な制度施行に向けて、出来る限り、令和4年度・令和5年度の2年度間で整備を進めていただくよう、管内市町村に対して、本事業の積極的な活用について周知等をお願いしたい。

(iii) 親子関係の形成の支援の創設

子どものいる家庭の保護者の7割以上が子育てに対して負担や悩みを抱えており、現在行われている親子関係に関する支援については、

- ・ 全ての保護者を対象として一定の時期に行われている両親学級・育児学級と、
- ・ 児童養護施設等に入所している子どもの保護者に対する指導・カウンセリングといった支援の必要性が特に高い家庭を対象として行われている支援プログラム

に留まっており、支援の必要性が特に高いとまでは言えないものの、日常的な子どもとの関わり方について悩みや不安を抱え、子育てに向き合うことが難しくなっている保護者に対して、不適切な養育状況に陥る前に、可能な限り早期に子どもとの関わり方に関する支援を行う必要がある。

このため、今般の改正法案により、新たに、親子間の適切な関係の構築を目的として、講義やグループワークを通じて、

- ・ 子どもの不適切な行動への対応の仕方
- ・ 子どもをより良い行動へと導くためのほめ方・しかり方

等の子どもの関わり方を学ぶためのペアレントトレーニング等を市町村の事業として位置付けることにより、深刻な虐待事案等に至る前に、親子の関係を形成するための取組を充実させていくこととしている。

なお、本事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

本事業の対象者となる家庭は、

- ・ 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・ 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ・ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

と定め、要支援・要保護児童のいる家庭はもちろん、支援を必要とする家庭を幅広く対象にしているため、安易に支援の対象を限定することなく、深刻な虐待事案に至る前段階で子どもとの関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分踏まえ、事業を実施いただくようお願いしたい。

また、子どもとの関わり方について悩みを抱える保護者は、相談できる身近な親族や友人がなく、孤立して子育てをしている場合も多いと考えられる

ことから、子どもとの関わり方とあわせて、気兼ねなく相談できる横の繋がりを作ることも非常に大事な取組と考えている。このため、事業の実施に当たっては、同じような悩みを抱えた保護者同士が相互に気軽に悩みや不安を共有し、情報の交換ができるよう、例えば、ペアレントトレーニングの中でそれぞれの保護者が自身の体験や気持ちを発表する時間を設けるなど、環境の整備に努めていただくようお願いする。

加えて、子どもとの関わり方について悩みを抱える保護者が参加しやすくするよう、別室での預かり保育の実施に努めていただくとともに、共働き家庭でも無理なく参加出来るよう、曜日や時間帯について配慮いただくようお願いする。

なお、本事業の実施に当たり人材の確保も必要であることから、ペアレントトレーニングの実施に必要な資格取得支援を行うこととしているので、本事業の担い手となる民間団体に対して、積極的に活用いただくよう、各都道府県におかれては、管内市町村を通じて周知等をお願いする。

(iv) レスパイト・ケア（子育て短期支援事業、一時預かり）の拡充

（子育て短期支援事業）

市町村における家庭への支援の供給量は、令和元年度の実績を見ると、例えば、一時預かり事業が約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイが約9万人日、養育支援訪問事業が約18万件となっている。これは、要支援・要保護児童1人当たりで見ると、ショートステイは約0.39日/年、養育支援訪問は約0.78件/年という水準であり、現行の市町村の子ども・子育て支援が、支援を必要とする家庭に行き届いていない実態がうかがえる状況となっている。

こうした状況を踏まえ、支援を必要とする家庭に対して支援が行き届くよう、現行の市町村の子ども・子育て支援の内容の拡充とともに支援が安定的に実施されるための体制の構築が求められている。

子どもを養育することが一時的に困難となった場合等にレスパイト・ケアを実施する子育て短期支援事業については、利用のない場合の事業者のリスク軽減を図り、安心・安定して保護者がレスパイト・ケアを利用可能となる環境を整備するため、

- ・ 児童養護施設等の本体施設に附設する場合だけではなく、子育て短期支援事業専用の居室を整備する場合の費用の補助を創設するとともに、
- ・ 現行の子育て短期支援事業の運営費支援である利用日数に応じた補助に加え、事業の安定的な運営体制の構築を図る観点から、子育て短期支援事業専任の職員を配置した場合の費用の補助を創設する

ことにより、レスパイト・ケアを希望する保護者が、いつでも利用可能となる受入体制を構築することとしている。

また、子育て短期支援事業の活用場面の多様化を図るため、

- ・ 親子入所支援事業を創設し、子どもと離れることなくレスパイト・ケアを受けることを希望する家庭や、レスパイト・ケアとあわせて子どもとの関わり方や養育方法について支援が必要な家庭等に対して、親子を一緒に受け入れて支援できるようにするほか、
- ・ 保護者の育児放棄や過干渉等により、子ども自身が一時的に保護者と離れることを希望する際の受け入れ支援の創設や、
- ・ 個々の状況に応じた利用日数の設定の推進

等により、事業を充実させていくこととしている。

なお、施行は、令和6年4月施行を予定しているが、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、前倒しして事業を拡充しており、施設整備については、制度施行までの間、補助率を通常の整備費よりも嵩上げ（国2/3負担）し、集中的に支援することとしている。

各都道府県におかれては、円滑な制度施行に向けて、出来る限り、令和4年度・令和5年度の2年度間で整備を進めていただくよう、管内市町村に対して、本事業の積極的な活用について周知等をお願いしたい。

（一時預かり事業）

あわせて、改正法案において、児童福祉法上の一時預かり事業の定義規定を見直し、子育て負担の軽減目的の利用が当該事業に含まれることを明確化することなどにより、一層の利用促進を進めていく。

各市町村は、法律上の見直しにかかわらず、現行法でも子育て負担の軽減目的の一時預かり事業の利用は可能であることを改めて確認のうえ、その利用が促進されるよう、事業実施方法の見直しなどを検討・実施されるようお願いしたい。

（v）家庭支援事業の利用勧奨・措置制度の創設

今般の改正法案で新設する子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業を含む、家庭環境や養育環境を支える支援（以下、家庭支援事業（※）という。）については市町村事業として、基本的には利用者からの申請を契機として提供が開始されるものとなっており、

- ・ 生活能力が不安定な保護者や社会から孤立した保護者等、申請すること自体が非常にハードルの高い家庭
- ・ 支援が必要であるにも関わらず、保護者の疾病・入院等により申請が困難な家庭

等については、適切に支援が提供できない場合がある。

このため、今般の児童福祉法の改正においては、基本的には利用者の申請に基づき支援を提供することとしながらも、

- ・ サポートプランを作成した家庭や児童相談所が家庭支援事業の実施が適当であるとして市町村に通知した家庭、支援を行う必要があると認められる家庭が家庭支援事業を利用しない場合において、まずは市町村が利用の勧奨及び利用の支援を行わなければならないこととし、
- ・ 利用勧奨及び利用の支援を行っても、やむを得ない事由により、家庭支援事業の利用が著しく困難であると認める時は、家庭支援事業を利用するよう行政処分（措置）として働きかけ、家庭支援事業による支援の措置ができることとしている。

この利用勧奨及び措置制度は、令和6年4月より施行する予定であり、家庭支援事業の計画的な整備を進めるとともに、支援につながらない家庭に対する適切な支援への結びつけと利用の支援に努めて頂くようお願いしたい。

（※）子育て短期支援事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業

また、家庭支援事業の提供にあたっては基本的に利用者負担を求めるものとなっているが、利用者負担を理由として支援の提供が困難となることがないように、所得や家庭の状況に応じて、利用者への負担額の軽減を講じるとともに、利用の措置を行った場合についても負担額を軽減する措置を実施することとしている。

なお、家庭支援事業の提供にあたっての利用者負担の軽減措置については、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、実施出来るようにしている。各都道府県におかれては、利用者負担の軽減措置を積極的に活用いただき、支援を必要とする家庭に確実に支援が行き届くよう、管内町村に対する周知等について願います。

③ 児童発達支援センターの役割・機能の明確化

（i）児童発達支援センターの中核機能の明確化

主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確になっていない。

このため、児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、以下のような役割・機能を担うことにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図ることとする。

＜「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ＞

- ・ 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ・ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）

- ・ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ・ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

(ii) 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化

障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化した。児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による類型となっている。

これについて、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化を行うことにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにすることを更に進めることとする。

一元化後の児童発達支援センターについては、現行の福祉型児童発達支援センターと同様に障害種別にかかわらず支援対象としつつ、これまでの医療型児童発達支援センターのように診療所の機能を有している場合には、併せて肢体不自由児への治療（リハビリテーション）を行うことも可能とすることとする。

④ 放課後等デイサービスの対象児童の見直し

放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用対象とはしていない。そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。

このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とすることとする。

(2) 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上

① 一時保護所の環境改善

現在、一時保護所には独自の設備・運営基準が存在せず、児童養護施設の基

準を準用しているが、一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護所について新たに独自の設備・運営基準を策定することとする。具体的には、都道府県は、設備・運営等の内容の一部は内閣府令で定める基準に従い、その他の内容は省令の基準を参酌して、条例で基準を定めることとする。

その基準等において、都市部等における慢性的な定員超過状態の解消は喫緊の課題であり、平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体においては、定員超過解消のための計画を策定し、当該計画に沿って施設整備等を進めるものとする。国は計画を策定した自治体に対して支援の強化を図ることとし、令和3年度補正予算においては、安心こども基金を活用し、一時保護所の定員超過解消のための計画を策定した自治体に対して、整備費の補助率を嵩上げ（国9/10）する事業を計上している。

また、一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。

② 民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターを児童福祉施設として位置づけること等による児童相談所による支援の強化

(i) 民間との協働による親子再統合の事業の実施

一時保護や施設の入所措置等の解除等に際して、在宅指導措置を含め、児童相談所が引き続き関わっていくこととなるが、その後の親子の関係をより良いものとし、再保護などに至らないようにするためにも、親子関係の支援は重要である。

このため、児童相談所による保護者支援を行う中で、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施する保護者支援プログラムを適切に活用し、相談や必要な支援等を行うことができるよう、今般、改正法案において、親子再統合支援事業として制度化し、体制整備を図る。なお、この事業の実施を以て一時保護や施設等措置の解除を判断するのではなく、その後の親子関係の状況を必ず評価した上で、その後の対応を判断することの必要性について、社会的養育専門委員会においても指摘がされている。

本事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、実施可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

(ii) 新たな児童福祉施設として里親支援センターを創設

平成28年の児童福祉法等改正において規定された家庭養育優先原則の理念のもと、子どもができる限り良好な家庭的環境にて養育されるよう里親委託の推進を行うとともに、里親支援事業を通じて、里親への支援を実施してきた。

一方、里親支援事業は、現行法において都道府県の業務として位置付けられた上で、都道府県知事等が認めた者へ委託が可能とされているものの、実態として虐待相談対応等に追われている児童相談所で業務が行われていることが多く、里親家庭の養育環境を整え、委託された子どもの成育を十分に支援していくためには、里親支援事業の民間委託を更に進める必要がある。

このため、改正法案において「都道府県社会的養育推進計画」に基づき整備を推進しているフォスタリング機関を新たに「里親支援センター」として児童福祉施設に位置付け、都道府県等から委託を受けた里親支援事業の実施に要する費用について、都道府県等の支弁とそれに対する国の負担について児童福祉法上に位置付けることとしている。

なお、里親支援センターの創設は、令和6年4月施行を予定しているが、児童福祉施設としての里親支援センターについては、里親とともに、委託された子どもの健全な成長を支えるものであることから、現在、予算事業（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）のもとで行われている里親支援の実態を踏まえつつ、支援の質を確保したものでなければならないと考えている。新たに里親支援センターに関する設備及び運営基準を定めることになるが、具体的な基準の内容については、施行までの間に検討を進めていくこととしているので、予めご承知置き願いたい。

③ 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業の創設

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会）によると、子どもの虐待死亡事例で最も多いのは0歳児であり、そのうち月例0か月児の割合が4割を占めている。また、0日死亡例をみると、10代の若年妊娠の割合が高く全体の3割を占め、また予期せぬ妊娠の割合は、全体の6割を占めている状況である。

こうした0日児死亡事例の母親は、社会的孤立が顕著で、周囲に妊娠を告げたり、公的機関や医療機関に把握されたりすることなく、助産師等の立ち会いなしに出産した事例が多く、妊娠期から出産後まで切れ目のない支援体制の整備が必要となっている。

このため、改正法案において、予期せぬ妊娠等により身近に頼れる人がいない困難を抱える妊産婦等に対して、

- ・ 入所または通所により安心・安全な居場所の提供
- ・ 妊娠期の健康維持に係る相談支援、出産の可否を含む今後の生活・養育に関する方針の相談支援、メンタルケアの実施
- ・ 産科医療機関等への同行支援の実施
- ・ 出産後の母子の意向を踏まえた、母子生活支援施設等の施設への入所や

特別養子縁組、乳児院への入所を含む関係機関へのつなぎ等を行う妊産婦等生活援助事業を創設することとしており、確実に支援につながるよう、支援が必要な妊産婦等に対して、都道府県、市及び福祉事務所設置町村は利用の勧奨を行わなければならないこととする予定である。

なお、本事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

あわせて、予期せぬ妊娠等に悩む妊産婦は、社会から孤立している場合が多く、また、住所も不安定である場合が多いと考えられることから、

- ・ 妊産婦支援に取り組む民間団体、医療機関、市町村等の関係機関と連携し、
- ・ 支援ニーズの把握に努めるとともに、圏域をまたぐ広域的な調整の実施体制の整備

を推進する必要があるため、困難を抱えた妊産婦等の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催や支援ニーズを把握するための実態調査等の実施に要する費用の支援を計上している。

各都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用いただき、困難を抱えた妊産婦等に適切な支援を提供するための居場所の整備や生活支援とあわせて、社会から孤立し支援につながらない妊産婦等の実態の把握及び関係機関との連携に努めていただくよう、強くお願いする。

(3) 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

(i) 社会的養育経験者等に対する自立支援の強化

(児童自立生活援助事業の対象者の見直し)

児童養護施設等に入所している児童等や自立生活援助事業により自立援助ホームに入所している児童等は、措置制度や予算事業による支援が、上限年齢の到達により一律に打ち切られる現状にある中で、施設退所時に、児童等の5割程度が生活費や学費に不安があると回答しているところである。

児童の施設の入所措置等の解除等にあたっては、18、20、22歳という年齢で迎える支援の区切りに対して、現在も児童養護施設等において作成する自立支援計画や、児童相談所等の関係機関との協議を踏まえ、施設等退所までの計画が策定されているものと承知しているが、年齢で一律に支援の提供を終了するのではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で、自立生活援助事業として都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を提供できることとする。

具体的には、20歳まで自立援助ホームや、措置延長により児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等は、20歳以降は、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親などにより都道府県が必要と判断する時点まで引き続き自立支援を受けることを可能とする。

なお、都道府県が必要と判断する時点については、改正児童福祉法施行までに国として一定の考え方を示す予定であるが、自立生活援助事業の活用にあたっては、都道府県が施設等の関係者とのケース会議を開催することで、予め自立支援の必要性や支援の内容、支援の終了時点を決定することとし、自立支援を適切な期間提供するとともに、障害福祉制度など他の福祉制度へのつなぎも含めて、確実な自立を図ることとする。

(社会的養護自立支援拠点事業の創設)

また、施設入所していた児童等については、頼れる保護者がいないことも多く、施設退所等した児童等のうち、4年制大学に進学した者の2割程度が中退しており、就職した児童等の約1割が3か月で離職しているなど、施設等退所後の生活において課題や不安を抱えている児童等が存在しているため、施設等を退所した児童等に対しても相談支援や居場所の提供等の支援が必要となっている。

こうした施設等を退所した児童等のみならず、児童相談所等へ一時保護されたものの措置には至らず、在宅指導等のみを受けた児童等に対して、

- ・ 相互交流の場の提供、
- ・ 自立した生活に関する情報提供、就労に関する相談支援や助言、
- ・ 関係機関との連絡調整

等を実施する場所として社会的養護自立支援拠点事業を創設することにより、自立支援の提供体制の強化を図ることとする。なお、対象となる児童等の具体的な考え方については、改正児童福祉法施行までに国として一定の考え方を示す予定である。

また、社会的養護自立支援拠点事業は支援を希望する児童等からの申込に対して事業者が応じる形で事業が提供されることを基本とするが、自発的に事業を利用しない児童等に、都道府県は、市町村、福祉事務所長及び児童相談所長から事業の実施が適当である旨の通知を受けた場合に、必要があると認めるときは、社会的養護自立支援拠点事業の実施の利用を勧奨しなければならないこととする。

なお、自立生活援助事業の改正と社会的養護自立支援拠点事業の制度化の他、自立支援の体制の強化を図るため、措置解除者等の実態把握及び自立支援について、都道府県が行わなければならない業務として明確化することとする。

改正法案における自立支援に資する事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、自立支援の提供体制の強化は急務であるため、施行を待たずに、自立支

援の提供体制の強化が可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和3年度補正予算で、安心こども基金を活用し、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に資する事業や社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に資する事業を計上しているため、事業の積極的な活用に向けて検討いただきたい。

(ii) 障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行の推進

(障害児入所施設の入所児童の移行調整に関する責任主体の明確化)

平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

障害児入所施設から成人としての生活への円滑な移行を促進するため、都道府県及び政令市が移行調整の責任主体であることを明確化し、関係者との協議の場を設け、地域資源の整備等を含めた総合的な調整を行うこととする。

(移行調整が著しく困難である場合の障害児入所施設の入所年齢の延長)

また、一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、現行法において障害児入所施設に入所できる児童の年齢が22歳満了時(入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間)までの入所継続を可能とすることとする。

なお、障害児入所施設に入所する障害児等の移行調整については、都道府県、市町村等の関係者ごとに具体的に取り組んでいただくべきこと等を手引書としてまとめ、「障害児入所施設に入所する障害児等の新たな移行調整の枠組みの構築について」(令和3年12月23日障発1223第3号)を発出している。

令和3年3月31日時点での、18歳以上で移行先が決まっていない者の人数は470人となっており、各都道府県・指定都市におかれては、法改正を待たず、障害児入所施設の入所児童等の実態を把握しつつ、入所している18歳以上の者及び18歳未満の児童の円滑な移行を図ることができるよう、上記の手引書を読み込んでいただき、市町村や施設等の関係機関との連携強化等に努められたい。

(4) 児童の意見聴取等の仕組みの整備

全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考えて意思決定が為されることが必要である。

このため、改正法案において、都道府県は、引き続き、子どもの権利擁護の取

組みを推進するため、

- ① 子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、
- ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、子どもの意見聴取等を行うこととし、
- ③ 子どもの意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ、その体制整備に努める

こととしている。

①子どもの権利擁護に係る環境整備については、都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、児童福祉審議会による調査審議・意見具申その他の方法により、子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県の業務とする。

②都道府県知事又は児童相談所長が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定やこれらの措置の解除、更新等を行う際には、子どもの最善の利益を考慮するとともに、子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ(※)、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならないこととする。

※ 一時保護など、緊急で意見聴取等の時間がない場合は、事後速やかに行う。

③意見表明等支援事業については、②の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象に、子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(意見表明等支援員)が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行うこととする。この意見表明等支援事業を担う機関の考え方については、改正法案の施行までに、先行して実施しているモデル事業の実績(NPO、大学、弁護士など多様な機関が実施)を踏まえ、検討してお示ししたい。

なお、③意見表明等支援事業の制度化は、令和6年4月を予定しているが、その円滑な施行のためには、施行を待たずに、実施可能な自治体から取組を進めていただくことが重要であり、令和4年度予算で、児童虐待・DV対策等総合支援事業を活用し、先行して事業を実施出来るようにしている。

(5) 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

一時保護の判断の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始時の司法審査を導入する。具体的には、裁判官が発付する一時保護状による方法とし、児童相談所は、親権者等が一時保護に同意した場合、請求までに一時保護を解除した場合、親権者等がない場合を除いて、保護開始から7日以内又は事前に裁判官に一時保護状を請求することとする。

本制度の導入に際して、児童虐待のおそれがあるとき等、一時保護の要件を法令上明確化し、その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認

めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付することとする。

一時保護状発付の請求が却下された場合は、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、却下の翌日から3日以内に、児童相談所から不服申立てを行うことができることとする。

その他、所要の手續規定を改正法案において設けており、これらの施行は、「公布の日から起算して3年以内の政令で定める日」としており、施行までに実務者から構成される作業チームで詳細を検討していくことを予定している。

(6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格(※)を導入する。

※ 社会的養育専門委員会(審議会)の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー(仮称)」とされているが、名称は今後検討

この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づける(※1)。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み(概ね5年→概ね3年の実務経験(※2))や施設等に配置するインセンティブを設定する。

※1：認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。

※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験が2年以上あるなど、実践的な能力がある場合に限ることとする。

新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記(※)の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行(R6.4)後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

※ その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を発揮して働くことができる場における雇用の確保

(7) 児童をわいせつ行為から守る環境整備

児童と接する業務に従事する者が、児童に対してわいせつ行為を行い、いったん当該業務に係る免許の失効・取上げや資格の登録の取消等を受けた後、一定期間後に再度児童と接する業務に従事することにより、わいせつ行為を繰り返す事案が発生していること等を背景に、令和3年5月に、児童へわいせつ行為を行い免許状が失効した教育職員等の情報が登録されたデータベースの構築等を行うこ

とや、当該者の免許の再授与にあたって裁量をもたせること等を内容とする教員議員立法が成立したところ。

当該教員議員立法の附則として、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加えることなどの規定が盛り込まれているほか、参議院及び衆議院文教科学委員会の附帯決議において、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った保育士の実態把握を進めるとともに、早期に保育士資格についても、議員立法における教育職員に関する仕組みと同様の仕組みを検討することとされている。

上記の状況を踏まえ、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、教員と同様、児童へわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を内容とする改正を行うこととする。具体的な内容は以下のとおり。

- ・ 保育士の欠格事由に係る登録禁止期間を禁錮以上の刑に処せられた場合に無期限、それ以外の場合には3年とすること
- ・ 保育士の取消事由に児童へわいせつ行為を行った場合を追加し、児童へわいせつ行為を行ったことにより保育士登録を取り消された者については、保育士資格の再登録の際に審査を行う仕組みを導入すること
- ・ 児童へわいせつ行為を行った保育士等の情報に係るデータベースを整備し、雇用主が保育士の雇用の際に当該情報を活用できるようにすること 等

※ 施行日は、令和5年4月1日を予定（データベースの整備に関するものは公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日を予定）

今後の保育士の具体的な資格管理の在り方等については、法改正の内容を踏まえてお示ししていくことを考えているところ、保育士の資格管理を行う都道府県を中心に、各種の調査依頼等に御協力いただくことをお願いするため、御承知をお願いしたい。

また、児童へのわいせつ行為を行ったベビーシッターの対策等のため、社会保障審議会児童部会子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会での議論を踏まえ、

- ・ 事業停止命令等を受けた認可外保育施設の名称等を公表できることとすること
- ・ 都道府県知事が事業停止命令等を行うために必要がある場合には、他の都道府県 知事に対して、当該命令等の対象となるべき施設の設置者に関する情報等の提供を求めることができることとすること

を内容とする改正を行うこととしている

（施行日は、公布の日から起算して3月を経過した日を予定）

児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）による相談機能の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）**【児童福祉法】

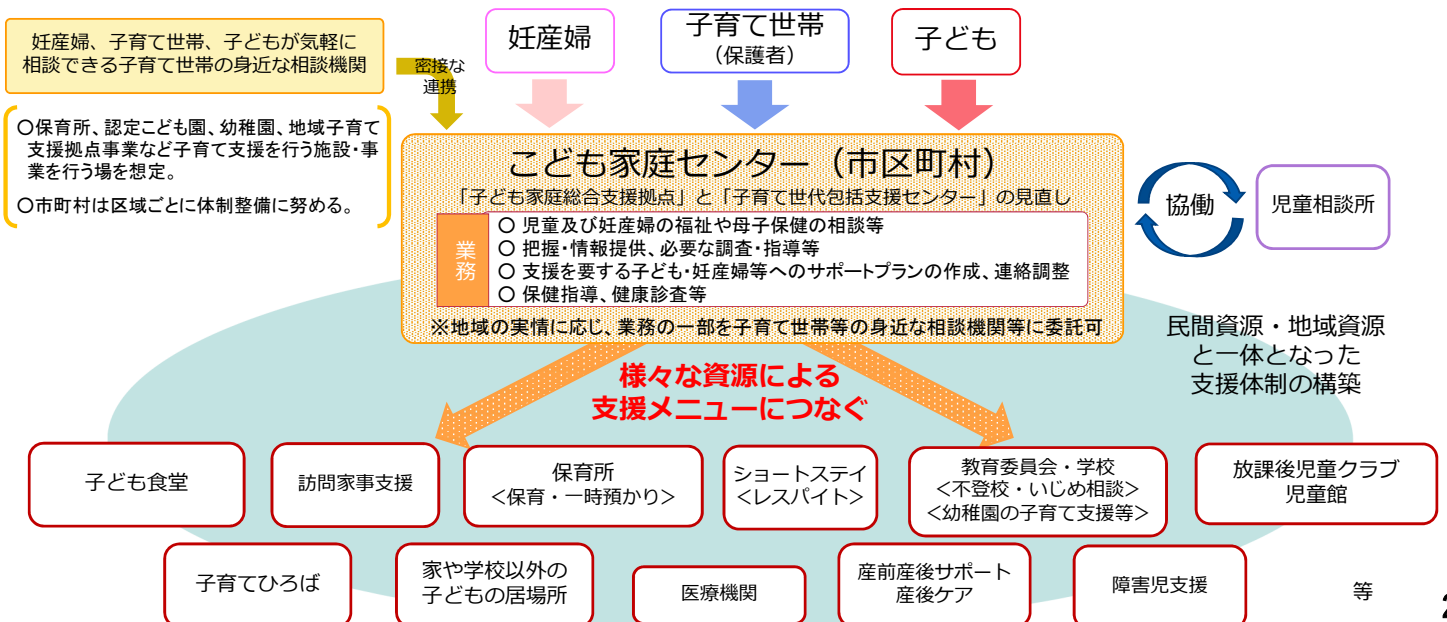
児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、必要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、**全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。**
※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）
- この相談機関では、**妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。**
※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- **地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。**
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が**利用勧奨・措置を実施**する。

新設

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する**情報の提供、家事・養育に関する援助**等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- **児童の居場所となる拠点を開設**し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、**子どもの発達状況等に応じた支援を行う。**
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

拡充

子育て短期支援事業

- **保護者が子どもと共に入所・利用可能**とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（**レスパイト利用**など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充実

3

児童発達支援センターの役割・機能の強化

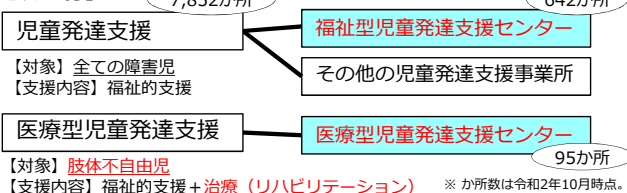
<制度の現状>

- 主に未就学の障害児の発達支援を行う「児童発達支援センター」については、地域における中核的役割を果たすことが期待されているが、果たすべき機能や、一般の「児童発達支援事業所」との役割分担が明確でない。
- 障害児通所支援については、平成24年の法改正において、障害児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるよう、障害種別毎に分かれていた給付体系をできる限り一元化したが、児童発達支援センターは「福祉型」と「医療型」（肢体不自由児を対象）に分かれ、障害種別による**類型**となっている。

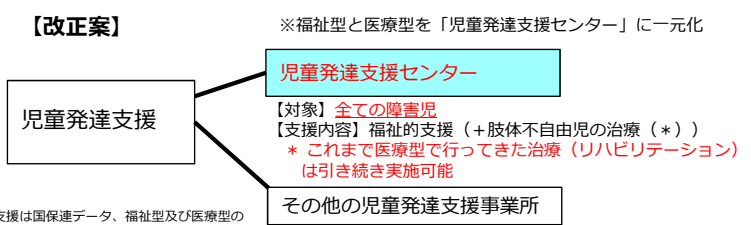
<改正案の内容>

- ① **児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化**する。
 ⇒ これにより、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図る。
「中核的役割」として明確化する具体的な役割・機能のイメージ>
 - ① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
 - ② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
 - ③ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能
 - ④ 地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能
- ② **児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化**を行う。
 ⇒ これにより、障害種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援を受けられるようにする。

【現行】



【改正案】



※ 福祉型と医療型を「児童発達支援センター」に一元化
※ 対象は令和2年10月時点。児童発達支援は国保連データ、福祉型及び医療型の児童発達支援センターは社会福祉施設等調査によるか所数。

4

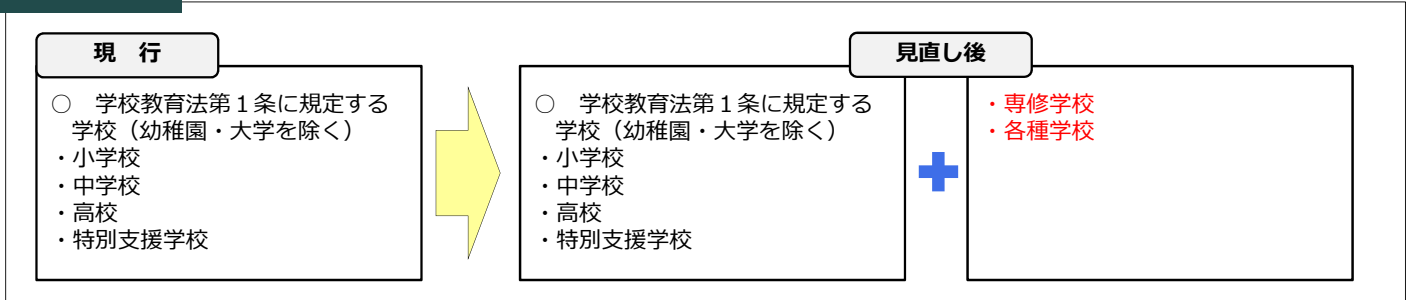
放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、**義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。**そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、**障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。**
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる**発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。**

※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

見直しの内容



対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合

5

都道府県等・児童相談所による支援の強化

- **児童相談所の業務負荷が著しく増大**する中で、**民間と協働**し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、**親子再統合支援事業**を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、**里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。**
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など**支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業**を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった**里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等**を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- **家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とその子ども**（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に**入居させ、又は事業所等に通所、訪問**により、食事の提供などの**日常生活の支援**を行う。**養育に関する相談・助言**、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

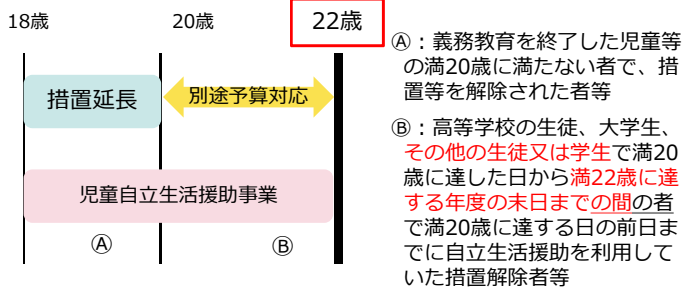
社会的養育経験者の自立支援

- 施設入所等の措置等を解除された者等（措置解除者等）の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことについて、都道府県が行わなければならない業務にするとともに、
 - ① 児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する、
 - ② 生活・就労・自立に関する相談等の機会や措置解除者等との相互相談等の場を提供する事業を制度に位置づける。
- ※ 措置解除者等：年間7,964人（平成30年度）

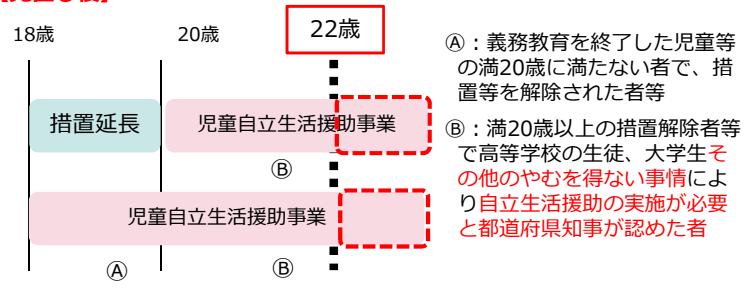
＜児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等の弾力化＞

- 年齢要件について都道府県知事が認めた時点まで児童自立生活援助の実施を可能（※）にするとともに、教育機関に在学していなければならない等の要件を緩和する。
- ※ 満20歳以降も児童自立生活援助事業を活用して同じ施設等に入所等し続けることを可能とする。

【現行】



【見直し後】



＜社会的養護自立支援拠点事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）＞

- 措置解除者等や自立支援を必要とする者（※）を対象
- ※ 例えば、一時保護をされたが措置には至らなかった場合、施設に入所等しながら退所後を見据えた利用を行う場合、施設の退所等の後に利用する場合
- 相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う。

7

障害児入所施設からの円滑な移行調整の枠組みの構築

＜制度の現状＞

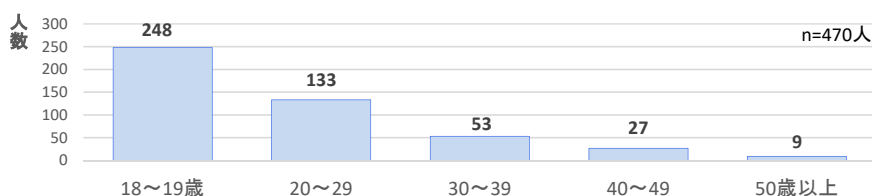
- 平成24年施行の児童福祉法改正において、当時、障害児入所施設に入所できていた18歳以上の障害者については、改正後は大人として相応しい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとされたが、移行調整が十分進まず、18歳以上の者が障害児入所施設に留まっている状況がある。

＜改正案の内容＞

- ① 障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する。
 - ＜都道府県・政令市が取り組む内容＞
 - ① 関係者との協議の場を設ける
 - ② 移行調整及び地域資源の整備等に関する総合的な調整を行う 等
- ② 一定年齢以上の入所で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障害等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続を可能とする。

（注）現行法において入所できる児童の年齢は原則18歳未満。20歳未満まで入所の延長が可能。

【福祉型障害児入所施設に入所中の18歳以上で移行先が決定していない者の現状（年代別）】



出典：厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室調べ（令和3年3月31日時点）

- ※ 1 移行先が決まっているため、令和3年度中に退所予定の者を除く
- ※ 2 470人（過齢児）のうち、22歳までの者は313人（うち19歳以下の者248人、20歳～22歳の者は65人）、23歳以上の者は157人。

- ※ 1 18歳以上で移行先が決定していない者については、令和3年12月に都道府県・政令市等に対し、①地域のグループホーム等への移行調整や、②児者転換（障害児入所施設から障害者支援施設への転換）、③児者併設（障害児入所施設を分割した一方を障害者支援施設として併設）等の対応を加速するよう手引きを示し、取組を進めている。

子どもの意見聴取等の仕組みの整備

- 都道府県等において、引き続き、子どもの権利擁護の取組みを推進するため、
 - ① **子どもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県等の業務として位置づけ**、
 - ② 都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、**子どもの意見聴取等を行うこと**とし、
 - ③ 子どもの**意見表明等を支援するための事業を制度に位置づけ**、その体制整備に努めることとする。

<子どもの権利擁護に係る環境整備>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、**都道府県の児童福祉審議会等**(※)による調査審議・意見具申その他の方法により、**子どもの権利擁護に係る環境を整備することを、都道府県等の業務とする。**

※ 児童福祉法に基づき都道府県に設置され、子ども等の福祉に関する事項を調査審議し、また関係行政機関に意見具申することができる。

<児童相談所や児童福祉施設における意見聴取等>

- 都道府県知事又は児童相談所長が行う**在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、指定発達支援医療機関への委託、一時保護の決定時等**(※)に意見聴取等を実施

※ 措置等の解除、停止、変更、期間の更新の時点についても同様。一時保護など緊急で意見聴取等の時間がない場合は事後も許容。

- 子どもの最善の利益を考慮するとともに、**子どもの意見又は意向を勘案して措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の子どもの事情に応じ意見聴取その他の措置を講じなければならない。**

<意見表明等支援事業(都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市)>

- 児童相談所長等の意見聴取等の義務の対象となっている子ども等を対象
- 子どもの福祉に関し知識又は経験を有する者(**意見表明等支援員**)が、**意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う。**

9

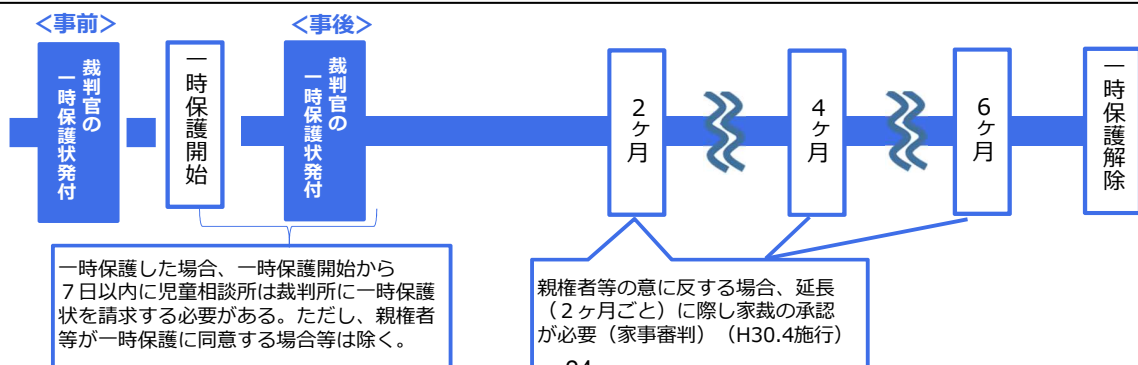
一時保護の開始時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保(司法審査)>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、**一時保護開始の判断に関する司法審査**を導入する。
 - 裁判官が発付する**一時保護状による方法**(事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求)とする。
 - 対象として、**親権者等が一時保護に同意した場合**や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、**一時保護の要件を法令上明確化**。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける(却下の翌日から3日以内にその取消を請求)

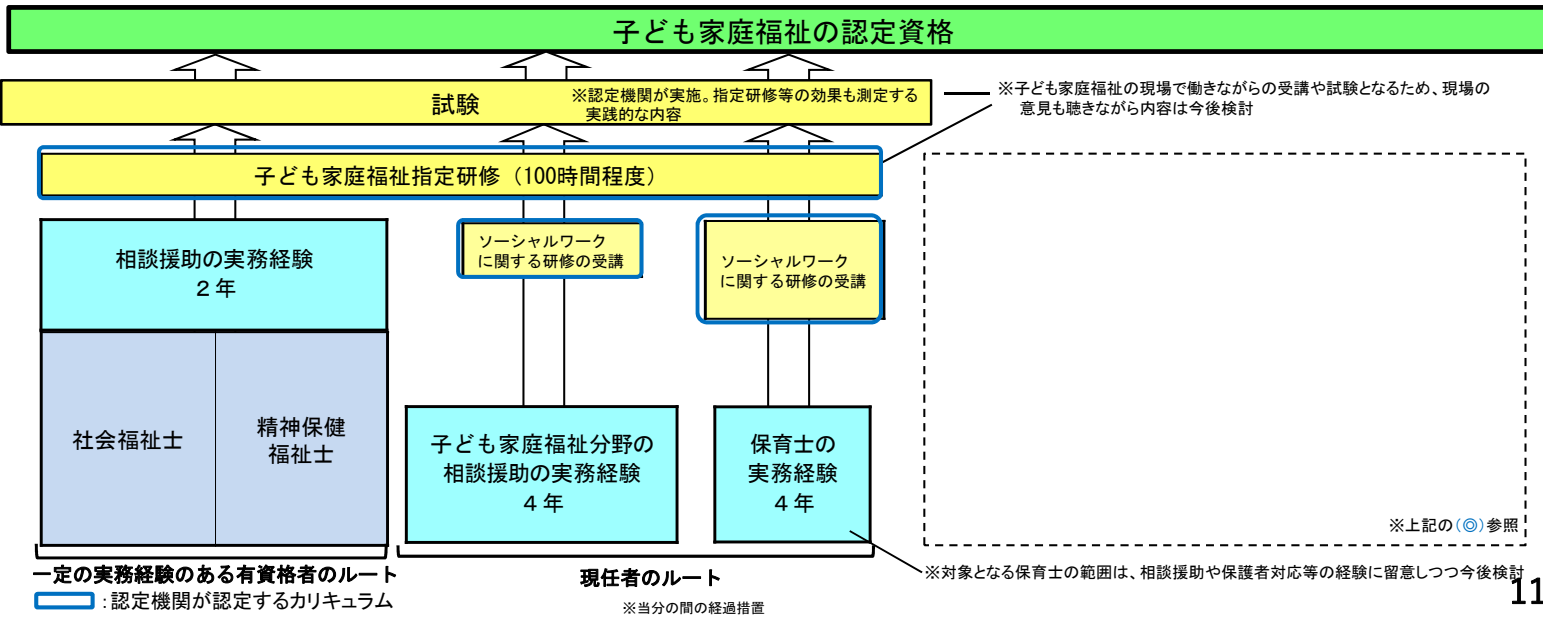
<一時保護所の設備・運営基準の策定等>

- ケアの困難度が高い子どもの入所という一時保護所の特性を踏まえ、**新たに設備・運営基準を策定**し、下記の内容を規定する。
 - ・ **平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体は、定員超過解消のための計画を策定**。その場合には、国が重点的に支援を実施し、施設整備等を進めることにより、一時保護所の環境改善を目指す。
 - ・ 一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、**一時保護所が第三者評価を受けることとする。**
- 児童相談所が措置を講じるに当たって、地方自治体、医療機関、医学に関する大学、児童福祉施設、子どもが在籍する学校など関係機関から、情報の提供や意見の開陳など必要な協力を求めることができることを明記する。



子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

- 子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者**について、国の基準を満たした認定機関が認定した**研修等を経て取得する認定資格**(※)を導入する。
※社会的養育専門委員会（審議会）の報告書では「子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）」とされているが、名称は今後検討
- この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして**児童福祉法上位置づける**(※1)。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組み（概ね5年→概ね3年の実務経験(※2)）や施設等に配置するインセンティブを設定する。
※1：児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項についての確かな措置を実施するのに十分な知識等を有する者として規定し、認定機関の認定の枠組み等は下位法令等に規定。
※2：要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力がある場合にに限ることとする。
- 新たな認定資格の取得状況その他の施行の状況を勘案するとともに、下記(※)の環境を整備しつつ、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関して、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、認定資格の施行（R6.4）後2年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。(◎)
※その者が実施すべき業務の内容、必要な専門的な知識・技術や教育課程の内容の明確化、養成するための必要な体制の確保、その者がその能力を發揮して働くことができる場における雇用の機会の確保



児童をわいせつ行為から守る環境整備 (性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化)

改正事項	保育士（児童福祉法）（現行）	教員（教育職員免許法等）	保育士（児童福祉法）（見直し案）
① 欠格期間	禁錮以上の刑に処せられた場合	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり	期限なし ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金の刑に処せられた場合	—	児童福祉関係法律の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して 3年
	登録取消・免許状失効等による場合	登録取消の日から起算して 2年	免許状失効等の日から 3年
② 登録取消等の事由	登録の取消・免許状失効等を行わなければならない場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合	<取消事由> ・欠格事由に該当するに至った場合 ・虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・ わいせつ行為を行ったと認められる場合
	登録の取消・免許状失効等を行うことができる場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合	<取消事由> ・信用失墜行為の場合 ・秘密保持義務違反の場合
③ わいせつ行為を行った者の再登録等の制限	欠格期間経過後は再登録の申請が可能	わいせつ行為を行ったことにより免許状が失効等した者については、 その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる (※)	わいせつ行為を行ったことにより登録を取り消された者等については、 その後の事情から再登録が適当である場合に限り、再登録することができる
④ わいせつ行為により登録取消・免許状失効した者の情報把握（データベースの整備）	—	わいせつ行為により免許状が失効等した者の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った教員の情報を、教員を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する(※)	わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースを整備するなどわいせつ行為を行った保育士の情報を、保育士を雇用する者等が把握できるような仕組みを構築する

⑤そのほか、わいせつ行為を行ったベビーシッターについては、児童福祉法に基づく事業停止命令等の情報について公表できること等を規定することにより、利用者への情報提供を図る。

注 わいせつ行為とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する「児童生徒性暴力等」を指す。

※ 法の規定に基づく対応

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援

令和3年度第1次補正予算額：602億円（安心子ども基金に計上）

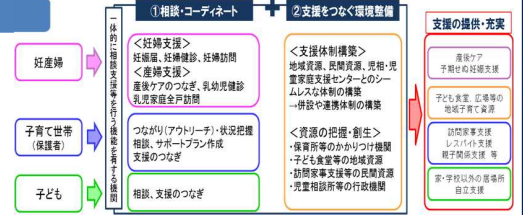
目的

市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援（訪問支援等）を推進していくことで、包括的な支援体制の構築を図る。

支援内容

1. 母子保健と児童福祉の相談支援機関を再編した一体的な相談支援体制の整備の推進

- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関の整備に必要な整備費・改修費の支援【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業】
- 母子保健と児童福祉の一体的相談支援機関における子育て世帯等を対象としたサポートプランの作成や地域づくり、ネットワーク構築等の推進【母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業】
- 若年等リスクを抱えた妊婦家庭を訪問し、状況把握等を行う取組の推進【妊婦訪問支援事業】



2. 支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援の推進

- 子育て世帯等を対象とした訪問家事・育児支援の推進【子育て世帯訪問支援臨時特例事業】
- ペアレント・トレーニングの提供等、親子関係形成支援の推進【保護者支援臨時特例事業】
- 家庭や学校に居場所のない子どもの居場所支援の推進【子どもの居場所支援整備事業／子どもの居場所支援臨時特例事業】
- 子育て世帯のレスパイト支援の充実（親子入所支援・利用料減免等）【子育て短期支援整備事業／子育て短期支援臨時特例事業／一時預かり利用者負担軽減事業】



3. 支援の必要性の高い妊産婦・子どもへの支援体制の強化

- 支援の必要性の高い妊産婦の滞在型支援の推進【特定妊婦等支援整備事業／特定妊婦等支援臨時特例事業】
- 児童相談所一時保護所の定員超過解消に向けた受け皿整備に必要な整備費・改修費の支援【児童相談所一時保護所等整備事業】
- 社会的養護経験者（ケアラーバー）に対する自立支援体制の整備【社会的養護自立支援整備事業／社会的養護自立支援実態把握事業】



実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市町村（NPO法人等に委託可）

実施期間

令和3年度～令和5年度末

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業・運営事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、母子保健の相談機関（子育て世代包括支援センター）と児童福祉の相談機関（市区町村子ども家庭総合支援拠点）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図るうえで必要な整備費等の支援を行うとともに、統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図ることにより、母子保健・児童福祉双方の相談機関の連携強化の一層の推進を図る。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業（整備費）

【事業内容】

母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村が行う子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備費等の支援を行う。

【実施主体】

市町村

【補助割合】

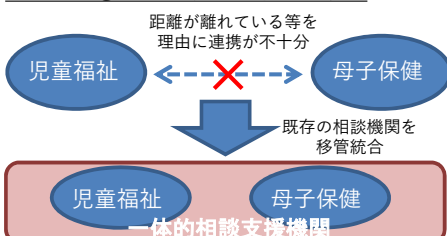
国9/10、市町村1/10

【補助基準額】

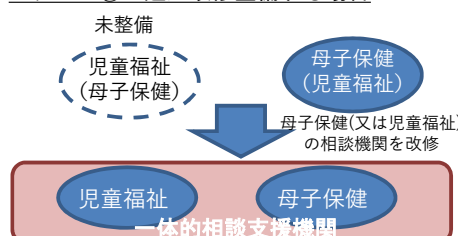
整備費・改修費 1か所当たり 17,392千円
 開設準備経費 児童福祉・母子保健いずれか片方のみ整備する場合 1か所3,578千円
 児童福祉・母子保健双方を整備する場合 1か所7,333千円

（参考）整備のイメージ

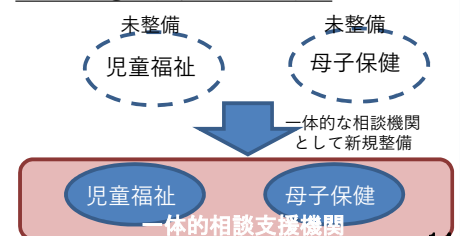
パターン① 移管改修整備する場合



パターン② 追加改修整備する場合



パターン③ 新規整備する場合



【事業内容】

統括支援員を配置し、母子保健と児童福祉の一元的なマネジメント体制の構築を図る市町村の相談支援機関に対して、統括支援員の配置に必要な費用の支援を行うとともに、訪問支援や子どもの居場所支援等の家庭・養育環境支援に係るニーズ把握や周知広報、人材育成等、制度の円滑な導入に資する費用の支援を行う。

【実施主体】

市町村

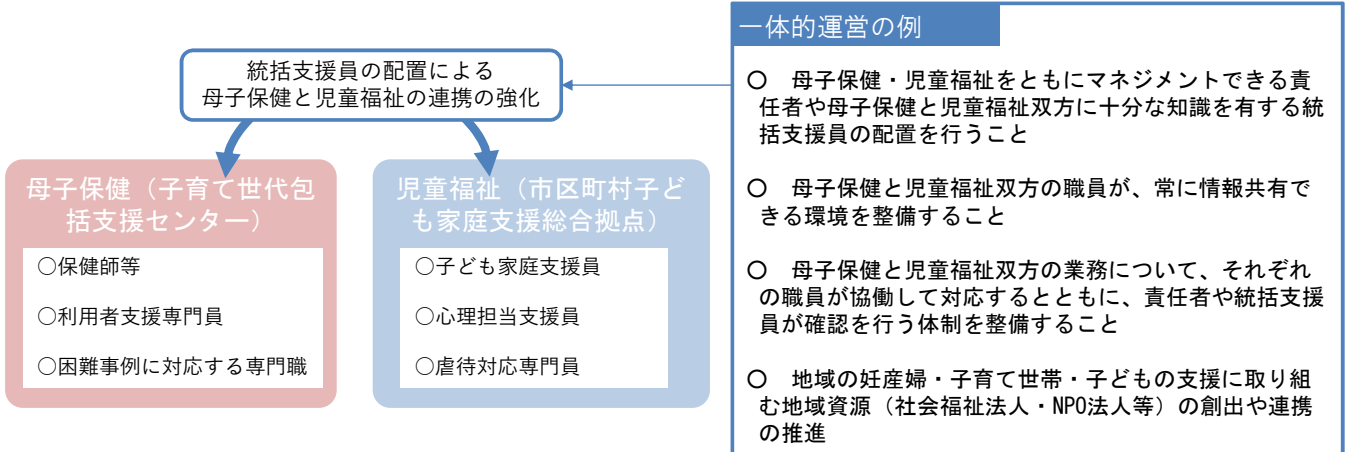
【補助割合】

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

【補助基準額】

- ・一体的相談支援機関運営支援 1か所当たり 6,272千円
(児童人口1万人以上の相談支援機関に限る)
- ・家庭・養育環境支援の円滑導入支援 1市町村当たり 3,208千円

(参考) 統括支援員の配置による一元的マネジメント体制の構築のイメージ



妊婦訪問支援事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

目的

- 妊婦届の提出時に妊婦の状態等を確認し、若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することによりハイリスク妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

内容

◆ 対象者

妊婦健診未受診の妊婦その他継続的な状況把握が必要な妊婦

◆ 内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するとともに必要な支援に繋げる。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国 1 / 2、市町村 1 / 2
- ◆ 補助単価案 : 1回あたり 9,080円
民間委託する場合 年額564,000円

子育て世帯訪問支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

- 家事・育児等に対して不安・負担を抱えながら子育て等を行う家庭が増加しており、子どもの養育だけではなく、保護者（妊産婦を含む）自身が支援を必要とする家庭が増加している。
- こうした需要に対応するため、訪問支援員（仮称）が、家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた要支援家庭及び支援の必要性の高い妊産婦

支援内容

- ・家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ・育児支援（保育所等の送迎支援や地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

（参考）支援の様子

補助基準額

訪問支援費用	1時間当たり	1,500円（3,000円）
交通費	1件当たり	930円（1,860円）
事務費（管理費）	1事業所当たり	564,000円

※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、訪問支援費用及び交通費について補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額



家事支援のイメージ

育児支援のイメージ

子どもの居場所支援整備事業・子どもの居場所支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

不登校の子ども等を含め、家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子どもに対する居場所の整備に必要な整備費・改修費の支援を行うとともに、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の子どもの居場所に関する総合的な支援を実施する。

子どもの居場所支援整備事業（整備費）

【実施主体】

市町村

【補助割合】

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,392千円

子どもの居場所支援臨時特例事業（運営費）

【実施主体】

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

【支援対象】

家庭や学校に居場所がない学齢期以降の子ども

【支援内容】

- ①安心・安全な居場所の提供
- ②生活習慣（手洗い・うがい、歯磨き）の形成
- ③学習（宿題の見守り等を含む）の支援
- ④食事の支援
- ⑤課外活動の提供
- ⑥専門職による支援計画の策定 など

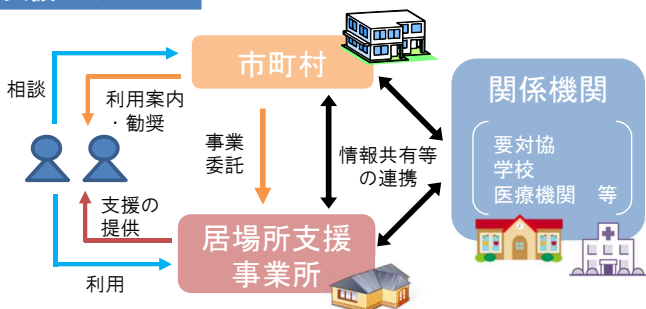
【補助割合】

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

【補助基準額】

①基本分	専門職を配置しない場合	1か所当たり	14,592千円
	専門職を配置した場合	1か所当たり	15,850千円
②賃借料支援加算		1か所当たり	3,000千円
③開設準備経費加算		1か所当たり	4,000千円

支援のイメージ



（参考）支援の様子



中高生向けのフリースペースの様子

食事の支援の様子

専門職による面談の様子

保護者支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対して、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する。

実施主体

市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）

支援対象

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた子育て家庭

支援内容

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている子育て家庭に対するペアレントトレーニングの実施

補助割合

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

補助基準額

- ・ペアレントトレーニング 1人当たり 16,400円（32,800円）
 - ・保護者指導支援プログラム資格取得支援 1市町村当たり 100,000円
- ※所得等に応じた利用者負担軽減を行った場合には、補助額の加算を実施。
括弧書きは生活保護世帯に対して利用者負担軽減を実施した場合の補助基準額

支援イメージ



19

子育て短期支援整備事業・子育て短期支援臨時特例事業・一時預かり利用者負担軽減事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

レスパイトケアを必要とする子育て家庭が安定して利用出来るよう、子育て短期支援事業の受け皿整備を推進するための整備費・改修費の支援を行うとともに、専任人員の配置や、親子利用等多様化する支援ニーズに対応した支援の提供等を行い、併せて子育て短期支援事業及び一時預かり事業について、所得等に応じた利用者負担の軽減措置を講じることで、家庭・養育環境の支援を強化する。

子育て短期支援整備事業（整備費）

- 【事業内容】 子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援専用の居室の整備に要する費用の支援を行う事業
 【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可）
 【補助割合】 国2/3、市町村1/12、事業者1/4 【補助基準額】 定員1人当たり 2,416千円

子育て短期支援臨時特例事業（運営費）

- 【事業内容】
- 専任人員配置支援**
 - ◆事業内容 子育て短期支援事業の専従する職員を配置し、正当な理由無く、子育て短期支援の利用を断らない施設に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う事業
 - ◆補助基準額 1施設当たり 年額6,433千円
 - 親子入所等支援**
 - ◆事業内容 レスパイトケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間入所させ、支援を行う事業
 - ◆補助基準額 1世帯当たり 日額9,600円
 - 入所希望児童支援**
 - ◆事業内容 保護者の育児放棄や過干渉等により、一時的な避難を希望する子どもを短期間受け入れ、支援を行う事業
 - ◆補助基準額 児童1人当たり 日額4,200円
 - 利用者負担軽減支援**
 - ◆事業内容 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
 - ◆補助基準額

生活保護世帯	日額5,000円	年収360万円未満世帯	日額3,500円
住民税非課税世帯	日額4,000円	その他要支援児童のいる世帯	日額2,500円
- 【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

一時預かり利用者負担軽減事業

- 【事業内容】 支援を必要とする子育て家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等に応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する事業
 【補助基準額】

生活保護世帯	日額3,000円	年収360万円未満世帯	日額2,100円
住民税非課税世帯	日額2,400円	その他要支援児童のいる世帯	日額1,500円

 【実施主体】 市町村（NPO法人や社会福祉法人等に委託可） 【補助割合】 国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

児童相談所一時保護所等整備事業

令和3年度第1次補正予算額 602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

1. 概要

- 定員超過が常態化している一時保護所がある自治体においては、一時保護所の新設や既存施設の改築等により、定員拡大を図ることが急務。
- 一時保護所の定員超過解消を図る自治体を支援するため、定員超過解消のための計画を策定した場合には、一時保護所の新設・改築、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備費の補助率を嵩上げする（1/2→9/10）

2. 対象自治体

- ①平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助の希望の有無に関わらず計画の策定）
- ②平均入所率が90%を超えている一時保護所がある自治体（当該補助を希望する自治体は計画の策定）

3. 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】

- ・児童相談所一時保護所の整備等 本体分(定員1人当たり)12,934千円 + 各加算
- ・児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する整備等
(児童養護施設の場合)
本体分(定員1人当たり)6,602千円 + 一時保護専用施設設置加算(定員1人当たり)18,722千円(最大) + その他加算
- ・児童相談所一時保護所の生活環境改善のための改修 1か所当たり8,000千円
- ・一時保護専用施設の改修 1か所当たり21,900千円

21

特定妊婦等支援整備事業・特定妊婦等支援臨時特例事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

予期せぬ妊娠等、支援の必要性の高い妊産婦に対して、出産や今後の生活について落ち着いて考えることのできる居場所の提供を行うとともに、産婦本人の養育方針や養育の不安等に応じて必要な支援機関へつなぐ体制を構築することにより、妊産婦の孤立化を防ぎ、虐待の重篤事案の防止を図る。

特定妊婦等支援整備事業（整備費）

【事業内容】

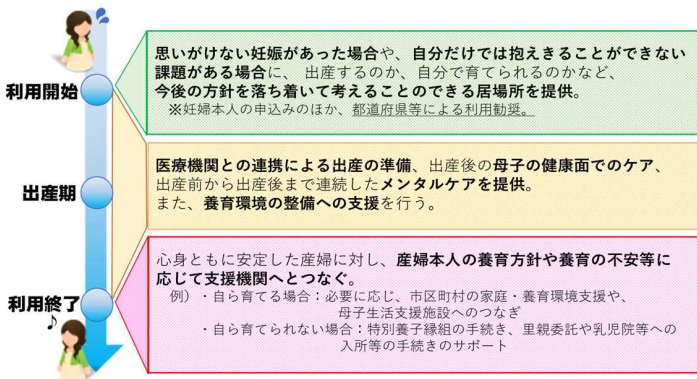
支援の必要性の高い妊産婦に対する安定的な支援の推進を図るため、心理的ケアや生活相談支援等を行う居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村

【補助割合】 国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】 <整備費> 8,588千円 × 定員（世帯数）
<改修費> 1世帯当たり 8,588千円

（支援のイメージ）



特定妊婦等支援臨時特例事業（運営費）

【事業内容】

支援の必要性の高い妊産婦を通所又は宿泊で受け入れて、心理的ケアや生活相談支援等を行うための看護師等の配置や妊産婦を受け入れた際に要する生活費等の支援を行うとともに、支援ニーズ等の実態把握や関係機関との連携に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】 都道府県、市、福祉事務所設置町村
(社会福祉法人やNPO法人に委託可)

【補助割合】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2
国1/2、都道府県1/4、市・福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】

基本分単価 1か所当たり 32,753千円
開設準備費加算 1か所当たり 4,000千円（上限額）
賃借料加算 1か所当たり 3,000千円（上限額）

実態把握・関係機関連携経費支援
1自治体当たり 5,085千円

（参考）支援の様子



30

22

社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業（概要）

令和3年度第1次補正予算額：602億円の内数（子育て支援対策臨時特例交付金）

事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者（ケアリーバー）に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援が確実に提供される環境の整備を図る。

社会的養護自立支援整備事業（整備費）

【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

【補助基準額】

1か所当たり 17,392千円

社会的養護自立支援実態把握事業

【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な費用の支援を行う。

【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

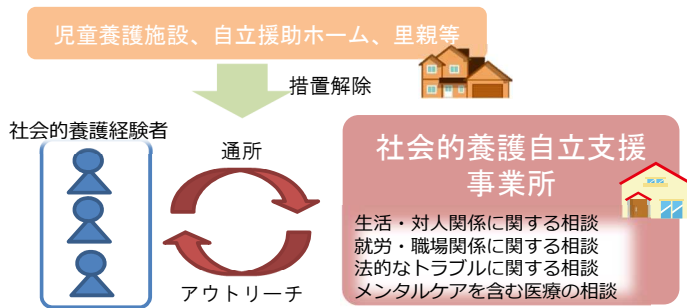
【補助割合】

国1/2、都道府県等1/2

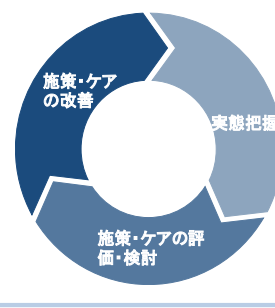
【補助基準額】

1自治体当たり 3,000千円

《社会的養護自立支援事業所のイメージ》



《実態把握のサイクル》



《自立支援に必要な関係機関の協議会》



23

利用者支援事業

令和3年度予算 1,691億円の内数 → 令和4年度予算案 1,800億円の内数
(子ども・子育て支援交付金(内閣府)及び重層的支援体制整備事業交付金(厚生労働省))

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

3つの事業類型

基本型

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成している。

【利用者支援】

- 地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
- 子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
- 子育て支援に関する情報の収集・提供
- 子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
- 当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】

- より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
- 地域に展開する子育て支援資源の育成
- 地域に必要な社会資源の開発等
- 地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う

《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置 ※職員は専任が望ましい

○実施か所数の推移

	基本型	特定型	母子保健型	合計
R1年度	805	389	1,330	2,524
R2年度	888	394	1,582	2,864

(単位：か所数)

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和4年度予算案） ※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】	基本型	特定型	母子保健型
	7,604千円	3,078千円	14,209千円

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	一体的相談機能連携等加算（新規）
1,408千円	758千円	1,082千円	1,877千円	805千円	751千円	3,231千円	300千円

【令和4年度新規】

基本型を実施する自治体が、一体的相談機関との連携やかかりつけ機関としての新たな機能に対応するために必要な経費を支援

【開設準備経費】改修費等 4,000千円

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業

1 事業の目的

妊産婦、子育て世帯、子どもの誰1人取り残すことなく、相談を受け適切な支援につなぐためには、子育て世代包括支援センター（母子保健法第22条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第10条の2に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化が必要である。このため、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一元的なマネジメント体制の構築に向けて、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）の整備に要する費用を支援することにより、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方が情報共有を徹底し、協働して妊産婦、子育て世帯、子どもたちの状況把握、相談支援等を行う等、連携強化の一層の推進を図る。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下に掲げる方法により、市町村が一体的相談支援機関の整備を行う事業。

- ① 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設の創設を行う場合（既存の子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体化を図るため、双方ともに移転し、新たに整備する場合を含む）
- ② 既存の子育て世代包括支援センターを改築し、新たに子ども家庭総合支援拠点の機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子ども家庭総合支援拠点を移転し、子育て世代包括支援センターに統合する場合を含む）
- ③ 既存の子ども家庭総合支援拠点を改築し、新たに子育て世代包括支援センターの機能を整備することにより、一体的相談支援機関の整備を行う場合（子育て世代包括支援センターを移転し、子ども家庭総合支援拠点に統合する場合を含む）

(2) 整備対象施設

整備対象施設は、「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センター及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成29年3月31日雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点が、同一の施設・場所において一体的に整備される施設とし、一体的な運営体制の構築に向けて、以下に掲げる取組（別添30「母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業」第5（1）統括支援員の配置要件と同じ）に努めなければならないものとする。

- ① 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の双方の業務をマージメントできる責任者を配置すること。
- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。
- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。
- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が双方の業務について協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。
- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。
- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもへの支援に取り組み地域資源（社会福祉法人・NPO法人等）の創出や連携に努めること。

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体

市町村

(5) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本體工事	1 施設当たり 17,392 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,572 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,104 千円
開設準備（2（1）①により整備を行う場合）	1 施設当たり 7,333 千円
開設準備（2（1）②又は③に	1 施設当たり 3,578 千円

より整備を行う場合)	
解体撤去工事	1 施設当たり 990 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり 1,756 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 9 / 10、市町村 1 / 10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交

付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。	
特殊附帯工事費 地域交流スペース加算	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 20 年 6 月 12 日 雇児発第 0612008 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
開設準備費	一体的相談支援機関の開設準備に必要な費用
解体撤去工事費 及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舍に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成 20 年 4 月 17 日 雇児発第 0417001 号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業

1 事業の目的

子育て世代包括支援センター（母子保健法第 22 条に規定する母子健康包括支援センターをいう、以下同じ。）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉法第 10 条の 2 に規定する拠点をいう、以下同じ。）双方のより一層の連携強化を図るため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設（以下、一体的相談支援機関という。）において、母子保健と児童福祉双方に十分な知識を有する統括支援員を配置する際の必要な費用の補助等により、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の双方の連携強化の一層の推進を図る。

また、別添 31～38 に掲げる事業（以下、家庭・養育環境支援事業という。）の円滑な導入に資する経費の一部を補助することにより、支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制の構築を図る。

2 事業の内容

(1) 統括支援員の配置支援

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方が常に情報共有を行ない、双方の業務を協働で対応する等、一体的な取組を強化するため統括支援員の配置を行う。

(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

家庭・養育環境支援事業の実施に当たって必要となる地域資源の創出や地域住民等への周知・広報の実施等、事業の円滑な導入に資する取組を行う。

3 事業の実施主体

市町村（ただし、2（1）に掲げる統括支援員の配置支援については、児童人口 10,000 人以上を管轄する一体的相談支援機関等に限る）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

5 実施要件

(1) 統括支援員の配置支援

以下のいずれの要件も満たす市町村とする。

- ① 「子育て世代包括支援センターの設置運営について」（平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子育て世代包括支援センターの業務及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」（平成 29 年 3 月 31 日 雇児発 0331 第 49 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく子ども家庭総合支援拠点の業務双方について、マネジメントできる責任者を配置すること。

- ② 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置すること。ただし、市町村の実情に応じて、①の責任者と兼務することができるものとする。

- ③ リスク要因を抱える妊産婦・子育て世帯・子どもや、特定妊婦、要支援・要保護児童等のケースや支援の状況を、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の担当職員が、常に情報共有できる環境を整備すること。例えば、ケース会議の定期的な開催等が考えられる。

- ④ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点それぞれの職員が協働して対応するとともに、①の責任者や②の統括支援員が確認を行う体制を整備すること。

- ⑤ 子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の職員に対して、互いの事務の理解や各分野の知識の向上に向けて、母子保健・児童福祉双方の研修を実施するなど、職員の質の向上に努めること。

- ⑥ 地域の妊産婦・子育て世帯・子どもの支援に取り組む地域資源（社会福祉法人・NPO 法人等）の創出や連携に努めること。

なお、子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点それぞれの業務を民間委託している場合にも支援の対象とするが、その場合には、定期的な連絡協議会の開催等により委託先民間機関も含めて子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的対応を図るものとする。

(2) 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援

以下に掲げる取組により、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入に資する事業であること。

- ① 家庭・養育環境支援事業を行うための地域資源の創出や地域住民等を対象とした周知・広報の実施
- ② ニーズ把握等調査の実施
- ③ 家庭・養育環境支援事業の担い手の確保に向けた研修等の実施
- ④ システム改修等の実施
- ⑤ その他、家庭・養育環境支援事業の円滑な導入支援に資する取組の実施

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

- ① 統括支援員の配置支援 1 か所当たり 6,272 千円（年額）
ただし配置期間が 12 か月に満たない場合には、上記補助基準額に「事業実施月数（※）÷12 月」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助基準額とする。
（※）「事業実施月数」とは、統括支援員を配置した日の属する月から統括支援員の配置がなされなくなった日の前日が属する月までとする。

- ② 家庭・養育環境支援事業の円滑導入支援 1 市町村当たり 3,208 千円（年額）

(2) 補助率

国 2 / 3、都道府県 1 / 6、市町村 1 / 6

子育て世帯訪問支援臨時特例事業

1 事業の目的

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

(3) に規定する支援対象の家庭を訪問支援員が訪問し、以下の支援を実施する事業。

- ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等）
- ② 育児支援（保育所等の送迎支援や一時的な子ども保育地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供等を含む）

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。

(3) 支援対象

次のいずれかに該当する家庭とする。

- ① 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- ④ その他、市町村が特に支援が必要と認めた家庭

(4) 訪問支援員の要件

次のいずれの要件も満たす者であること。

- ① 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有する者
- ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、補助金、負担金

8 留意事項

○ 本事業の補助を受けた市町村については、子育て世帯包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務について、一体的に事務を実施する観点から、以下の体制の整備等を行うことが望ましい。

- ① 子育て世帯包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の業務を一体的に対応する機関として、設置要綱等の規定を整備すること。
- ② 組織定員上、一体的相談機関を置いたうえで、職員に対して必要な人事発令を行うこと。

○ 子育て世帯包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が同一の施設・場所で業務を実施していない場合であっても、次に掲げる取組等を行っている場合には、一体的に業務を行っているものとみなすこと。

- ・ 子育て世帯包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が参加して、要保護児童、要支援児童、特定妊婦などリスクの高い子どもや家庭について情報の共有を図るケース会議などの開催
- ・ 子育て世帯包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点双方の担当職員が共通して情報の閲覧が出来る庁内システム等の整備

限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する
児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者
その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(5) 事業の実施方法

訪問支援の実施に当たっては、以下の①～⑤に留意して実施すること。

① 本事業を実施する者（以下、実施者という。）及び訪問支援員は、児童及びそ
の保護者等の個人情報保護の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、
その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

② 訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合に
は、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。なお、この場合
に、業務上知り得た情報を市区町村と共有することについては、上記の正当な理
由に該当するものであること。

③ 訪問支援員は、常に実施者が発行する身分証明書を携帯し、訪問時に必ず提示
させること。

④ 実施者は、研修等の実施により、常に訪問支援員の質の向上に努めること。

⑤ 利用者負担額は、対象家庭の収入の状況に応じて決定することとし、所得の把握
については、保護者の同意を得た上で、他の支援制度の利用等により把握した所
得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で
運用することとして差し支えない。

(6) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 訪問支援費用

1 市町村あたり

延べ利用時間数 × 3,000円

延べ利用件数 × 1,860円

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定め
る利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めてはならないものとす
る。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額か
らその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144
号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税
法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに
掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保
護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による
市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以
下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイ
に掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用時間数 ×	延べ利用件数 ×
生活保護世帯	0円	0円
住民税非課税世帯	300円	190円
住民税所得割課税額 77,101円未満世帯	600円	530円
その他世帯	1,500円	930円

② 事務費・管理費

1 委託事業所あたり 564,000円

(2) 補助率

国1/2、都道府県等1/4、市町村1/4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、
会議費、光熱水費）、備品購入費、役員費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、
委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

5 留意事業

本事業は2(3)で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを
妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とす
る。

保護者支援臨時特例事業

1 事業の目的

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等を学ぶためのペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることにより、健全な親子関係の形成を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

事業内容は以下の通りとする。

①ペアレントトレーニング

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

②保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングを実施する際に必要な人材の養成に必要な費用の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 事業の対象者

事業の対象者は以下の通りとする。

① ペアレントトレーニング

親子の関係性や子どもとの関わり方等に不安を抱えている 18 歳未満の子どもを養育する家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

- (i) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (ii) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (iii) 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により市町村が当該支援を必要と認めた家庭

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

ペアレントトレーニングの実施のために資格等の取得が必要な者。

(4) 事業実施方法

実施に当たっては以下に留意すること。

①ペアレントトレーニング

(i) ペアレントトレーニングの内容は以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。

- a. 子どものほめ方
- b. 子どもの行動の理解と要因の把握
- c. 子どもに対する効果的な指示の出し方
- d. 子どもの不適切な行動への対応

(ii) ペアレントトレーニングの実施に当たっては、以下の項目を参考にしつつ、地域の実情に応じて実施すること。

a. ペアレントトレーニング実施者として、子どもにかかわる業務に従事していた経験を有する者であって、適切に実施できると市町村が認めた者を置くこと。

b. ペアレントトレーニング実施者は利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。

c. 定員は 10 名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。

d. 1 講座当たり、概ね 5 ～ 8 回（各回 90 分～120 分程度）を目安に、実施すること。

e. 事業を実施する際には、各市区村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。

f. 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。

g. 学齢期以降の子どもを養育する家庭を対象として事業を実施する場合、必要に応じて当該子どもに対してアセスメントを行うよう努めること。

h. 利用者の同意を得た上で、利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図ること。

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

本事業は、ペアレントトレーニングの実施に当たり必要な人材確保を行うための支援であることから、本事業を活用して資格の取得を行う場合には、市町村は資格取得者に対してペアレントトレーニングへの積極的な従事要件として設定すること。

(5) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

3 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① ペアレントトレーニング

次により算出した額の合算額から利用者が負担すべき額の合算額を控除した額。
 なお、利用者負担軽減を実施しない場合は、その他世帯に準じた扱いとし、利用者負担軽減を実施した場合は、利用者が負担すべき額を上回る負担を求めなければならぬものとする。

1 市町村あたり

延べ利用者数 × 32,800 円

(※) 延べ利用者数とは、1 利用者が1 講座（全8 回程度）を利用した場合、1 人とカウントする。

(i) 利用者負担軽減を実施する場合

上記により算出した額の合算額から、以下のア～エに該当する世帯に対して定める利用者負担額の合算額を控除した額

なお、利用者に対して利用者負担額を上回る負担を求めなければならぬものとする。

(ii) 利用者負担軽減を実施しない場合

以下のア～ウの該当の有無に関わらず、一律に上記により算出した額の合算額からその他世帯の利用者負担額を控除した額

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯（年収 360 万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が 77,101 円未満である者（ア及びイに掲げる者を除く。））

エ ア～ウに該当しない、その他世帯

(利用者負担額)

	延べ利用回数 ×
生活保護世帯	0 円
住民税非課税世帯	3,200 円
住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	6,560 円
その他世帯	16,800 円

② 保護者指導支援プログラム資格取得支援

1 市町村当たり 100,000 円

(2) 補助率

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

4 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、補助金

5 留意事項

ペアレントトレーニングについて 2 (3) ① で定める対象となる家庭以外の家庭に対して支援を提供することを妨げるものではないが、その場合、当該家庭にかかった経費については補助対象外とする。

子どもの居場所支援整備事業

- 1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するための支援を提供する。
- 2 事業の内容
 - (1) 事業内容

家庭や学校に居場所のない子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を、包括的に実施する居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。
 - (2) 事業の実施主体

市町村
 - (3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

市町村又は市町村が適当と認めた者
 - (4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～④の設備を設けるものとする。

 - ① 相談室
 - ② 対象者が集まることができる設備
 - ③ 事務室
 - ④ キッチン、浴室、学習スペースなど、その他支援の実施に必要な設備

3 補助基準額・補助率等

種目	補助基準額
本體工事	1 施設当たり 17,392 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,572 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,104 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 990 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり 1,756 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成 20 年 6 月 12 日 雇発第 0612004 号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成 20 年 6 月 12 日雇発第 0612008 号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 1 項第 3 号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国 2 / 3、市町村 1 / 1 2、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により選定された選定事業者が、同法第 14 条第 1 項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、令和 5 年度中に施設整備に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本體工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ）。
	ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認めら

子どもの居場所支援臨時特例事業

1 事業の目的

家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供する。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下の①、②の全部もしくは一部の取組を行うこととする。

① 子どもの居場所支援臨時特例事業

「児童指導担当職員」を配置し、以下の(i)～(vi)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

ただし、支援を常時提供しなければならぬわけではなく、支援対象者から支援を求められた際に、確実に支援を提供できる体制を整備すること。

(i) 安心・安全な居場所の提供(※2)

(ii) 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等)

(iii) 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等)

(iv) 食事の提供(※3、4、5)

(v) 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等)

(vi) 学校、医療機関、民生委員・児童委員等の関係機関と日常的に連携を行い、事業の趣旨や各機関が把握している子どもの情報が共有されやすい関係の構築

(※1) (i)～(vi)の取組を通じて家庭への支援が必要と判断される場合には、保護者への家庭の状況の聞き取り等を通じて、家庭環境の把握に努めること。

(※2) 居場所における支援を行う際、必要に応じて家庭、学校、その他の場所と本事業の実施場所との間の送迎支援を行うこと。

(※3) 食事の提供に当たっては、食育の観点に配慮するとともに、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

(※4) 提供する食事は、必ず居場所で調理された食事であることを要しない。

(※5) 居場所にて食事の提供を含めた各種支援を包括的に提供することを目的とした事業であるため、宅食により食事を提供することは不可とする。

② 児童指導専門職員配置支援事業

子ども及びその家庭を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた経験を持ち、十分なソーシャルワークスキルを有する「児童指導専門職員」を配置し、以下の(i)～(iv)に掲げる取組を包括的に実施するものとする。

(i) 支援計画(※1)の策定

特殊附帯工事費	れる購入費等を含む(以下同じ。)
地域交流スペース加算	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策整備交付金における地域福祉の推進を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象)※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

- (ii) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
 - (iii) 子どもの家庭への訪問を含めた支援（※2）
 - (iv) その他、居場所における子どもに必要な支援
- （※1）支援計画は、居場所における子どもへの支援を中心に考えたものであること。

（※2）事業所における保護者へのアセスメント等の支援だけではなく、必要に応じて、子どもと家庭を訪問し、家庭環境の把握や保護者への相談支援を実施すること。

(2) 事業の実施主体

市町村
なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 支援対象者

- ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の子ども等、養育環境に関して課題のある学齢期の子ども及びその家庭
- ② 不登校の子ども等、学校に居場所のない学齢期の子ども及びその家庭
- ③ その他、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した学齢期の子ども及びその家庭

(4) 事業実施場所

児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が子どもの居場所支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

(5) 事業実施体制

事業の実施にあたっては、以下の①児童指導担当職員は必置とし、②児童指導専門職員は地域の実情やその他支援の必要性を考慮して配置するものとする。

なお、職員の配置にあたっては、研修の実施等により、従事する職員の質の担保を図ること。

① 児童指導担当職員

- (i) 児童福祉事業及びそれに類する業務に従事していた経験を持つ者
- (ii) 専従の常勤職員（常勤的非常勤職員を含む）であることが望ましい。

なお、児童指導担当職員の配置にあたっては、児童の支援に従事する同種の職員の処遇を考慮した上で配置すること。

② 児童指導専門職員

- (i) 子どもを対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者
- なお、児童指導専門職員は、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

(6) 開所日数

開所する日数は、その地域における学校の授業の休業日その他の状況を考慮し、年間250日以上開所すること。

ただし、実態として250日開所する必要がある場合には、特例として200日以上の開所でも本事業の対象とする。

(7) 開所時間

原則、12時から20時を目途として開所するものとするが、その地域における学校の授業の終了の時刻その他の状況を考慮して定めるものとする。

3 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

4 補助基準額・補助率

- (1) 補助基準額
 - ① 子どもの居場所支援臨時特例事業 1か所当たり 14,592千円
 - 賃借料支援 1か所当たり 3,000千円（上限）
 - 開設準備経費支援 1か所当たり 4,000千円（上限）
- ② 児童指導専門職員配置支援事業 1か所当たり 1,258千円

(2) 補助率

国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

8 留意事項

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づくひとり親家庭の子どもに対する生活・学習支援事業、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業、その他関連する施策との連携を図るとともに、支援対象児童の重複を防ぐこと。

- (2) 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ること適切に保管するとともに、児童指導担当職員や児童指導専門職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。

- (3) 支援対象者の情報の共有にあたっては、本人の同意を得た上で実施すること。

子育て短期支援整備事業

- 1 事業の目的
児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業(別添35の「子育て短期支援臨時特例事業の実施について」)に基づく子育て短期支援臨時特例事業を含む。以下同じ。)の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、子育て短期支援事業の安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する費用の一部を補助することにより、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。
- 2 事業の内容
(1) 事業内容
児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設(以下、施設という。)において、子育て短期支援事業を実施するための専用の居室を整備するための費用の一部を補助する。
(2) 事業の実施主体
市町村
(3) 整備対象施設の設定主体(事業者)
市町村又は市町村が適当と認めたる者
(4) 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

種目	補助基準額
本體工事	定員1人当たり 2,416千円
初度設備相当加算	定員1人当たり 96千円
特殊附帯工事	1施設当たり 16,572千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,104千円
解体撤去工事	定員1人当たり 120千円
仮設施設整備工事	定員1人当たり 217千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」(平成20年6月12日 雇児発第0612004号)を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」(平成20年6月12日雇児発第0612008号)の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定された奄美群島、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額(地域交流スペースを除く)に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。(小数点以下切捨て。)

(2) 補助率

国2/3、市町村1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業(整備区分)

創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等(その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。)

4 対象経費

種目	対象経費
本體工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ)。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ)。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付

解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費(改築・大規模修繕等の場合が対象)※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	金における地域福祉の推進等を図るためのスペース(地域交流スペース)の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としない。
- ① 土地の買収又は整地に関する費用
 - ② 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。)に要する費用
 - ③ 職員の宿舎に要する費用
 - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。
- (3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

別添36

子育て短期支援臨時特例事業

1 事業の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第3項に規定する市町村が実施する子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員の配置支援を行うとともに、多様な支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施すること等により、これらの児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

以下(1)～(4)の事業を地域の実情に応じて選択して実施する。

(1) 専任人員配置支援

① 事業内容

子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。

② 実施要件

ア 本事業の対象となる施設は、「子育て短期支援事業の実施について」(平成26年5月29日雇児発0529第14号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)以下、子育て短期支援事業実施要綱という。)に基づき、市町村から事業の委託を受けた施設であって、次の要件のいずれも満たす施設とする。

(7) 子育て短期支援事業の利用相談があった際には、受入体制が整っていないにもかかわらず利用を断る等、正当な理由なく利用の受入を拒否しないこと。

(イ) 子育て短期支援事業に専従職員として、1名以上を配置すること(施設入所児童の養育の支援等、他の業務との兼務は認めない。)

イ 専任人員配置支援の対象となる施設は、都道府県、児童相談所、市区町村、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、積極的に支援の受け皿となること。

(2) 親子入所等支援

① 事業内容

レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、利用する親子に対して以下の支援を行う。

- ・ 保護者のレスパイト・ケア支援
- ・ 児童の養育方法・関わり方、その他家庭に関する不安・悩み等の相談支援
- ・ 子育て等の協働による保護者のエンパワメント支援
- ・ その他、親子支援に資する取組

② 対象者

保護者が児童と一緒にレスパイト・ケアを希望する家庭や、保護者のレスパイト・ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭の他、親子で利用することが必要であると市町村が認めた家庭。

③ 実施施設等
本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、親子支援を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件
利用日数については、実施主体となる市町村が、支援を必要とする家庭に対して、家庭が抱える課題や意向を丁寧に確認し、支援ニーズに基づいて決定すること。

(3) 入所希望児童支援
① 事業内容
保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。

② 対象者
養育環境に課題のある家庭で暮らす児童であって、児童自身が一時的な利用を希望する児童

③ 実施施設等
本事業の実施施設等は、子育て短期支援事業実施要綱に規定する実施施設等であって、児童の保護を適切に行うことができる施設等とする。

④ 実施要件
ア 児童が直接又は関係機関を通じて、市町村を介さずに実施施設等に利用相談した場合は

(7) 実施施設等は、児童から利用の相談を受けた場合には、児童の意向を確認し、当該児童の安全を最優先に考慮したうえで、受入の可否を行うこと。

(4) 実施施設等が児童を受け入れた場合には、速やかに、当該児童の居住市町村及びその保護者に対して、児童の状況等の連絡を行うこと。その際、児童を一時的に受け入れることについて、保護者の同意を取ること。

(7) 実施施設等は、保護者の同意が得られない場合であって、本事業による受入を行わないと児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、当該児童の居住市町村に連絡を行い、連絡を受けた市町村は児童相談所とも連携のうえ、一時保護も含めて必要な支援を行うこと。

(1) 受入を行った実施施設等は、市町村・関係機関と連携し、家庭・養育環境の状況把握を行うこと。

(4) 市町村は、受入を行った実施施設等と連携し、児童の意向や家庭・養育環境の状況を勘案して利用日数を決定するとともに、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

イ 児童が直接又は関係機関を通じて市町村に相談した場合

(7) 市町村は、直接又は関係機関を通じて、児童から利用の相談を受けた場合には、当該児童の意向や家庭・養育環境の状況を丁寧に確認し、本事業の利用が必要である場合には、市町村は受け入れ可能な実施施設等の調整を行うこと。その際、受け入れ可能な実施施設等と調整し、支援を希望する児童の送迎について、適切な配慮を行うこと。

(4) 利用の調整を行った市町村は、当該児童の保護者に対して、受け入れ先の

実施施設等や利用日数等の必要な情報提供を行い、一時的な児童の受け入れについて保護者の同意を取ること。その際、家庭・養育環境の状況把握に努め、子育て短期支援事業以外の家庭・養育環境支援等の提供も含めて必要な支援策の検討を行うこと。

(4) 利用の調整を行った市町村は、保護者の同意が得られない場合であって、児童の安心・安全が脅かされるおそれのある場合には、児童相談所とも連携のうえ、一時保護の検討を行うこと。

ウ その他

(7) 受け入れ期間は過度に長期間とならないよう、児童及びその保護者の関係改善に向けた調整に努めること。

(4) 本事業の実施施設等は、市町村、都道府県、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等関係機関との連携に努め、児童の意向や家庭・養育環境の状況を踏まえ、必要に応じて他の支援につなぐこと。

(4) 受入を行った実施施設等は、児童にとって安心・安全な居場所となるよう、生活環境の配慮に努めること。

(1) 本事業を利用する児童が出来る限り、日常的な学校生活が送れるよう、必要に応じて通学の際の送迎支援を行うこと。

(4) 受入を行った実施施設等は、児童のケアを行うとともに、市町村や関係機関と連携して、保護者の抱える課題や意向を丁寧に確認し、親子関係の改善に向けた調整を行うこと。

(4) 市町村は、支援を終了する際は、当初想定した利用日数をもって一律に終了するのではなく、直近の保護者・家庭の状況や子ども意向を十分に勘案したうえで終結させること。保護者・家庭の状況や子ども意向を踏まえ、支援を終結させることが適当でないと判断した場合には、利用日数の延長を行うとともに、必要に応じて、児童相談所とも連携のうえ一時保護の検討を行うこと。

(4) 利用者負担軽減支援

① 事業内容

(2) 及び(3)に規定する支援の利用を希望する家庭が適切に支援に繋がるよう、所得等にに応じた利用者負担軽減を行った際の減免相当額を支援する。

② 対象者

(2) 及び(3)による支援を受けている児童の保護者であって、以下のいずれかに該当する保護者。

ア 生活保護世帯（支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者）

イ 住民税非課税世帯（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない者（アに掲げる者を除く。））

ウ 住民税所得割課税額77,101円未満世帯（年収360万円未満世帯相当）（保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額（以下、市町村民税所得割合算額という。）が77,101円未満である者（ア及びイ

に掲げる者を除く。)

工 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、子育て短期支援事業の利用を促した者であって、子育て短期支援事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯（アからウに掲げる者を除く。）

③ 実施要件

ア 所得の把握については、保護者の同意を得た上で、他の支援利用に伴い把握した所得情報を活用するなど、実施主体である市町村及び利用者の負担とならない形で運用することとして差し支えない。

イ 補助対象とする利用料には施設利用中の食事代を含めて差し支えない。

ウ ②イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。

④ 子育て短期支援事業の実施者による代理請求・代理受領について

市町村は、子育て短期支援事業の実施者に対して、あらかじめ②に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該実施者に支払うべき利用者負担額に對して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該実施者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

45

3 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

4 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

① 専任人員配置支援
1 施設当たり 年額 6,433 千円

② 親子入所等支援
延べ利用日数 × 日額 9,580 円

③ 入所希望児童支援
延べ利用日数 × 日額 4,740 円

④ 利用者負担軽減支援
ア 生活保護世帯 日額 5,000 円

イ 住民税非課税世帯 日額 4,000 円

ウ 住民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 日額 3,500 円

エ その他、要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯 日額 2,500 円

(2) 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

5 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、補助金、負担金

6 留意事項

「子ども・子育て支援交付金交付要綱」（平成 28 年 7 月 20 日府子本第 474 号内閣総理大臣通知の別紙）に基づく交付金の補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

一時預かり利用者負担軽減事業

1 事業の目的

保育所等を利用していない家庭が地域の子育て支援機関につながり、必要に応じて支援を受けることが重要になっている中で、保護者の疾病や冠婚葬祭といった急な預かりニーズへの対応だけでなく、保護者の子育てに関する心理的・身体的負担を軽減する目的も含めた一時預かり事業の利用を促進することが求められている。

このため、所得の低い世帯や支援が必要な児童がいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業の利用の促進を図り、もってすべての児童の健やかな成長を支援することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

低所得世帯等の児童が、一時預かり事業（「一時預かり事業実施要綱」（「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号、雇児発 0717 第 11 号）の別紙）に基づき市町村等が実施する一時預かり事業に限る。以下同じ。）による支援を受けた場合における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に対して、その一部を補助する事業。

(2) 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

(3) 事業の対象となる一時預かり事業

事業の対象となる一時預かり事業は、「一時預かり事業実施要綱」の「4. 実施方法」に定める事業類型のうち、次のアからエに該当する一時預かり事業とする。ただし、「緊急一時預かり」を除く。

ア 4 (1) に定める「一般型」

イ 4 (4) に定める「余裕活用型」

ウ 4 (5) に定める「居宅訪問型」

エ 4 (6) に定める「地域密着 II 型」

(4) 事業の対象者

事業の対象者は、一時預かり事業による支援を受けた児童の保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。

ア 一時預かり事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226

号）の規定による市町村民税を課されない者である場合（アに掲げる場合を除く。）
ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第 292 条第 1 項第 2 号に掲げる所得割の額を合算した（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が 7 万 7,101 円未満である場合（ア及びイに掲げる場合を除く。）

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合（アからウに掲げる場合を除く。）

(5) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。

3 一時預かり事業を行う者による代理請求・代理受領について

市町村は、一時預かり事業を行う者（以下「事業者」という。）に対して、あらかじめ 2 (4) に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者に支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者に支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

4 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

① 2 (4) アに定める対象者 児童 1 人当たり日額 3,000 円

② 2 (4) イに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,400 円

③ 2 (4) ウに定める対象者 児童 1 人当たり日額 2,100 円

④ 2 (4) エに定める対象者 児童 1 人当たり日額 1,500 円

(2) 補助率

国 1 / 3、都道府県 1 / 3、市町村 1 / 3

5 対象経費

扶助費、補助金、負担金

6 留意事項

2 (4) イ及びウに定める対象者を決定するための市町村民税及び市町村民税所得割合算額の判定の時期は、本事業を実施する市町村が定める時期とする。このため、保育所等の保育料と同様に、当該年度の 4 月から 8 月までは前年度の市町村民税により、9 月以降は当該年度の市町村民税により判定する場合のほか、通年分を 4 月現在の市町村

妊婦訪問支援事業

1 事業目的

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予測される妊婦や、妊婦健診未受診の妊婦に対し、その家庭を訪問し、継続的に妊婦の状況を把握することにより虐待リスク等の高い妊婦を早期に発見し、適切な支援につなげることを目的とする。

2 事業内容

若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦や妊婦健診未受診の妊婦など、継続的に状況を把握することが必要な妊婦の家庭を訪問し、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況に応じて、妊婦健康診査の受診を促すとともに、産前・産後サポート事業等必要な支援に繋ぐ。

3 対象者

- (1) 若年、経済的不安、生育歴、パートナー・家庭の状況などから、安全な出産への危惧がある妊婦
- (2) 妊婦健診未受診の妊婦
- (3) その他、継続的に状況を把握することが必要な妊婦

4 事業の実施主体

市町村

なお、市町村が認められた者へ委託等を行うことができる。

5 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

6 補助基準額・補助率

(1) 補助基準額

① 活動費	訪問 1 件あたり	9,080 円
② 民間へ委託する場合の事業費	年額	564,000 円

(2) 補助率

国 1 / 2、市町村 1 / 2

7 対象経費

妊婦訪問支援事業を実施する場合に必要な報酬、給与及び職員手当等（ただし、会計年度任用職員及び臨時雇用の職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等

8 留意事項

- (1) 妊婦の家庭を訪問する者は、助産師、保健師、看護師、その他本事業を実施するに当たり市町村が適当と認める者とする。
- (2) 妊婦の状況に応じ、子育て世代包括支援センターや、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係者や関係機関と連絡調整の上、必要な支援を提供するものとする。

別添39

特定妊婦等支援整備事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦（以下、特定妊婦等という）に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に要する費用の一部を支援することにより、特定妊婦等が安心して生活を送ることができ体制整備を目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

特定妊婦等に対して必要な支援を受けながら、安心して妊娠・出産、産後の生活等を考えることが出来る居場所の整備に必要な整備費と改修費の支援を行う。

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本体工事	1世帯当たり 8,588千円
特殊附属工事	1施設当たり 16,572千円
地域交流スペース加算	1施設当たり 12,104千円
解体撤去工事	1世帯当たり 416千円
仮施設整備工事	1世帯当たり 757千円

※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。

※ 特殊附属工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附属工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇発第0612004号）を準用して整備すること。

※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金におけ

る地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。

※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流ス

解体撤去工事費及び仮設施設整備費	ペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費 及び仮設施設整備費 備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙）に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

特定妊婦等支援臨時特例事業

1 事業の目的

予期せぬ妊娠などを理由に支援を必要とする妊産婦等（以下、特定妊婦等という。）に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

2 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村（以下、都道府県等という。）

なお、3の（1）及び3の（2）②の事業については全部又は一部を、3の（2）①の事業については一部を、都道府県等が認めた者への委託等を行うことができる。

3 事業の内容

（1）特定妊婦等支援事業

特定妊婦等が通所または入所により安心して生活を行うことのできる居場所を提供し、特定妊婦等が抱える妊娠・出産、出産後の生活に係る不安等に対する相談支援や、看護師等の専門性を活かした助言等を行うとともに、医療機関等その他関係機関へのつなぎの支援を実施する。（※1）

なお、実施事業所は児童相談所・市町村・医療機関・母子生活支援施設・就業支援機関等の関係機関と情報共有を行い、連携して支援を行うこと。

あわせて、特定妊婦等がメンタルケア等の心理的支援や法律相談支援が必要な場合には必要に応じて嘱託契約その他方法により支援を行う。

①実施場所

母子生活支援施設、乳児院、婦人保護施設、医療機関、その他都道府県等が妊産婦支援を行う場所として適当と認めた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）

②実施体制

支援の実施に当たり、以下の（i）～（iii）の職員を配置して行う支援のほか、必要に応じて（iv）の支援を行う。

（i）支援コーディネーター（管理者）

・ 特定妊婦等に対する妊娠・出産に関する不安や葛藤に関する相談支援や、出産後自立するまでの間安心して過ごす居場所の提供等、特定妊婦等への支援に関するマネジメントの実施

・ 児童相談所や市町村、児童福祉施設、医療機関等関係機関との連携や支援計画の策定（※2、3）

・ その他、看護師等や母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施（ii）看護師、助産師、保健師（以下、看護師等という。）

・ 専門性を活かした出産に向けた身体と心のケアや体調管理等の医療的な支援の実施

・ 産科医療機関への同行支援等の産科受診等支援

・ その他、支援コーディネーターや母子支援員と連携した特定妊婦等への支援の実施

（iii）母子支援員

・ 特定妊婦等への家事・育児等の日常生活上の援助の実施

・ 出産後の母子の自立に向けた相談支援や、行政手続の同行支援、就業支援機関への同行支援の実施

・ その他、支援コーディネーターや看護師等と連携した特定妊婦等への支援の実施

（iv）心理療法連携支援・法律相談連携支援

・ メンタルケア等の心理的支援や配偶者とのトラブル等法律相談支援が必要な特定妊婦等に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援の実施

（※1）特定妊婦等の健康状況等を勘案して、通所が困難な場合には、事業の実施に携わる支援コーディネーターや看護師等、母子支援員などが訪問して支援を実施するよう努めること。

（※2）支援計画とは、支援実施事業所における支援対象者への支援内容を中心に考えたものとする。

（※3）支援計画の策定にあたっては、特定妊婦等の意向も十分に確認すること。また、策定の中で特定妊婦等が特別養子縁組を希望する場合には、当該地域を管轄する児童相談所に連絡し、児童相談所において対応すること。

（2）特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業

事業の実施にあたっては、以下の①及び②の取組を実施するものとする。

① 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催

（i）実施主体は、都道府県等、特定妊婦等支援事業所、医療機関、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦への支援に必要な事項の協議を実施する。

（ii）連絡協議会は年4回以上を目途として開催するものとする。

（iii）報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における特定妊婦等の支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

② 都道府県等が特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の（i）～（iii）を実施するものとする。

（i）実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地

域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。

- (a) 特定妊婦等の支援を必要とする妊産婦数
 - (b) 支援を必要とする妊産婦を把握した方法
 - (c) 支援ニーズ
 - (d) 支援を必要とする妊産婦の相談内容（出産支援、就労支援、中絶後のメンタルケアなど）
 - (e) 支援実施後の連携先等（母子生活支援施設入所など）
 - (f) 公的なサポートへの意見・要望
 - (g) その他、各地域における特定妊婦等への支援に必要な情報
- (ii) 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、特定妊婦や支援実施事業所が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- (iii) 実態調査により得られた結果は、連絡協議会に報告すること。

4 事業の実施期限
令和6年3月31日とする。

5 補助基準額・補助率

(1) 補助率

- ① 特定妊婦等支援事業
 - (i) 基本分 1施設当たり 30,979千円
 - (ii) 心理療法連携支援 1施設当たり 887千円
 - (iii) 法律相談連携支援 1施設当たり 887千円
 - (iv) 開設準備費支援 1施設当たり 4,000千円（上限額）
 - (v) 賃借料支援 1施設当たり 3,000千円（上限額）

② 特定妊婦等の実態把握・関係機関連携事業 1都道府県等当たり 5,085千円

(2) 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1/2
国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

7 留意事項

他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

別添4-1

社会的養護自立支援整備事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供される環境の整備を図るため、生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に要する費用の一部を支援し、もって社会的養護経験者等に対する自立支援の体制整備を推進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

以下に掲げる社会的養護経験者等に対して、関係機関と連携して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

- ① 施設等に入所している者及び退所した者（母子生活支援施設にあっては保護者を含む。）
- ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
- ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
- ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

(2) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下、都道府県等という。）

(3) 整備対象施設の設置主体（事業者）

都道府県等又は都道府県等が適当と認めた者

(4) 整備基準

事業所の整備に当たっては、以下の①～⑤の設備を設けるものとする。

- ① 社会的養護経験者等が集まることができる設備
- ② 相談室
- ③ 社会的養護経験者等が一時的に生活できる居室
- ④ 事務室
- ⑤ その他、自立支援の実施に必要な設備

3 補助基準額・補助率等
(1) 補助基準額

種目	補助基準額
本體工事	1 施設当たり 17,392 千円
特殊附帯工事	1 施設当たり 16,572 千円
地域交流スペース加算	1 施設当たり 12,104 千円
解体撤去工事	1 施設当たり 990 千円
仮設施設整備工事	1 施設当たり 1,756 千円

- ※ 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- ※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇児発第0612004号）を準用して整備すること。
- ※ 地域交流スペース加算については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」（平成20年6月12日雇児発第0612008号）の「I 地域に密着した独自の事業を実施するための地域交流スペースの整備」を準用して整備すること。
- ※ 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、基準額（地域交流スペースを除く）に対して、0.08 を乗じて得られた基準額を加算すること。（小数点以下切捨て。）

(2) 補助率

国2 / 3、都道府県等 1 / 1 2、事業者 1 / 4

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、増築、増改築、改築、改修、大規模修繕等（その他、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する事業を含むものとする。）

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度

中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

5 対象経費

種目	対象経費
本體工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費
地域交流スペース加算	地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成20年6月12日雇児発第0612008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（改築・大規模修繕等の場合が対象）※大規模修繕等については、仮設施設整備費のみ対象	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

6 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としない。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
 - ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
 - ③ 職員の宿舎に要する費用
 - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処

分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生支局と事前に相談すること。

(3) 「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働省事務次官通知の別紙)に基づく交付金の対象となる補助対象経費と本事業による補助対象経費が重複することがないよう留意すること。

別添4 2

社会的養護自立支援実態把握事業

1 事業の目的

社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、都道府県、指定都市、児童相談所設置市(以下、都道府県等という。)が社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

2 事業の内容

以下の(1)及び(2)の取組を行う。

- (1) 自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催
- (2) 都道府県等が以下に掲げる社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施
 - ① 施設等に入所している者及び退所した者(母子生活支援施設にあっては保護者を含む。)
 - ② 里親又はファミリーホーム事業者に委託されている者及び委託を解除された者
 - ③ 児童自立生活援助を受けている者及び援助の実施を解除された者
 - ④ その他、在宅指導措置を受けている家庭にいる者であって、自立支援を必要とする者等、都道府県等が自立支援が必要であると認める者

3 事業の実施主体

都道府県等

ただし、2(1)の事業については一部を、2(2)の事業については全部又は一部を、都道府県等が認めた者(社会福祉法人、NP0法人等)に委託を行うことができる。

4 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。

5 実施要件

- (1) 自立支援に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催事業の実施にあたっては、以下の①~④を実施するものとする。
 - ① 実施主体は、都道府県等、社会的養護自立支援事業所、医療機関、社会的養護経験者、福祉支援機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場を設置し、各地域における自立支援の提供に必要な事項の協議を実施する。
 - ② 連絡協議会の委員は原則実施主体が選定することとするが、社会的養護経験者を委員とするなど、社会的養護経験者の意見を聞く機会を設けること。
 - ③ 連絡協議会は年4回以上を目的として開催するものとする。

(2) 他の国庫補助を受ける場合は、本事業の対象とならない。

④ 報告された実態調査の結果に基づき、実施主体における自立支援の体制の評価・検討を行うとともに支援ニーズに則した支援体制の構築を検討すること。

(2) 都道府県等が社会的養護経験者等の支援ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施

事業の実施にあたっては、以下の①～④の取組を実施するものとする。

① 実態調査やヒアリングの実施にあたっては、以下の項目を参考とし、各地域の実情を考慮した上で連絡協議会にて項目を策定するものとする。

- (i) 就労・就学状況
- (ii) 住まい・家計の状況
- (iii) 健康状態・医療サービスの提供状況
- (iv) 生活していた施設等とのつながり・相談相手の有無等
- (v) 最後に生活していた施設等から受けたサポートの内容と評価
- (vi) 公的なサポートへの意見・要望
- (vii) 措置には至らないが、要保護児童対策地域協議会、保護施設、地域支援機関等につながり支援を受けている、支援が必要な者の人数
- (viii) 措置解除時の自立支援計画に基づく支援の必要性がある社会的養護経験者の人数

(ix) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
② 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。

③ 実態調査により得られた結果は(1)の連絡協議会に報告すること。

④ 調査を実施したが、回答が得られなかった社会的養護経験者等に対しては、入所していた施設等の協力を得る等して、所在の確認等の実態把握に努めること。

6 補助基準額・補助率

- (1) 補助基準額
1 都道府県等当たり 3,000 千円 (年額)

(2) 補助率

国1/2、都道府県等1/2

7 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費(消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費)、役務費(通信運搬費、広告費、保険料)、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金

8 留意事項

(1) 本事業の実施により得られた結果は、都道府県等が策定する都道府県社会的養育推進計画への反映を検討すること。

別添 4 3

児童相談所一時保護施設整備事業

1 事業の目的

定員超過解消のための一時保護施設の創設等による定員拡大を図るための施設整備に要する費用の一部を補助することにより、子どもが適切な環境で生活できるような体制整備を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容
施設の定員拡大を図るため、新設、修理、改造を実施する事業（民間施設等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を③欄に定める地方公共団体が買収する事業（以下「PFI事業」という。）。）

(2) 整備対象施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設。

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和※年※月※日付け子家第※※※※号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下、「都道府県等」という。別添4-3の2、別添4-3の3、別添4-3の4において同じ。）。）

(4) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、令和5年度中に施設整備に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、施設整備が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額
別表で定める補助基準額表（以下「基準額表」という。）により算出する。

ア 本体工事については、定員規模による定額

イ 特殊附帯工事を行う場合は、特殊附帯工事費の基準額を適用

ウ 増改築の場合には、解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費が対象

エ 対象となる一時保護施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定された奄美群島、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4

条第1項に規定された小笠原諸島又は沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1項第3号に規定された離島のいずれかに所在する場合は、その定める方法により算出された基準額に対して、0.08を乗じて得られた額を加算

オ 財政上の特別措置

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第12条第1項に規定する津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業として行う場合は、基準額表のうち、「児童相談所一時保護施設整備事業（津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る分）」の基準額を適用

(2) 補助率

国9/10、都道府県等1/10

(3) 補助対象事業（整備区分）

創設、大規模修繕等（定員増を伴うものに限る。）、増築、増改築

4 対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（5(1)に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る。）。ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)
特殊附帯工事費	特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃料、工事費又は工事請負費

5 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ その他施設整備費として適当と認められない費用

一時保護専用施設整備事業

1 事業の目的

一時保護施設の定員が超過している自治体において、その解消のため、児童養護施設等に一時保護専用施設を設置し、児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実を図るための整備に要する費用の一部を補助することにより、一人ひとりの子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境で保護することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

児童養護施設等において、「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために、

①都道府県等が必要な整備を行う事業（PFI事業含む。）

②社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は都道府県等が認めた法人（児童自立生活援助事業、小規模住居型児童養育事業所に限る。）（以下「社会福祉法人等」と言う。）

が設置する施設に係る施設整備に対し、都道府県等が補助する事業を実施すること。

※ 「都道府県等が認めた法人」とは、児童自立生活援助事業所については児童福祉法第6条の3第1項、小規模住居型児童養育事業所については同法第6条の3第8項に基づき事業を実施する都道府県又は指定都市、児童相談所設置市が認めた法人をいう。

(2) 整備対象施設

①児童福祉法第7条に基づく乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設

②同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所

③同法第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所

(3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和※年※月※日付け子家発※※第※号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。

(4) 整備対象施設の設置主体

2(2)の①の施設

(2) この事業により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、厚生労働省又は各地方厚生局若しくは地方厚生（支）局と事前に相談すること。

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業

- 1 事業の目的

児童相談所一時保護所における児童の心理的負担を軽減するために必要な改修等を実施することにより、一時保護児童の生活向上を図ることを目的とする。
- 2 事業の内容
 - (1) 事業内容

児童相談所一時保護所において、児童の生活環境の向上を図るために必要な改修及び必要な備品の購入や更新を行う事業。（定員増を伴うものに限る。）
 - (2) 対象施設

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に基づく児童を一時保護する一時保護施設。
 - (3) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和※年※月※日付け子家発※※※※号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。
 - (4) 事業の実施期限

令和 6 年 3 月 31 日とする。ただし、改修については令和 5 年度中に改修に着手し、令和 6 年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和 7 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。
- 3 補助基準額・補助率等
 - (1) 補助基準額

1 か所あたり 8,000 千円
 - (2) 補助率

国 9 / 10、都道府県等 1 / 10
 - (3) 対象経費

児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業を実施するために必要な報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費、及び賃借料等
- 4 対象事業の制限

本事業については、事業を行う施設 1 か所につき 1 回限りとする。ただし、災害

一時保護専用施設改修費支援事業

1 事業の目的

一時保護を行う際は、一人一人の子どもの状況に応じて、一時保護の目的を達成するために適した環境が選択されることが重要であり、そのための体制整備を行うことが必要である。このため、一時保護所において必要な定員設定・整備を行うほか、一時保護専用施設等の委託一時保護を活用する等により適切な支援を確保することから、当該施設等の改修費用を支援することにより、一時保護専用施設の設置促進を図るものである。

2 事業の内容

(1) 事業内容

「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」における設備要件を満たすために必要な改修を行う事業。なお、改修を行っている期間において生じる賃借料についても補助対象とする。

(2) 事業の実施主体

『「一時保護所の定員超過解消計画」の実施方針について』（令和※年※月※日付け子家発※※※号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づく「一時保護所定員超過解消計画」の採択を受けた都道府県等。

(3) 事業の実施期限

令和6年3月31日とする。ただし、改修については令和5年度中に改修に着手し、令和6年度中に完了が見込まれる場合には、改修が完了する月の末日又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

3 補助基準額・補助率等

(1) 補助基準額

1カ所あたり 21,900千円

改修期間中に賃借料が発生する場合、当該費用（10,000千円を上限）を加算。

(2) 補助率

国9/10、都道府県等1/10

(3) 対象経費

児童養護施設等を改修し、一時保護専用施設を設置する場合に必要な改修費、設備整備費、賃借料及び備品購入費。

4 留意事項

施設等の改修費用について、一時保護専用施設整備事業の対象となるものについては、本事業の補助対象外となる。

<目次>

I. 検討の背景	・・・	2 ページ
II. 基本的な考え方	・・・	4 ページ
III. 支援を確実に提供する体制の構築	・・・	7 ページ
IV. 安心して子育てができるための支援の充実	・・・	11 ページ
V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上	・・・	26 ページ
VI. III～Vを実現するための基盤整備	・・・	32 ページ

I. 検討の背景

我が国では、平成2年の1.57ショック以降、少子化対策に取り組んできた。また、市区町村においてより良い家庭環境・養育環境のための体制の構築に取りかかるとともに、虐待への対応強化の観点から児童相談所の体制強化や家庭養育優先原則の下で社会的養育の質の向上に取り組んできた。

しかしながら、依然として子育て世帯は、仕事との両立や自らの疾病・障害、親の介護、貧困など様々な課題がある中で、核家族での子育て、希薄な地域関係の中での子育てなど、困難な状況となっている。また、児童相談所の虐待相談対応件数は、令和2年度は20万件を超え平成11年以降右肩上がりとなっている。加えて、児童の権利に関する条約を批准してから四半世紀が経過しているが、社会的養育における子どものニーズに応じた支援の在り方について、まだまだ不十分な点が多い。

児童福祉制度、母子保健制度は、本年度、平成28年の児童福祉法等改正の5年後見直し年を迎える。また、令和元年の児童福祉法改正における附則において、

- ・ 一時保護その他の措置に係る手続きの在り方
 - ・ 児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策
 - ・ 児童の意見を聴く機会及び児童が自ら意見を述べることができる機会の確保、当該機会における児童を支援する仕組みの構築、児童の権利を擁護する仕組みの構築その他の児童の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるための措置の在り方
- について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、「児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。」としている。

こうしたことを受けて、今後、家庭・養育環境の支援の強化や児童の権利

の擁護が図られた児童福祉施策の推進のため、子どもの視点から適切な支援が提供できるよう、児童福祉制度、母子保健制度、子ども・子育て支援制度について、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会において令和3年4月から合計15回の議論を行った。これを受け、厚生労働省は、IIの基本的な考え方に基づき、III以降の具体的な制度的見直しを行うべきである。

II. 基本的な考え方

- 子ども、その保護者、家庭を取り巻く環境は、
 - ・ 未就園児が一定数存在し、また、就園前の子どもとの親は孤立しがちな傾向にある
 - ・ 児童虐待相談対応件数は増加しており、深刻な虐待の死亡事例も毎年一定数存在する
 - ・ 支援について十分な質や量が確保されておらず、ニーズに対して適切に届けられていない
- といった、厳しいものとなっている。具体的には、以下のとおりである。

(未就園児と親の孤立)

年齢人口から推計される未就園児（保育所や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児である。

- ・ 加えて、子育てを行っている母親のうち6割が近所に「子どもを預かってくれる人はいない」という状況にあること
 - ・ 地域子育て支援拠点を利用している母親の半数以上が、拠点を利用する前の状況として、「子育てで、つらいと感じることがあった」、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」など、子育ての不安や悩みを相談・共有することができない等があること
- というように、地域子育て支援拠点を利用した親の多くが孤立している状況を理由としている。

(児童虐待相談対応の状況と死亡事例)

また、児童相談所での児童虐待相談対応件数は、平成11年は1.2万件であったが、以降は増加し続け、令和2年度には20万件を超えるまでになっている。そして、児童相談所における児童虐待相談対応件数のうち、一時保護されるのが約13%、施設入所等の措置をされるのが約2%である。一時保護や施設入所等への対応に加えて、一時保護や施設入所等に至らないが在宅で対応が必要なものが多く存在するようになり、児童相談所は一層多様かつ専門的な対応が求められるものになっている。

また、児童虐待による死亡事例については、第17次報告によると、「心中以外の虐待死事例」が毎年50例程度での推移を続けており、そのうち0歳の子どもの約5割（0歳0か月児がさらにこのうちの4割）を占める。そして、令和3年も、市区町村と児童相談所がともに事案を把握しながらも未就学の子どもの約5割が虐待によって命を落とすという事案が発生している。

(支援の状況)

市区町村における支援の供給量は、令和元年度の実績を見ると、例えば、一時預かり事業が約 521 万人日、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日、養育支援訪問事業が約 18 万件となっている。これは、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると、ショートステイは約 0.39 日/年、養育支援訪問は約 0.78 件/年という水準である。

また、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 17 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（56 例）のうち、利用「あり」が 18 例、そのうち、最も利用されている事業（複数回答）は「乳児家庭全戸訪問事業」で 15 例であった。その他は、保育所利用が 7 例で、その他の支援（養育支援訪問、一時預かり、短期入所など）は 0～3 例の利用であった。これらのことから、市区町村の子ども・子育て支援が、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえる。

こうした状況を踏まえ、子ども家庭福祉行政の課題として、

- ・ 未就園児の把握、就学世帯を含めた子育て家庭の把握（特に支援を必要とする未就園児、子育て家庭の把握）の不足
- ・ 市区町村において母子保健と児童福祉の連携と支援のマネジメント力の不十分さ
- ・ 家庭や子どもに対する支援の不足
- ・ 児童相談所における専門性の向上の必要性

といったことがある。

さらに、令和元年の児童福祉法改正における附則に則って令和 2 年度から検討を行っていた

- ・ 一時保護の適正手続きや一時保護所の環境の改善
 - ・ 児童の福祉に関し専門的な知識及び技術が必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上
 - ・ 児童の意見を聴く等の機会の確保を含めた児童の権利を擁護する仕組みの構築等
- について対応を図る必要がある。

これらについて、以下の 4 つの方向性に沿って、具体的な制度見直しを図る。

- ① 困難な状況下での子育てを行う子育て世帯、妊産婦、そして不安や悩みを抱える子どもに対して、できるだけ早期に関わり、市区町村が確実に支援を行うこと、そのために市区町村において母子保健と児童福祉の一体的相談機関による支援を実施すること、そして、状況の悪化ひいては虐待などの劣悪な状況に至ることを防いでいくため、「支援を確実に提供する体制の構築」を図る
- ② 困難な状況下で子育てを行う子育て世帯、妊産婦、不安や悩みを抱える

子どもに対しての支援が確実に提供されることを可能にすること、支援の必要性が高く児童相談所が関与するに当たり在宅での対応をより適切に行うこと、そして、適正な手続きの下で一時保護を行うとともに家庭養育優先原則の一層の推進を図ること、といった「安心して子育てができるための支援の充実」を図る

- ③ 子どもへの権利擁護が適切に成されるように環境を整え、子どもの最善の利益のための支援を子どもの視点を尊重して実施していくとともに、社会的養護経験者に自立支援を適切に提供していくための、「子どもを中心として考える社会的養育の質の向上」を図る

- ④ ①から③までの対応がしっかりと実現されるよう、子ども家庭福祉分野で支援に携わる者、特にソーシャルワークの役割を担う者の資質向上を図ること、多様な状況下にある子どもへの支援に対応するための多様な機関の関与を効率的かつ効果的に行うため情報共有を推進すること、そして、都道府県、児童相談所、市区町村の体制確保を図ること、といった「①～③を実現するための基盤整備」を行う

Ⅲ. 支援を確実に提供する体制の構築

支援を必要とする家庭や保護者、子どもに確実につなげるためには、つなげる機会を増やしていくこと、つなげた後に気軽に相談ができること、相談等の結果を踏まえて適切にアクセスメントし支援をマネジメントすること、関係者の連携や支援のための情報共有が必要である。このため、以下について、具体的な制度の見直しを行う。

(1) 支援を確実に受けられるようにするためのつながる環境の整備

① 生まれる前からのつながる機会

○ 生まれる前からつながり安心・安全な出産・育児ができるよう、妊娠時に早期に支援につながる環境を整えていくことが重要であり、つながる機会の拡大については、機会の拡充と今ある機会をより良いものにするという量的・質的の両側面から対応を図る必要がある。

○ 機会の拡充という量的な観点としては、

- ・ 低所得の若年妊婦など、孤立した状況に陥り支援の必要性が高い妊婦を早期に把握し、必要な支援につなぐため、妊娠検査に対する支援
 - ・ 加えて、健診未受診の妊婦や、家庭の状況から、孤立した育児に陥るなど育児が困難になることが予想される妊婦等を対象とした家庭訪問による状況把握
- などに取り組むこととする。

○ 機会をより良いものにするという質的な観点からは、乳幼児健診等の機会を活用して、子や親の心理的・社会的な側面についてもさらに状況を把握できるようにする必要がある。

○ これらに加え、妊娠届が未届けとなる事例等への対応や、児童虐待の発生予防に向け、女性健康支援センター等の相談支援などについて、周知・広報を強化する必要がある。

② 相談についての心理的・物理的アクセスの向上

○ 全ての妊産婦、子育て世帯、子どもが悩み等を気軽に相談できる環境が必要である。

○ このため、地域の実情に応じて、保育所、認定こども園、幼稚園、児童

館、地域子育て支援拠点などの身近にアクセスできる子育て支援の資源などが、これらを利用していない世帯も含めて、身近な相談先としての機能を果たしていくこととする。このため、市区町村はこのような身近な相談機能を地域に整備するよう努めるものとする。この際、利用者支援事業などについて検討を加え、身近な相談先を担う施設等において十分な体制が確保されるような支援とする。

○ この身近な相談先の機能を果たすため、身近な相談先を担う施設等が心理士等を積極的に活用できる環境が必要であるといった意見があった。

○ なお、この身近な相談先については、市区町村が、その域内で複数設け、その中から各子育て世帯が選択し、登録する形で利用する方式とすることなども含め、個々の市区町村において継続的な支援を提供できるような仕組みとする必要がある。

(2) 市区町村等におけるマネジメントの強化

○ 平成28年の児童福祉法等改正により、市区町村に児童福祉分野を担当する子ども家庭総合支援拠点と、母子保健分野を担当する子育て世代包括支援センターとの設置を努力義務として規定したところである。このうち、特に子ども家庭総合支援拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーカー業務までを行うことが求められ、国は市区町村に設置を求め、市区町村において様々な議論が重ねられて整備数の増加が図られてきた。

(参考) 令和3年4月時点の設置自治体数と割合

- ・ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体/1,741自治体 36.5%
- ・ 子育て世代包括支援センター：1,603自治体/1,741自治体 92%

○ こうした中で、母子保健と児童福祉の一体的な対応が望ましいものであるとされ、市区町村においても子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの整備を進める過程で個々の状況を踏まえ一体的な形での整備や連携・協働を進める取り組みを重ねてきている。こうした取り組みを踏まえ、組織や物理的な場所が異なるものでもあっても、情報共有等が成されにくいことから、効率的かつ効果的に母子保健と児童福祉の連携・協働を図ることができている環境の整備を考える必要がある。また、子育て支援において、妊産婦、子育て世帯、子どもにとつてのわかりやすさの視点から、ワンストップで必要な支援につながる相談窓口の設置を求める意見も

あるところである。

- このため、市区町村において、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて、これらの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的な組織として、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもを一体的に支援する機能を有する機関（以下「一体的相談機関」という。）の設置に努めることとする。この相談機関は、一般家庭から支援の必要性が低い世帯、支援の必要性が高い世帯まで切れ目のない支援を行う。

- 一体的相談機関の名称については、「子ども家庭包括支援センター」との名称が相応しいとの意見があったところであるが、その点も踏まえ、法的な観点から適切な名称を今後、厚生労働省において設定すべきである。なお、自治体によっては既に設置している場合もあるため、独自の名称を付すこと（例えば、「子ども家庭総合支援拠点」や「子育て世代包括支援センター」で用いていた自治体独自の名称について、一体的な組織の名称として引き続き使用すること等）も可能とするべきである。

- そして、この一体的相談機関については、

- ・ 子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターについて一体的な形で整備された先進的取組みを土台（※）とし、子ども家庭総合支援拠点の機能、子育て世代包括支援センターの機能を併せ持つものであり、
- ・ また、市区町村の状況を踏まえつつ、段階的に機能の充実と整備を図るものとし、子ども家庭総合支援拠点の機能と子育て世代包括支援センターの機能が適切に果たされたいような形で1つの機関にすることなどにならないよう、丁寧な支援等を行うこと
- ・ （今般の見直しにおいて後述するよう）サポートプランの作成や利用勧奨・措置が制度として位置づけられる中で、支援を要する妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、適切なソーシャルワークのもと必要な支援が成されるようにしていくこととする必要がある。

※ 例えば、国から示した子ども家庭総合支援拠点の指針等に則って、既に子どもとその養育者の支援の必要性に沿った切れ目のない支援のために子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの一体的な設置がされているケース等は1つのモデルであるため、これまで取り組んで来た市区町村が混乱ないようにしていく運用にすべきである。

- 現行の子ども家庭総合支援拠点が、「児童虐待防止対策体制強化プラン（平成30年12月18日）」において令和4年度中に全市区町村への設

置を目標としている中、増加してきているとは言え、令和3年4月時点で635自治体/1,741自治体（36.5%）の設置に止まっている。これは、

- ・ 子ども家庭総合支援拠点の整備の必要性を国が指針等により自治体に対して周知・徹底する中で、十分にその意図が伝わらなかったこと
- ・ 特に小規模な自治体においては、設置の必要性や有用性を理解しつつも、支援員の確保等の体制構築に関して課題があること

等が要因の1つとして考えられる。改めてこの状況の課題を確認し、その課題への対策を考えたと上で、厚生労働省は、自治体に対し、今回、サポートプランの作成や利用勧奨・措置等を制度化して明確化する点や、必要な支援を行うことを丁寧に説明するとともに、各自治体の状況に応じた様々な組織・運営を支援し、一体的相談機関の全国的な展開に取り組む必要がある。

- 一体的相談機関においては、妊娠届からの妊産婦支援に始まり、子育て世帯や子どもからの相談を受けて支援をつなぐためのマネジメントを行う。また、地域資源の把握や創生の役割も担っていく。

- 一体的相談機関又は市区町村は、支援をつなぐためのマネジメントにおいて具体的な支援提供計画を示す「サポートプラン」（仮称）の作成を行うものとし、特に支援の必要性の高い世帯を計画的・効果的に支援するためのものとして活用する。また、このプラン作成において、保護者や子どもが意思決定に参画するなど寄り添ったものとなるよう努めること、書類作成に迫られ相談支援業務を圧迫することにならないよう現場のプラン作成支援を図ることが重要である。

- サポートプランを作成するよう必要保護児童等の支援に際しては、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）を活用するなどしてケース会議を行う。この時、世帯の課題や支援の必要性のアセスメントについて、サポートプランの様式を含め、ひな形を国が示す必要がある。また、市区町村は、このケース会議において、事案によっては児童相談所とともに、何を課題とし、いつまでどこまでの対応を取り、どういう状況になれば児童相談所が主として対応する必要があるのかを確認することが重要である。

- この相談機関については、今回の相談機関の見直しの中で機能が低下することがないよう、必要な人員を削減することなく、相談機関において求められる機能を果たすために必要な人員配置とその人材確保に努める。一方で、実際の配置において限られた人材の有効的な活用を進めるための人員配置の弾力的運用を可能としていく。

IV. 安心して子育てができるための支援の充実

困難な環境下での子育てを安心して行うためには、子ども・子育て支援の質及び量並びに種類の充実を図り、必要とする世帯、妊産婦、保護者、子どもに支援が行き届くようにすることが必要である。これにより、結果として、早い段階で不安や悩み、課題のある世帯や子どもに対して具体的な支援を提供し、状況の悪化を未然に防ぐことも可能になると考えられる。

こうした支援の充実を図る一方で、市区町村と児童相談所の関係については、平成28年の児童福祉法等の改正の際の整理を踏まえつつ、市区町村と児童相談所が縦割りで対応を行い、十分に連絡、情報共有や適切な見立てがされていくことにより、痛ましい事案が起こっていることについて、市区町村と児童相談所が一体となって積極的に動くことを制度として手当する必要がある。

また、支援の必要性が高い世帯や子どもに対し、児童相談所が在宅時を含め指導を積極的に実施していくことに加え、指導のみならず必要な支援を適切に提供することを可能とするための環境整備についても取り組む必要がある。

さらには、環境の整った一時保護所において、適正な手続きに則って一時保護が成されるようにすることともに、社会的養護・代替養育については、家庭養育優先原則をより進めることが可能となるようにしていく必要がある。

こうした問題意識に則って、具体的な制度見直しを行う必要がある。

(1) 全ての子育て世帯の家庭・養育環境への支援

① 基本的な考え方

- 保育サービスの整備について取組が進められ、一定の効果が見られるようになってきている。他方で、子育てする保護者や子どもへの家庭環境、養育環境をより良くするための支援について充実を図る必要がある。具体的には、以下の切り口から支援の量や種類について確認し、その充実を図る。
 - ア：子育てする保護者の負担や悩みを軽減する
 - イ：子ども自身の悩みや孤立感などを受け止め支援する
 - ウ：より良い親子関係の構築に向けて支援する

- この家庭環境、養育環境をより良くするための支援は、市区町村による家庭に対する子育て支援の1つであるから、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、市区町村による計画的な整備を求めるものとする。

- 家庭環境、養育環境をより良くするための支援は、基本的には全ての子育て世帯を対象とする支援であるが、支援の必要性の高い子育て世帯の保護者や子ども(※)に対して可能な限り行き届くようにする必要がある。

このため、国が示す子育て世帯の支援の必要性に関する考え方を参考に、市区町村が、以下のとおり、必要と判断した場合に市区町村の責任の下で支援を提供していくことを可能とする。

- ・ 家庭環境や養育環境を支える支援を求める子育て世帯や子どもに対して必要な支援を確保することとしつつ
- ・ 優先的に支援を必要とするにもかかわらず支援を求めることが出来なかったり、支援を拒んだりする等の世帯や子どもについて、支援の利用・申し込みを勧奨し、家庭環境や養育環境を支える支援を受けることができるよう支援すること
- ・ 支援を受けることが著しく困難であると認める場合、家庭環境や養育環境を支える支援を行う措置を採ることができること

※ 関係機関から報告があった子ども等々の要対協のリストに記載している家庭や、保護者に障害や疾病があり自力で利用申込みができない場合などを想定

- これにより、市区町村は、支援の必要性の高い子育て世帯の保護者や子どもについて、家庭環境、養育環境をより良くするための支援の利用勧奨を行い、それでも支援を受けることが困難な場合には、市区町村の責任において、この家庭に当該支援を利用するよう行政処分(措置)として働きかけることが可能になる。なお、この措置に要する費用の支弁については、措置費として、市町村の支弁とそれに対する都道府県・国による負担について法律上に位置付ける。

このような対応をしても支援を利用せず、状態が改善しない場合で児童相談所による支援や介入が必要と判断される時は、児童相談所に事案を送致するなど、市区町村と児童相談所が連携して対応するものとする。

- また、家庭環境、養育環境をより良くするための支援は妊娠期を含めた全ての子育て世帯を対象とする支援であり、世帯の状況等に応じて利用者本人からの費用負担を求めることが基本的な考え方である。その一方で、支援の必要性が高い世帯や経済的に課題を抱えた家庭等が、利用者負担があることで利用を躊躇し支援が届かないということは避ける必要がある。このため、各事業の趣旨・目的も勘案しながら、利用者の負担の軽減を図る必要がある。

- こうした中で、家庭環境、養育環境をより良くするための支援としては、次の②・③のとおり充実を図ることとする。これについて、市区町村によって整備が困難を伴うことも想定される。このため、整備が難しい状況

にある市区町村が児童家庭支援センター等を活用して整備を進めることも可能としていく。

② 家庭での養育の支援の充実

○ 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されることを可能としていくため、訪問による生活の支援（訪問型支援）、保育所等による一時預かり（通所型支援）、学齢期において学校や家以外の子ども居場所支援（通所型支援）、子育て短期支援の充実を図る。

○ 具体的には、まず、訪問による生活の支援として、要支援・要保護世帯に限らず、妊婦も含めて広い世帯を対象とし、家事支援等の生活・育児支援や個々の家庭の状況に応じた養育環境の把握などを行う事業を新たに創設する。その際、現行において養育支援訪問事業の枠組みで提供されている家事支援等については新たな事業の枠組みで提供するものとし、養育支援訪問事業は専門的な相談支援を提供するものとして、異なる事業として連携を図ることとする。

○ また、一時預かり事業については、いわゆるレスパイトを含め利用が可能な者への活用が進むような方策について、事業実施側の円滑な受入れが進むよう留意しながら、取組の推進を図る。

○ そして、家庭環境その他の理由により孤立した困難な状況にある子どもたちが、自分の意思や学校の紹介、行政機関からの紹介などで、安全で安心できる自分の居場所を確保し、必要な場合にはより専門的な支援につなげる事業を新たに創設する。

○ 安心・安定して保護者がレスパイトを利用可能となる環境を整備するため、子育て短期支援事業（里親による子育て短期支援含む）について、専用の居室や専用の人員配置を推進することにより、いつでも利用可能な受入体制を構築可能にする。また、適切な子ども居育環境を整備するため、保護者が子どもと共に入所・利用する場合や子どもが自らの意思で入所・利用を希望した場合に入所・利用できるようにする。また、この見直しに伴い、子育て短期支援事業の入所・利用日数について、個々の状況等により決めることを可能とする。

○ 子育て短期支援事業については、地理的要因により利用が滞ることが無いよう、送迎も含めた運用の改善を図る。

③ 親子関係の構築に向けた支援

○ 親子関係に関する支援については、以下が必要である。
・ 子どもを持った可能な限り早いタイミングで具体的な子育ての方法を学ぶ機会があること

・ 親子関係に課題があり保護者が育児に困難を感じたタイミングで、解決が困難な状況に陥る前に、可能な限り早期に支援が提供されること

○ このため、両親学級や育児学級を活用してポピュレーション・アプローチとして親子関係に関する内容を学ぶ機会を確保するとともに、親子関係について悩みがあるなど親子関係の形成の支援が必要な場合に、講義やグループワークなどにより親子関係の形成の仕方を個別具体的に知ることができるペアレントトレーニング等を提供する事業を設ける。

(2) 支援の必要性の高い子どもやその家庭への在宅での支援

① 児童相談所のソーシャルワークと市区町村の対応について

○ 児童相談所には、家庭や子どもの状況を的確に把握したうえで、
・ 必要な在宅指導措置や、場合によっては一時保護や入所等措置を行うこと

・ 家庭・子どもの状況の維持・改善のため、市区町村の家庭・養育環境を支える支援も含めた様々な支援をコーディネートすること
が求められるが、これらについてしっかりと見直しを持って対応することが必要である。

○ このため、在宅指導措置や一時保護、入所等措置を始める際に、その後の一時保護や入所等措置、在宅指導措置の解除や他の措置等への変更等に関する見立てについて、児童相談所や市区町村等の支援関係者はもとより保護者や子どもも参画する等して共通認識を持てるよう、個別ケース毎に援助方針を作成することについて徹底を図る。この際、要対協なども活用しつつ、市区町村等の支援関係者と協議して支援の見直し、いつ・誰がどのような対応を行うかを具体的に決める支援計画を作成すること、その内容に市区町村による家庭・養育環境を支える支援も組み込むこと、定期的に見直すこと等を法令・児童相談所運営指針等に位置づけて対応を促進する。

○ この際、市区町村による家庭・養育環境を支える支援の強化を踏まえ、児童相談所によるケースマネジメントの一環において市区町村による支援が適当と考えるケースにおいて、児童相談所は市区町村に対して当該支援の積極的実施の必要性を知らせ、市区町村はそれを受けて、当該児童等へ

の支援が必要と認められる場合に前述の利用勸奨・措置により支援を提供する。

○ また、入所等措置や一時保護を解除する場合には、現行の児童相談所運営指針も踏まえ、在宅指導措置を講ずる運用を徹底する。そして、この在宅指導措置終了後は、市区町村で作成されるサポートプランに継承し、市区町村において必要に応じて確実に支援が提供されるものとする。

○ 援助方針等を作成する時点、措置や一時保護を行う時点、措置や一時保護の解除の時点などにおいて、当事者である保護者や子どもの意見・意向を把握することが重要である。

② 在宅指導措置について

○ 多くのケースで在宅での対応が必要となった状態を踏まえ、

- ・ 一時保護した後に在宅での対応となった場合
- ・ 一時保護に至らなかった場合
- ・ 入所等措置を行った際の家庭への対応が必要な場合
- ・ 入所等措置を解除した場合

などをはじめとして、ケースに応じて、児童相談所は在宅指導措置を積極的に行う必要がある。

○ 在宅指導措置について、その支援内容は多様な対応が必要となっておりことから、児童家庭支援センター等の民間機関と協働し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるようにする必要がある。このため、委託を受けて在宅指導措置を行う民間機関を増やしていくとともに、民間機関に委託した場合の在宅指導措置の費用について、措置に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について、法律上に位置付ける。

③ 支援の必要性の高い子どもやその家庭への支援について

i) 子どもと保護者への支援

○ 児童相談所により行われる保護者支援は、児童福祉司に加え、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施を行う。また、この場合において、心理職の体制確保について、児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組む。

○ こうした中、親子関係の支援の必要性が高い場合、都道府県等が実施す

る親子再統合支援事業（保護者支援プログラムなど）を適切に活用することとができるよう、体制整備を図る。具体的には、親子再統合支援については都道府県等がその体制整備を進めることに努めなければならないものとし、整備の促進が図られるよう、事業として制度に位置づける。

○ 親子の「再統合」という用語は現行の児童福祉法においても用いられているが、親子関係を再び元の形に整え子どもが家庭に戻ることを目的とするものとして受け止められ、現場においてもこれを行わなければならないと考えることがあるとの意見があった。

○ 親子の「再統合」は虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組みものであるが、必ずしも家庭復帰を唯一の目標とするものではない。この点について、周知徹底を図る必要がある。

その上で、親子再統合支援事業の提供においては、決して「家庭復帰」が唯一の結論ではなく、また、この事業を保護者が利用したことのみを利用して子どもを保護者の元に返すといったこと等が無いよう、当該事業を利用する前段階で保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、親子再統合支援事業によりどのような状況に保護者や子どもの状況に変化があったか等を適切に評価した上でその後の対応をとることが必要である。また、親子再統合支援事業を行うに当たり、里親支援機関（フォスターリング機関）、里親等、施設等、保護者が居住する市区町村との連携の中で実施することが必要である。このような対応が徹底されるよう、親子再統合支援事業に関するガイドラインを作成する。

○ 児童相談所は、保護者支援、親子再統合支援事業の提供に加え、世帯の状況を俯瞰して必要と考える場合には、市区町村による家庭・養育環境をより良くする支援における訪問の生活支援の提供などの活用も考える必要がある。

○ また、児童相談所は、保護者への支援を確実に提供する一方で、子どもの状態や置かれている環境、子どもの意見・意向を踏まえ、市区町村等の関係機関とよく相談し、子どもに対しても必要な支援を確実に提供する必要がある。例えば、以下の支援が想定される。

- ・ 保育所や児童発達支援センターといった通所型の子育て支援
 - ・ 家や学校に居場所のない子どもの居場所
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 社会的養育経験者（※）の自立支援
- ※ 里親や施設に措置・委託された経験のある者のみならず、在宅において自立支援が必要な状況にある者を含む

○ 特に、子育て世帯や子どもが、適切な医療や発達障害児支援も含めた障害児支援に届くことにより、子どもの健全な育ちとともに子育ての負担や悩みの軽減につながる。このため、

・ 市区町村の支援における通所型の支援（保育所や居場所支援など）やレスパイト（子育て短期支援など）の提供に当たり、必要性に応じて医療や障害児通所支援（医療的ケア児支援や発達障害児支援を含む）との連携を図ることをより推進する

・ 児童相談所について、児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の専門的な障害児通所支援の積極的な活用を考えること、また、保育所を支援先とする場合や家での暮らしを支援する場合に児童発達支援センター等による保育所等訪問支援などの積極的な活用を促す

・ 児童相談所において、医療が必要と考えられる子どもが医療を受けることができないう場合には、適切に在宅指導措置等を活用して、医療の受診を促すなどを行う。

○ こうした中で、地域における障害のある子どもに対する中核的な療育支援機関として児童発達支援センターの役割・機能を具体化していくとともに、愛着形成の支援も含め、高い専門性が発揮できるよう、そのあり方を見直す。特に、多機関にまたがる支援の調整が必要となることが多い医療的ケア児については、各都道府県の医療的ケア児支援センターと連携し、必要な支援が総合的に提供されるように配慮する。

ii) 支援を必要とする妊婦への支援

○ 支援を必要とする妊婦に対する支援は、制度に位置づけのない補助事業（産前・産後母子支援事業）による他、各地の NPO 法人などが率先して独自に対応している状況である。妊婦への支援の充実と 0 歳・0 か月・0 日の子どもの痛ましい事案を減らす観点から、支援を必要としている妊婦（特定妊婦等）について、以下のア～エを包括的に行う支援事業を制度に位置づける。

ア 相談・把握

イ 妊婦に対して、訪問、通所又は入所により、妊娠や今後の生活について寄り添い、心理面のケアを含めた包括的な支援を提供する

ウ 医療機関との連携により出産を支援する

エ 出産後の子ども養育環境整備と産婦の生活の支援のため関係機関へつなぐ（自ら育てる場合、自ら育てることが出来ない場合のそれぞれに対応）

○ この場合、エの産後の支援については、市区町村の家庭・養育環境を支

える支援や、母子生活支援施設や乳児院などの利用の他、児童相談所や里親支援機関（フォスタリング機関）等を活用し、特別養子縁組や里親委託、施設入所措置等により子ども養育環境を整える必要がある。加えて、産婦に対しての支援としては、女性保護の支援メニューの提供や若年者の場合にあつては就学・就労支援等につながるよう対応していく必要がある。

○ また、流産や死産等で子どもを亡くした家族へのグリーフケアについては、令和 3 年度中に、全国の自治体や、医療機関における支援の実態や、子どもを亡くした家族のニーズ等の把握のための調査を行い、支援体制の強化に向けて取り組む必要がある。

④ 特別養子縁組・養子縁組推進のための環境整備

○ 代替養育による長期間の対応ではなく事案の「永続的な解決」（パーマネンシーの保障）が求められる。親子再統合支援事業や家庭環境・養育環境の支援など、各種支援を行う中で、効果が芳しくない中でアセスメントが適切に成されず、結果として、里親等への委託や施設への入所措置が長期間成されるところといったことは適当ではない。

○ このため、例えば親子再統合支援事業を行うに当たり、当該事業を利用する前段階で保護者や子どもの状況のアセスメントを丁寧に行うとともに、それによる保護者や子どもの変化を適切に評価した上で、再統合が困難と考えられる場合において、児童相談所は特別養子縁組・養子縁組による「永続的な解決」へと移行していくことも早期に今後の対応の選択肢に含めて考える運用としていくべきである。

○ また、特別養子縁組・養子縁組がより一層推進されるよう、縁組成立前の十分な養育に関するアセスメント及びマッチングに加え、親子の関係性を構築を支援し、縁組成立後の特別養子縁組・養子縁組家庭の支援を強化していく必要がある。

○ このため、児童相談所、民間の養子縁組あっせん機関、里親支援機関（フォスタリング機関）等が相互に連携のうえ、縁組成立に至る前段階から特別養子縁組・養子縁組家庭の家庭環境、養育環境を適切に把握し、必要に応じて支援につなぐための体制整備を推進していく必要がある。児童相談所及び民間機関同士のネットワーク形成を推進していくとともに、民間機関による安定した取組を促すよう支援を行う必要がある。

(3) 社会的養護・代替養育

① 家庭養育優先原則の推進

○ 里親支援機関（フォスタリング機関）は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された子どもの成育をより良いものとする機能の2つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の子どもの養育環境の向上にも資する。また、里親支援機関（フォスタリング機関）は里親に寄り添い里親の立場に立って支援を行う機関であることが求められる。

○ こうした中で、里親等支援をより効果的にを行い、里親・ファミリーホーム養育者や里親委託がされた子どもが相談しやすい環境を整えるため、一貫した体制で継続的に里親等支援を提供するようにはすべきである。このため、里親支援機関（フォスタリング機関）を児童福祉施設として位置づけ、これに伴い、里親支援機関（フォスタリング機関）の第三者評価が確実に成されることとする。

○ また、施設により実現しているチーム養育と、里親と里親支援機関（フォスタリング機関）により実現されるチーム養育については、どちらもそれぞれの「養育に関する最低基準」を満たし、その水準を維持し、それさらに向上させる役割がある点などを踏まえ、里親支援機関（フォスタリング機関）の要する費用について、委託に必要な手当が確実に成されるよう、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。

○ 加えて、里親支援機関（フォスタリング機関）が、里親の募集・確保に向けた取り組みやその周知なども含め、都道府県や市町村、児童相談所等の関係機関と連携して里親支援を確実に行うことができるようにしていく必要がある。

○ 上記のように、里親支援の充実を図る一方で、里親同士が共に支え合うピアサポートについても今後推進していく必要があるとの意見があった。

○ ファミリーホームについては、ケアニーズの高い困難な事例を扱うケースが多いことから、そのケースに適切に対応可能な体制を構築することができるよう、支援に携わる者の充実を可能としていく。また、養育を行う子どもにも要する費用について、子どもの数はその地域の状況や周囲の養育資源の状況に応じて変化が多くなること等を勘案し、一定程度の変化に臨機応変に対応できるように見直す。

○ 施設の機能と果たす役割、それを支える措置費のあり方の議論も踏まえ

つつ、ニーズに応じた養育が可能となるよう、里親の種別、里親要件、柔軟な里親制度の運用やファミリーホームと里親の定員など里親、ファミリーホームのあり方について、施設の小規模化の今後も含めて、速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする。

② 施設が多機能化・高機能化

○ 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、

- ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
 - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
- を施設が請け負うことが可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。

○ また、対応が困難な子どもにも適切に対応できるよう、そのために必要な専門職の確保等に基準を設定した上での適正な評価を行う。

○ こうした中で、施設の職員がモチベーションを高く持って従事することができるよう、多機能化・高機能化に合わせたスキルアップを図ることができる機会を確保していくことが必要であるとの意見があった。

○ 一方で、児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする。

※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

③ 資源の計画的な整備

○ 社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の「見える化」を図る。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーや権利擁護の体制などについても整備計画の作成を行う。

○ また、この計画で整備された資源が子どもや保護者のニーズに適切に広げられて、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していくとともに、「見える化」を図ることにより国は確認していくことが必要である。

○ このため、社会的養育推進計画の内容、効果や課題とその適切な指標の設定について、今後、速やかに検討を開始し、可能なものから実現を図ることとする。また、都道府県等において今回の制度見直しによる新たな仕組みが施行される時点からの社会的養育推進計画の策定に当たり、必要な準備期間を確保する必要がある。

(4) 一時保護

① 一時保護時の司法審査

○ 一時保護は一時的とはいえ、子どもを親から引き離すものであり、行動の自由など子どもの権利が制限されることや、親権の行使等に対する制限でもある。児童の権利に関する条約第9条(※)が、父母の意に反して子どもをその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従」うことを求めているほか、国連児童の権利委員会が日本政府に対する総括所見でも「義務的司法審査を導入すること」と要請されているなど、より一層の判断の適正性の確保や手続の透明性の確保が必要である。

※ 児童の権利に関する条約(1990年署名、1994年発行) (抄)

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならぬ場合のような特定の場合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加し、かつ自己の意見を述べる機会を有する。

3～4 (略)

○ このため、独立性・中立性・公平性を有する司法機関が一時保護の開始

の判断について審査する新たな制度を導入する。

○ 裁判官が一時保護の適否について適切かつ迅速に合理的な審査を行うために、一時保護の要件を法令上明確化する。ただし、一時保護の要件の明確化にあたっては、子どもの最善の利益を守るための躊躇なき一時保護の運用を損なわない観点にも十分留意する。この結果、児童相談所等は、一時保護の要件に該当し、必要があると認めるときは、一時保護を行うことができる。

○ 一時保護時の司法審査について、具体的には、都道府県知事又は児童相談所長は一時保護を行う場合、事前又は保護開始日から起算して7日以内に裁判官に対して一時保護状(仮称)を書面で請求し(※)、裁判官は、一時保護開始時点での一時保護の適正性について、一時保護開始時点に生じていた事情に関し児童相談所等が請求時点までに収集した資料を斟酌して、判断する。なお、事前・事後については、一時保護の実情に照らすと事後の請求が多数を占めると予想され、制度上事前を原則とするものではない。

裁判官は、子どもに対する虐待のおそれがあるとき等の一時保護の要件に該当すると認める場合は、明らかに一時保護を行う必要がないと認めるときを除いて、一時保護状(仮称)を発付する。

児童相談所等は、一時保護状(仮称)を得た場合は一時保護を引き続き実施することが可能であり、却下された場合は一時保護を速やかに解除することとなる。

※ 一時保護の開始の司法審査を導入するに当たり、裁判官の判断なき一時保護の期間は可能な限り短くする必要があり、一時保護状(仮称)の発付は迅速に行われる必要があるため、書面で請求。

○ 一時保護を行う場合には、Ⅲ(1)①で述べるように、児童相談所等は一時保護の決定前又は緊急に一時保護を行った場合等には事後に子どもの意見の聴取等を行い、その意見・意向を把握・勘案しなければならない旨を法令や通知等に規定する。その際、都道府県等は、一時保護に関する子どもの意見・意向の形成・表明を支援するための体制整備にも併せて努めるものとする。その上で、把握した子どもの意見を後述の疎明資料に可能な限り記載するものとする。

○ 司法審査の対象となる一時保護について、親権者等が一時保護に同意した場合や、一時保護状(仮称)の請求までに一時保護を解除した場合等は除く。また、本来司法審査の対象とすべき事案についてそれが確実に実施されるよう適切な運用にすべきである。

○ この点について、親権者等が一時保護に同意した場合であっても、子どもが一時保護されることに反対の意見を表明している場合は、司法審査の対象とすべきとの意見があった。

○ 児童相談所等の一時保護状（仮称）の請求に際しては、全国共通の様式とするとともに、疎明資料は、裁判官による審査に足りるものであることを前提に、躊躇なき一時保護の運用や迅速性の要請が損なわれないようにするために相当程度簡素なものでも可能とすべきである。

疎明資料において、児童相談所等は、一時保護に対する子どもの意見・意向及び親権者等の意見を可能な限り盛り込むものとする。子どもの意見や親権者等の意見が疎明資料によって十分に裁判官に伝わるよう、具体的な運用方法については、後述する施行に向けた作業チームにおいて検討する。

○ 一時保護に対する裁判官の審査は、子どもを保護等するために緊急の対応が必要となる一時保護の特殊性や迅速性の要請等を踏まえ、上記のように提出された疎明資料に基づき、必要かつ合理的な範囲において行われるべきことを旨として制度設計されるべきである。

○ 一時保護状（仮称）の請求について却下となり、一時保護を解除した場合には、事案によっては、子どもの生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがある。このため、そのような事例に限り、当該却下の裁判に対する児童相談所からの不服申立手続を設けるべきである。

具体的には、児童相談所長等は、一時保護を解除したときに子どもも生命及び心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、3日以内に所定の裁判所に、その裁判の取消しを請求することができるとし、裁判所の判断が確定するまでの間は、引き続き、児童相談所等は一時保護を実施することができる。

○ 一方、一時保護状（仮称）の請求を認める裁判についての子どもや親権者等からの不服申立手続は設けないこととするが、これは一時保護に対する既存の子どもや親権者等からの不服申立て手段である行政不服審査や行政訴訟は引き続き提起可能であることを踏まえたものである。

○ この点について、子どもや親権者等からの不服申立手続を認めるとともに、子どもの申立てを支援する仕組みが必要との意見があった。

○ 面会通信制限等については、実態として、児童相談所等において、措置ではなく、行政指導により対応している実態にあり、まずは、行政指導ではなく、司法審査の対象となり得る行政措置が現場において適切に実施さ

れるように通知等で促していく必要がある。

○ また、一時保護の際など、児童相談所等が必要となる関係機関へ調査する権限を児童福祉法上明確化する。

○ 一時保護時の司法審査の導入に伴い、今後とも児童相談所等において法務に従事する人材を含め、体制の強化が必要であるとともに、施行までの十分な準備期間を確保する必要がある。

○ 今回の一時保護時の司法審査の導入に当たっては、その施行までに、その運用や実務の詳細について、今後具体的な構成の精査は必要であるが、法律実務に携わる者など、実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて厚生労働省は検討すべきである。

② 一時保護の環境改善

○ 一時保護の地域分散化については引き続き促進する。里親、乳児院等への委託を適切に進める。また、一時保護の期間を可能な限り短くする必要があり、とりわけ乳幼児の長期分離は防ぐべきである。また、一時保護所における子どもの処遇について、改善を図っていくべきである。

○ 例えば、一時保護中の子どもについて、学校等への通学等が可能となる環境の確保が望ましく、通学等が子どもの利益に反し、子どもが望まない場合等には、学習指導協力員の確保など学習支援の環境を整えることが必要である。また、放課後等デイサービス等の障害児通所支援の利用について、施設入所等措置を受けた子どもと同様に、一時保護中であっても利用可能であることを明らかにする必要がある。

○ これらに加え、一時保護中に健康診査が受けられないことが無いようにする必要があるとの意見があった。

○ 現在、一時保護所には独自の設備・運営基準が存在せず、児童養護施設の基準を準用しているが一時保護は子どもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、一時保護所について、一時保護がイドラインを踏まえつつ、新たに独自の設備・運営基準を策定する。当該基準には、開放的な子どもの処遇や個別的なケアを推進することを含め、人員配置基準や必要な設備など、一時保護所の質を担保するための事項を定めるものとし、具体的には、目標期限を決めて、調査研究を実施するなど速やかに検討を開始する。

○ また、都市部等における慢性的な定員超過状態の解消は喫緊の課題であり、平均入所率が 100%を超えている一時保護所がある自治体においては、定員超過解消のための計画を策定し、当該計画に沿って施設整備等を進めるものとする。国は計画を策定した自治体に対して支援の強化を図る。その結果、定員超過状態を解消し、一時保護所の環境改善を目指す。

なお、この定員超過解消のための計画については、里親等への一時保護委託や地域分散化の推進等を加味したものとする必要がある。

○ 一時保護については、一時保護ガイドラインに則した対応を取るべきであり、国はこのために必要な支援を行う必要がある。

○ さらに、一時保護所におけるケアの質を外部の視点でチェックし、必要な改善につなげるため、一時保護所が第三者評価を受けることとする。第三者評価に際してはその評価の質の均てん化、評価者の専門性の確保、評価後の一時保護所の環境改善の実効性に留意するものとする。

V. 子どもを中心として考える社会的養育の質の向上

児童の権利に関する条約が批准されてから四半世紀以上が経過する中で、子どもの最善の利益を図るため、子どもを中心として支援のあり方を見直す必要がある。

こうした中で、特に児童相談所等が行政処分を行う場合において子どもの意見・意向を把握してそれを勘案して対応するなど、権利擁護が図られる環境が整備され、子どもにとって最善の利益となる対応が成されるよう、制度の見直しを行う必要がある。

(1) 権利擁護

- ① 子どもの意見・意向表明
- 全ての子どもについて、特に養育環境を左右する重大な決定に際し、子どもの意見・意向を聴き、子どもが参画する中で、子どもの最善の利益を考慮して意思決定が成される必要がある。
- このため、都道府県等又は児童相談所が
 - ・ 一時保護を行う場合
 - ・ 施設の入所措置（指定発達支援医療機関への委託措置含む）、在宅指導措置、里親等への委託を行う場合
 - ・ 施設の入所措置、里親等への委託の期間更新、停止、解除、他の措置への変更を行う場合
 - ・ 児童自立生活援助事業の実施や母子生活支援施設の入所の場合
 には、子どもの最善の利益を考慮しつつ、子どもの年齢等に応じて、その決定が成される前に（緊急に一時保護を行った場合等は事後に）、子どもの意見・意向を聴取すること等により、その意見・意向を把握してそれを勘案しなければならない旨、法令や通知等に規定する。
- また、児童福祉施設においては、特に自立支援計画等を策定する際に子どもの意見・意向を聴く機会を確保する（会議に子どもが参画する等）よう、法令や通知等に規定する。
- 子どもは一人では意見・意向を形成し表明することに困難を抱えることも多いと考えられることから、意見・意向表明支援（アドボケート）（※）が行われる体制の整備を都道府県等の努力義務にする。また、子どもの意見・意向表明を支援する活動を都道府県等による事業とし、都道府県等は意見・意向表明支援を行うことができるとする。

※ 児童に関する権利条約の日本語訳では、「意見」の表明とされており、「意見表明支援」とすべきとの意見があった。

○ この際、意見・意向表明支援については、都道府県等は一定の独立性を担保する必要がある。その中で、外部に委託することを基本とすべきとの意見があった。

○ そして、意見・意向表明支援の役割を担う者は、研修などでその資質を担保する仕組みが必要である。都道府県等において一定の水準が確保されるよう、国において研修プログラムの例を作成して提供するなど必要な支援を講じる必要がある。

○ 子どもが意見・意向の表明や子どもの権利擁護について知ることができよう、都道府県等や児童相談所、施設等や里親等が機会を捉えて伝えていくことが必要である。

② 政策決定プロセスにおける当事者の参画

○ 都道府県等が子ども家庭福祉に関する制度・政策の検討・決定過程には、その会議に子どもや社会的養護を経験した者の参画を図るなどにより、子どもや社会的養護を経験した者の視点や意見・意向が反映されるよう国から働きかける必要がある。

③ 権利擁護機関

○ 子どもたちの意見・意向を処遇等に適切に反映させていくためには、都道府県等において、意見・意向を受け止め、必要に応じて児童相談所等と調整を図り、対応の改善を促す機能を有する第三者機関（権利擁護機関）の整備も求められる。

○ 児童福祉の分野における権利擁護は喫緊の課題であり、都道府県等は、児童福祉審議会（自治体が独自に設置する権利擁護機関が行うものも含む）による調査審議や意見の具申が適切に行われるための仕組みの整備や意見・意向表明を支援する事業その他の方法により、子どもたちの権利擁護の環境整備を行うこととする。

○ さらに、「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ」（令和3年5月）において、

- ・ 子どもたちの権利や利益が守られているか、行政から独立した立場で監視すること

- ・ 子どもたちの代弁者として子どもたちの権利擁護の促進のための必要な法制度の改善の提案や勧告を行うこと
- ・ 国や自治体のシステム全体に働きかける機能が必要であると明記された。省庁横断的に、国レベルの権利擁護機関（子どもコミュニケーション）について、検討を進める必要がある。

④ 評価

○ 児童相談所や一時保護所、施設等の運営等について点検・評価を行い、その結果を踏まえて改善を図るサイクルを定着させるため、都道府県等や国において中立的・専門的に評価を行う体制や組織の検討が必要である。

⑤ 記録の保存

○ 児童相談所運営指針において、児童記録票の保存期間は、例えば、法第27条第1項第3号の措置・委託をとった子どもたちの児童記録票は、「その子どもが満25歳になるまでの間」としている。このため、児童相談所や施設で自らが受けた対応について成長してから知りたいと思ったりとしても、既に記録が存在していないということがある。

○ 子どもたちの出自を知る権利に配慮する観点も踏まえ、児童相談所や施設、里親等で自らが受けた対応等について知りたいたいと思ったり時に確認することができるよう、児童相談所運営指針における「長期保存とする文書」の範囲を見直すことが必要であり、このため、自治体の状況等について丁寧な把握・議論する必要があるため、調査研究など出来るものから着手する必要がある。

○ この際、以下について留意が必要である。

- ・ 記録は保存しつづつも見ることができている者は制限する等のプライバシーや個人情報配慮
- ・ 開示請求をしても大半が見ることが出来ない、開示され得ることを想定した記録となっていないといった課題があること
- ・ 現場の記録保存の方法の状況を踏まえた対応

⑥ 被措置児童等虐待への対応

○ 被措置児童等虐待はあつてはならないことであるが、虐待を受けた子どもが虐待対応機関・担当部署に自ら届け出ることが困難であることを考えると、権利ノートや第三者外部委員などの様々な取組みや工夫を好事例として展開するとともに、意見・意向表明支援について、意見・意向表明支

援員が一時保護所や施設、里親を訪問するなどし、子どもの処遇改善や置かれている状況について把握する手段として活用していく必要がある。

○ 里親やファミリーホーム養育者における被措置児童等虐待への対応については、里親の欠格事由も踏まえ、里親やファミリーホーム養育者が虐待に関する知識を持つように加えていくことに加え、里親支援機関（フォスターリング機関）等と連携して早期発見や虐待に陥らない養育を行うようしていく必要がある。

○ また、被措置児童等虐待については、通告・届出として対応したのものについて児童福祉審議会に諮り、児童福祉審議会が調査審議を行うこととなっている。被措置児童等虐待と思われる事案を把握した場合には、こうした対応が適切に行われるよう、ガイドライン等の見直しを行う。

(2) 社会的養育経験者の自立支援

① 都道府県等による自立支援の提供

○ 入所等措置がされた全ての児童は自立支援計画が作成されることとなっている。その上で、都道府県等は、自立支援が必要と判断される児童及び18歳以上の者（以下「児童等」という。）について、自立支援（入所等措置での自立支援の提供、児童自立生活援助事業の提供、通いや訪問による自立支援の提供）が確実に提供される環境の整備に努めることを制度に位置づける。

○ また、都道府県等が自立支援の必要性の判断や支援内容を決めるに当たっては、都道府県等は児童相談所、市区町村、自立支援に必要な関係機関（医療機関、福祉支援機関、就労支援機関、学校・教育委員会、住居支援、司法関係者など）と連携する場を設ける等して対応を図ることが重要である。こうした取組みにより、自立支援を受ける児童等に対して、利用可能な福祉サービスやその他の支援がより確実に提供されるようにする必要がある。この際、児童等本人の意見・意向を踏まえて最善の利益を図られるよう、児童等本人から意見・意向を聴くなどが重要である。

なお、自立支援の必要性の判断や支援内容を決める都道府県等は、施設への措置や里親等への委託の判断を行った都道府県等を原則とする。

② 施設等に入所している児童等への自立支援

○ 児童養護施設等に入所している児童等や児童自立生活援助事業による自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等は、

自立支援をそれぞれの施設やホーム、里親等で受けている。

○ これについて、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で都道府県等が必要と判断する時点（例えば、他の福祉制度へのつなぎができる等）まで自立支援が提供されることとする。

具体的には、20歳まで自立援助ホームに入所していた児童等や、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等は、20歳以降は、児童自立生活援助事業を活用し、それまで入所していた児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により都道府県等が必要と判断する時点まで自立支援を受けることを可能とする。その際、都道府県等が必要と判断する時点については、国として一定の考え方を示すこととする。

○ また、こうした20歳以降の児童養護施設等に入所している児童等又は児童自立生活援助事業による自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等が児童自立生活援助事業を活用する際の費用については、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について法律上に位置付ける。

○ この場合において、児童養護施設等や自立援助ホームの退所や里親等の委託の解除の後に課題となることが想定される事項については、可能な限り在所中又は委託中から、児童相談所、児童養護施設等や自立援助ホーム、里親等の様々な関係者が解決を支援することが必要との意見があった。

○ また、都道府県等が必要と判断する時点を迎え、児童養護施設等や自立援助ホームを退所したり、委託を受けていた里親等での養育を終えた後については、下記③の通いや訪問により自立支援を提供する拠点を活用することが望ましい。そうした上で、自立が困難な状況になった場合については、児童福祉法とその他支援制度の支援対象や役割の違いに留意しつつ、様々な手法による対応を考える必要があるとの意見があった。

③ 在宅にいたる児童等への自立支援

○ 児童養護施設等に入所している児童等や自立援助ホームに入所している児童等、里親等の委託を受けている児童等の他に、以下のような状況にある児童等に自立支援を提供するようにする。

① 児童養護施設等や自立援助ホームに入所している、又は、里親等に委託されているが、当該施設やホーム、里親等からの自立支援以外に自立支援が必要な場合

- ② 児童養護施設等への入所、自立援助ホームの利用、里親等への委託が終了したが自立支援を必要とする場合
- ③ 一時保護されたが入所措置や自立生活援助を受けずに家庭復帰又は家庭以外で暮らしており自立支援を必要とする場合
- ④ 一時保護されずに在宅指導措置をされた、又は、児童相談所が関与したものの一時保護も在宅指導措置もされなかったが、自立支援を必要とする場合

○ 具体的には、通いや訪問により自立支援を提供する拠点を事業として制度に位置づける。この拠点は、児童等が集まることができるとき、児童等に寄り添った相談支援を行い、児童等が必要とする場合において、住居の確保支援、就学・就労支援、就学・就労の継続支援、医療や福祉制度、司法の利用支援の調整などを行うとともに、児童等の状況を確認し、必要な場合には訪問し、児童等の自立を支援する。

- この拠点の利用に当たっては、児童自立生活援助事業と同様に、
 - ・ 市区町村や福祉事務所、児童相談所が都道府県等に報告し、都道府県等は、必要がある場合において、児童等からの申込みがあった時は支援を提供する、
 - ・ 都道府県等が必要と判断した場合に、利用勧奨を行う、ものとする。

VI. III～Vを実現するための基盤整備

(1) 人材育成

<資格に関する議論の経過>

○ 子ども家庭福祉分野の新たな資格については、これまで下記のように議論を積み重ねてきた。

- ・ 当専門委員会の下に置かれた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」において、令和元年9月から10回にわたる議論を経て、令和3年2月にとりまとめが行われた。

- ・ 上記のワーキンググループのとりまとめにおいて、資格の建て付けが① 「社会福祉士養成課程との共通の科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすること

- ② 「既存のソーシャルワークに関する資格（社会福祉士等）を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格」とすること

の両論併記となったことを前提としつつ、検討を深めるための議論の材料として提示された上記①をベースとする場合の具体的な形（叩き台）をもとに議論した。【令和3年4月23日】

- ・ 一方、上記②をベースとする案については、関係の有識者からヒアリングを実施した上で、議論を行った。【令和3年6月29日】

- ・ これらの議論を踏まえ、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、次に記載する具体的な「制度設計案」を示した上で、議論を行った。

【令和3年11月5日～令和4年2月3日】

<資格に関する制度設計案の議論>

○ 子ども家庭福祉分野で支援に携わる者の資質の向上を図るため、ソーシャルワークの共通基盤を担保した上で、子ども家庭福祉分野の専門性を身につけた人材を養成するとともに、子どもをとりまく家庭の複雑な課題（例えば、生活困窮のケースや親が精神疾患のケース）に対応できるよう、子ども家庭福祉分野の新たな資格について、下記の制度設計の案（以下「制度設計案」という。）をもとに議論を行った。

- ・ 新たな資格（子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称））を創設すること
- ・ 子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程・研修課程を修めた社会福祉士・精神保健福祉士が認定される仕組みとすること

※ 教育課程は500時間程度とし、座学と演習・実習で構成され、その

- ・ 「人々の権利を擁護し生活を支援する」というソーシャルワークの理念から、既存資格についても早期の統合・一本化を目指すべきで、資格を別とせず、上乗せの認定資格が妥当なこと
 - ・ 支援を必要とする子どもが多い現状において、現場で働く当該支援に対応するマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえると、まずは時間を要さない認定資格から導入するべき
 - ・ 子ども家庭福祉の知識・能力を含め、社会福祉士の対象とする分野は広がっている。そういった見直しを不断に行い、専門性を高めることがまずあるべき。その上で、上乗せ型の仕組みは既存の資源を活用する点で時間を要せず、現実的であること
 - ・ 子ども家庭福祉の人材は、ソーシャルワークを実践的に体現できる人材であるべきで、その評価は試験ではなく、演習・実習を含めたカリキュラムを中立的認定機構（仮称）が厳格な認定を行うことにより担保するべきであること
- 一方、制度設計案に対しては、下記のように反対する意見があった。
- ・ 制度設計案であると「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。国家試験により質を客観的に評価されるようにすべきであり、国家資格として既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立した資格とすべきであること
 - ・ 制度設計案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、座学 180 時間程度、演習 30 時間程度、実習 180 時間程度であり、精神保健福祉士の座学 300 時間程度と比べ少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。また、精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乗せ型は不適當であること
 - ・ 制度設計案は、現任者について経過措置を設けているものの、保育士、保健師、心理士、弁護士等他職種の方々、または保育士養成課程や公認心理師等の養成課程の学生等が資格取得を目指す場合には、社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得することを前提とするため、迅速であること
 - ・ 民間の認定機構（仮称）による認定資格では、社会的信頼度が低くなる。また、法律上任用要件に位置づけられるか疑問であること
 - ・ 新たな資格の児童相談所のスーパーバイザーの要件の短縮は、専門性強化に逆行するものであること。一方、要件の短縮は、他のソーシャルワークの現場での経験があるなど、子ども家庭福祉の実践的な能力があれば認めることも考えられること
 - ・ 国家資格とすべきだが、国家資格にならないにしても、最低限、質を

- ・ カリキュラムの認定や期末試験等で質を担保すること
 - ※ 研修課程は 100 時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるように、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること
 - ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者は、相談援助の実務経験を 2 年以上有すること
 - ・ 当分の間は、子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験が 4 年以上ある者は社会福祉士・精神保健福祉士資格を取得しなくとも新たな資格を取得できること
 - ・ 厚生労働大臣が定める基準を満たす民間の認定機構（仮称）が、個々の養成校が実施する教育課程や、職能団体等が実施する研修課程を認定する仕組みとすること
 - ※ 認定機構（仮称）については、客観性を担保する観点から、養成校団体及び職能団体から独立した団体とすること
 - ・ 教育課程・研修課程を修了した者は、認定機構（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定されること
 - ・ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）という新たな資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置付け、その教育課程等については、同法に基づくものとして厚生労働大臣が定めること
 - ※ 市町村等の相談機関等における任用要件にも追加
 - ・ 新たな資格を有する者の現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーの要件を概ね 5 年から概ね 3 年に短縮し、なりやすい仕組みを構築するなど、施設等を含め、インセンティブを設定すること
 - ・ なお、職能団体の検討する専門的な研修課程を受講した者を一種の上級資格として認定し、例えば児童相談所のスーパーバイザーとして任用することが望ましい等の考え方を児童相談所運営指針等に位置付けて任用を促すことも考えられること
- この制度設計案に対しては、下記のように支持する意見があった。
- ・ 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士というソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できること
 - ・ 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。そのような観点から就職する学生の観点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乗せ型が適当
 - ・ 研修課程について、児童福祉司の 2 年目・3 年目の研修として位置づ

担保する観点から試験を実施すべきであること

- さらに、下記のような意見があった。
 - ・ 新たな資格の骨格を問わず、子どもたちに早く専門的な相談・援助がなされるよう、今の現場の職員が専門性を磨けるルートが必要であり、資格とともに人事の在り方や処遇など、資質や専門性の向上策を考へべき
 - ・ 多くの者が取得できるよう、新たな資格を取得するインセンティブを設け、選ばれる制度とすることが必要
 - ・ 教育課程等のカリキュラムについては精査すべき
 - ・ 人材確保が厳しい中、新たな資格については、任用要件の1つとして整理し、現場においても人材育成を行い、キャリア形成すべき
 - ・ 現行制度における児童福祉司の任用要件の「社会福祉士」等に実務経験を課すべき
 - ・ 子ども家庭福祉の資格は、社会福祉士や精神保健福祉士の資格取得後に働きながらカリキュラムを受講し、取得することも可能とすべき
 - ・ 現任者ルートについて、保育士など幅広い人材も対象とすべき

<資格に関する制度設計案に変更を加えた案の議論>

- このように制度設計案に対しては、多岐に渡る意見があったところである。しかしながら、子どもの尊い命や暮らし、またその権利を、早急に、1人でも多く守るため、子ども家庭福祉行政の現場に十分な専門性を身につけたソーシャルワーク能力のある人材を輩出し、複雑で複合的なそれぞれの家庭の状況に対応する人材の資質向上を図るべきことは、論を俟たない。
- このような観点からは、体系的な人材育成カリキュラムとともに、客観的に評価された一定の能力や質を担保する資格制度が必要となる。また、子ども家庭福祉行政の現場への早期の効果の波及ができれば、組み合わせるため、現場における人材育成を含めた制度とする必要がある。
- このため、制度設計案について、上記の支持する意見、反対する意見、その他の意見を含めて全体を総合して考えた上で、改めて整理し、下記の案①及び案②についてこの専門委員会において議論を行った。

(案①：制度設計案について以下の変更を加える案)

 - ・ 教育課程のカリキュラムについて、子ども家庭福祉関連科目の時間数の増加を含め、施行に向けて厚生労働省が設置するカリキュラム検討会の中で関係者の真摯な議論のもと、十分に検討すること。

- ・ 子ども家庭福祉に関し十分な知識をもち、実務経験豊富な保育士の者も参画できるよう、当分の間の措置として新たな資格を取得可能なルートを設けること。その際、ソーシャルワークに関する研修を受講し、十分に能力が身につくことを前提とすること。また、対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。
- ・ 新たな資格の質をよりわかりやすく客観的に評価するため、認定機構(仮称)が実施する試験を導入すること。その際、カリキュラム内容を改めて精査するとともに、ルートに応じた試験内容を検討すること。例えば、福祉系大学等のルートでは知識・実践両方必要である一方、子ども家庭福祉分野の現任者等のルートでは、実務経験を考慮し、実践的な試験内容のみとすることなどが考えられる。

(案②：制度設計案について案①と同様の変更を加えることを前提とし、

既存資格を有する者や現任者のルートのみとする案)

- ・ まずは、児童相談所、市町村その他の子ども家庭福祉の現場にいる職員の資質向上を早急に図るため、制度設計案において示した既存の資格を有する者や現任者のルートについて、当該者が一定の研修・試験を経て取得する認定資格として実施することとする。この枠組みが実効性の高い仕組みとして早期に実施できるよう、研修内容の精査などその準備に全力を挙げるべきである。
- ・ その上で、福祉系大学等における養成の在り方を含む資格の在り方については、既存の資格を有する者や現任者のルートに係る認定資格の取得状況やその効果について調査研究等も活用して実態を把握し、その結果も踏まえながら、将来的に検討すべきである。

○ 案①に対しては、下記のように支持する意見があった。

- ・ 子ども家庭福祉について十分な教育課程や研修課程の時間を確保しており、社会福祉士、精神保健福祉士という歴史のあるソーシャルワークの国家資格で質を担保するため、既存資格についても早期の統合・一本化を将来的には目指すべきであることを踏まえ、既存資格と別とせず、子ども家庭福祉に関する専門性を確保できる上乗せ認定資格に賛成。国家資格を新たにすると、仮に施行は早くできたととしても、毎年安定的に養成されるまでは、10年程度要する。
- ・ 自治体の現場の立場からは、子ども家庭福祉分野に限らず、高齢、障害、女性も含めた幅広いソーシャルワークの力を持つ人材を求めており、子ども家庭福祉分野に特化した人材よりも総合力をもつ人材を養成する必要がある。社会福祉や精神疾患の知識も有用であり、就職する学生の視点でも社会福祉士や精神保健福祉士の資格ももつことは有利となる。このため、上乗せ型が適当。社会人ルートの研修は、働きながら受講と

- ・ なるので、現場の意見を聴きながら適切に設計するべき。
 - ・ 現場のマンパワーの速やかな確保が必要という状況を踏まえ、社会福祉士・精神保健福祉士の活躍を前提に、先送りせず、上乗せ認定資格から導入すべき。
 - ・ 子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）の仕組みを一刻も早く立ち上げるべきで、保育士だけでなく子ども家庭福祉に関する施設で働く現任者も資格取得可能なチャンスを与えらるべき。その上で上乗せ認定資格に賛成。
 - ・ 資格そのもので人間性が育つのではなく、それは施設など現場での実務経験に裏打ちされ培われるもの。それを前提とする上乗せ認定資格に賛成。
 - ・ 精神保健福祉士の上乗せも含め、この2つの専門職の上乗せ認定資格で十分に専門性は身につく。
 - ・ 養成校として独立した新たな資格の養成に取り組むのは教員の人材確保の観点から困難な状況。学生の立場からも採用時の影響の不確実性などから、独立の国家資格とすると就職先の数などから実際に取得を志す学生は限定的になる可能性がより高い。このため、上乗せ認定資格に賛成。
 - ・ 国家資格かどうかの議論は5年近く経過し平行線。決めるのがこの社会的養育専門委員会の責任。資格の形よりも学生の教育課程を含めた養成内容が大事であり、上乗せ型であっても十分に確保できるため、賛成。
 - ・ 児童相談所等の仕事を選ぶ若い人材の確保が重要である。資格の道は広く設けるべきで、学生ルートも含めて決着すべき。国家資格であるから職につけるというわけではない。認定資格であっても、その専門性をいかに担保するかという仕組みづくりに依る。また、「小さく生んで大きく育てる」ということも可能であり、まずは認定資格ではじめそれが現場のニーズを受けて変容していくこともあり得る。
- 案②に対しては、下記のように支持する意見があった。
- ・ 今回結論を出さず、ゼロ回答では、子どもたちにとって失礼。一歩でも進めることが大事であり、まずは現任者だけでも進めるべき。
 - ・ まずは現任者のスキルアップが重要であり、現任者ルートのみでも資格制度をつくるべき。ただ、24時間365日働く施設の現場で職員に研修等を受講させることを考え、研修や試験は実践的なもので、短時間で受講可能なものにする必要がある。
 - ・ 現在、現場で働く職員がどのようにスキルアップしていくか、子ども家庭福祉の分野に入ってくる者も取得できる、様々な場所で活躍できるためには標準化された研修を行うことが重要。このため現任者ルートのみが案が適当。
 - ・ 喫緊の課題に対応するため、何も決まらないのは問題で、まずは実務

- ・ 者ルートを精査したうえで構築する必要。
 - ・ 子どもと家庭を支える専門性のあるソーシャルワーカーは長年求められてきた。結論を出すのが大事で、将来的には国家資格も見据えながら、まずは、早期に対応可能な現任者ルートについてしっかりと今進めらるべき。
- 案①、案②のいずれに対しても、下記のように反対する意見があった。
- ・ 制度設計案は、「専門性を客観的に評価し担保できる仕組み」には当たらない。児童相談所は子どもを親から引き離す判断、一時保護を解除して親に返す判断を行うものであるため、認定資格ではなく、国家試験により質を国が客観的に評価する国家資格とすべきであり、既存の社会福祉士・精神保健福祉士とは独立の資格とすべき。国家資格であるからこそ信頼され得る。
 - ・ 厚労省案の教育課程は、社会福祉士や精神保健福祉士と共通の科目を除けば、精神保健福祉士の座学と比少ない。少なくとも精神保健福祉士分野と同等以上の時間を確保すべきである。ソーシャルワークの基盤は、養成課程共通の科目で担保することが可能。
 - ・ 保育士以外も保健師、公認（臨床）心理師、弁護士等の他職種の資格取得者が、既存の社会福祉士等の資格を取得せよとれるようにすべき。
 - ・ 中途半端に現任者ルートの資格を作るのは反対。国家資格につながるための暫定的な措置である必要。資格を1度作ってしまうとそのまま年固定されてしまう。
 - ・ 国家資格であれば、この人であれば入口にたてることが認証され、プロとして認識される。国家試験は社会人・学生問わず一律同じものとすべき。到達目標を示してこのくらの時間の数のカリキュラムが必要との議論も必要。必要なことを学ぶためには、社会人ルートであっても、もっと時間数が必要で、そういうモチベーションある人材が重要。精神保健よりも子ども家庭福祉の分野が広く、その上乗せ型は不適當である。
 - ・ 国家資格のほうがいいとは思っている。一方、国家資格をちゃんと動かすのは10年というのはその通りであると思う。国家資格を視野に入れながらまずは現任者ルートからという考え方は十分取り得るが、やはり国家資格が適當である。
- さらに、下記のような意見があった。
- ・ 案②をとる場合、専門性を持ったソーシャルワークの資格として、モチベーションを高め、プライドを持てる内容とすべきである。資格をとった職員の処遇や活躍できる場の確保も重要である。また、自治体間での資格の取得状況等に差が出ないようにする必要がある。
 - ・ 案②をとる場合（案①も同様であるが）、試験を実施することになるが、その試験は、真に実践力があることを確認できるものとすべきであ

り、特に子ども家庭福祉の現場の方等にとつて過剰な負担になるべきものではない。一方で、資格があることで、外部から見ても一定の技能があるというところが担保されるものでなければならぬ。

また、受講者に応じて、ソーシャルワークの基本的な考え方や、アセスメントや支援に必要な知識や技術（共通基盤）について理解し実践できているかを含め、受講した研修の効果も測定し、自らの実践力を振り返り省察できるような試験とし、試験を受けるインセンティブを与える仕組みにすべきである。

- ・ 案②をとる場合、施行までにカリキュラムの設計や試験の作成、認定機構（仮称）の立ち上げなど多岐にわたる事項の検討が必要であり、早急に取り組みなければいけない。また、スピード感をもって資格を有する人材を養成していく必要がある。

- ・ 案②をとる場合、研修の時間が100時間で良いのかは改めて検討が必要である。なお、カリキュラムの検討に際しては、平成29年に策定した法定研修のカリキュラムについても併せて見直す必要がある。また、資格取得のための研修は、現場で行われている研修と重ね合わせることでできるようにする必要がある。

- ・ 案②をとる場合、認定機構（仮称）について、厚生労働省がしっかりと関与することが必要である。

- ・ 案②をとる場合、保育士の実務経験について、児童福祉施設等に勤務する保育士と保育所等に勤務する保育士は、その経験の態様が異なるため、保育士の対象範囲の検討の際、分けて考えるべき。また、その検討は早期に行うことが必要である。

- ・ 案②をとる場合でも、子ども家庭福祉の現場は人手不足であり、この分野に新たな人材を輩出することを考えると、福祉系大学ルートの早期の設定が急務であり、あわせて検討してほしい。

- ・ 将来的には国家資格を含め、その資格の在り方を検討してほしい。
- ・ 社会福祉士や精神保健福祉士のカリキュラムについて、親子関係の独立などで、その内容を精査し、既存のソーシャルワークの国家資格の強化が必要である。

<資格に関するまとめ>

○ 当専門委員会における以上の議論の経過を俯瞰して見ると、全体としては、案①を支持する意見が多数あった。同時に案①に対して、一部には強く反対する意見もあった。また、案②を支持する意見も一定程度あり、これに反対する意見もあったが、案①に対する意見ほど強く反対しているという状況でもなかった。

案②については、福祉系大学等のルートはないものの、案①と同様に認定資格として導入することになる。

このような状況を踏まえた上で、ざりざりの着地点を見出すとすれば、厚生労働省が案②の方向（注）を進めていくことも一つの選択肢ではないかと考えられる。厚生労働省においては、当専門委員会でも様々な意見があったことを十分考慮しつつ、適切な制度設計を検討すべきである。

（注）

- ・ 児童相談所、市区町村、民間機関等を含め、広く子ども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者について、国の基準を満たした認定機構（仮称）が認定した研修を受講するとともに、認定機構（仮称）が実施する試験（研修の効果も測定する実践的な内容のもの）を経て、認定資格（仮称）から子ども家庭福祉ソーシャルワーカー（仮称）として認定される認定資格を導入すること。

- ※ 既存の社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者について、相談援助の実務経験を2年以上有すること。

- ※ 現任者について、当分の間は、①子ども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を4年以上有すること、②保育士は、4年以上の実務経験を有すること。対象となる保育士の範囲は、相談援助や保護者対応等の経験に留意しつつ、今後検討すること。

- また、現任者については、ソーシャルワークを学ぶ研修も受講すること。
- ※ 研修は100時間程度とし、現場で働く者が業務と両立できるよう、オンライン授業やレポート審査などその内容を工夫すること。

- ※ 研修や試験の内容等については、今後、施行に向けて検討すること。
- ・ この新たな認定資格は、児童福祉司の任用要件を満たすものとして児童福祉法上位置づけること。また、現場への任用が進むよう、児童相談所のスーパーバイザーになりやすい仕組みや施設等に配置するインセンティブを設定すること。

<人材の資質の向上>

○ 子ども家庭福祉分野に関わる人材の資質の向上は喫緊の課題であり、研修・人材養成の充実が必要である。このため、

- ・ 研修等のオンライン化
- ・ ソーシャルワークの能力を高めるための内容の工夫
- ・ スーパーバイザーの法定研修の事前への見直し

を着実に実施する必要がある。

また、自治体間のノウハウの蓄積の差を埋めるため、各ブロック単位での指導的立場の職員への研修の実施や、他自治体に職員を派遣して研修を行う取組を着実に実施するほか、市区町村の職員の専門性向上を図る取組を実施する必要がある。

○ 児童相談所や市区町村の職員は公務員であり、異動があるために専門性の積み上げが難しい側面はある。その中で、地方自治体の特性を踏まえつつ福祉専門職の採用を定着させ、その専門性をいかしていく人事システムを構築し、キャリアパスを明確にして専門性を高めたい必要がある。

そのために、国は、現在実施している調査研究を活用して実態を把握し、福祉専門職の採用促進やその育成の好事例

- ・ 児童養護施設など民間支援機関との人事交流や実地研修の好事例

を周知するなど、地方自治体の取組が促進されるような対策を講じるべきである。

○ 国や自治体は、

- ・ 児童養護施設等における人材確保・定着のための取組みに関する好事例を調査・把握し、周知を図ること
- ・ 児童家庭支援センターや里親支援機関（フォスタリング機関）が地域の家庭支援機能等を十分に果たすための職員の確保・資質向上に取り組み易くすること

など、民間機関における人材の確保・育成対策の支援を講じる必要がある。

○ 児童へのわいせつ行為を行った保育士の対策については、「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」での議論も踏まえ、教育職員と同様の内容の対応（※1）を取るなど保育士の資格管理の厳格化を図る。あわせて、児童へのわいせつ行為を行ったベビーマスターの対策等のため、専門委員会（※2）での議論を踏まえ、事業停止命令等を受けた認可外保育施設の名称等を公表することなど対応を図る。

（※1）児童へのわいせつ行為により保育士の登録を取り消された者については、再び保育士の登録を行うことが適当であると認められた場合に再登録できる仕組みの創設 等

（※2）社会保障審議会児童部会子ども預かりサービスの在り方に関する専門委員会

○ こうした児童へのわいせつ行為を行った保育士等への対応の他、児童へのわいせつ行為を行った社会的養護・代替養育の現場に従事する職員についても、早急な対応を考えて行く必要があるとの意見があった。

（2）情報共有

○ 民間機関が要対協に参画していないことで、支援が必要な世帯に係る情報を行政から得られないといった事例が生じていることから、要対協の運営指針や市町村子ども家庭支援指針を見直すなどして、要対協への多様な主体の参画を促進していく。

○ また、要対協における行政機関と民間機関との間の情報共有の実態について調査を行い、効果的な運用を好事例として集約し、全国の自治体に周

知して柔軟な対応を求めていく。

○ 全国の都道府県（児童相談所）と市区町村をつなぐ情報共有システムについて、令和3年9月1日から全国の児童相談所において活用し、要保護児童等の行方不明情報及び転入情報の共有を一斉に開始したが、このシステムの運用を定着させ、転居したケースに係る円滑な引き継ぎ・迅速な初動を図るなど、虐待対応の効率化・質の向上を図る。

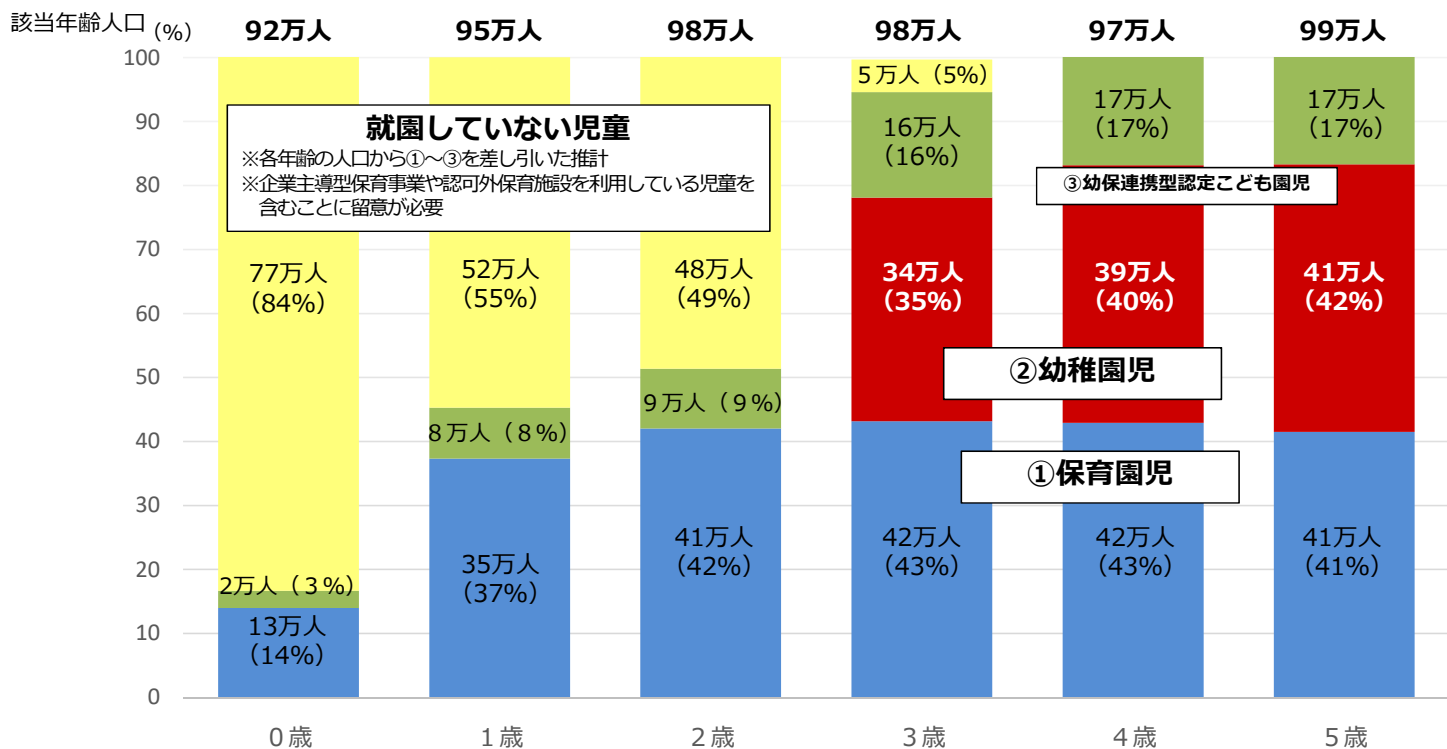
○ 児童福祉現場における自治体の ICT の導入については、子どもが安心安全に成長をしていく環境整備を効果的・効率的に行うためにも、自治体の現状を丁寧に把握しながら、可能なものから順次検討を行う必要がある。

（3）都道府県、児童相談所、市区町村の体制

○ 平成28年の児童福祉法等改正時に明確化された都道府県と市区町村の役割分担の下、上記Ⅲ～Ⅴの事項を確実に推進するため、都道府県、児童相談所、市区町村における人的体制の強化を実施するとともに、児童相談所（特別区や中核市）設置推進を図る必要がある。また、国は自治体における体制整備や業務負担軽減に係る必要な支援に取り組み必要がある。

保育園・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合(令和元年度)

○ 未就園児（保育園や認定こども園、幼稚園に就園していない児童）の大半は0～2歳児となっている。



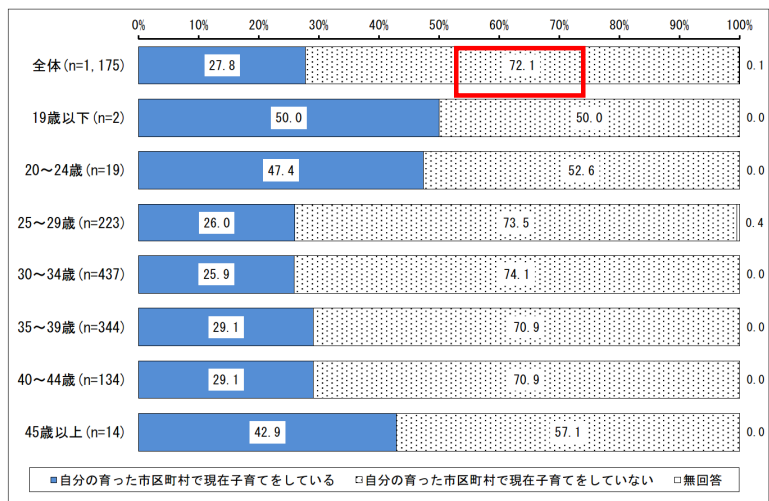
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（令和元年10月1日現在）より。なお、各年齢の数値は、人口推計年報における当該年齢と当該年齢より1歳上の年齢の数値を合計し、2で除して算出したもの。
 ※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。
 ※「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年5月1日現在）より。
 ※保育園の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したものである。
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。このため、企業主導型保育事業や認可外保育施設を利用する児童を含む。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

子育て家庭の孤立

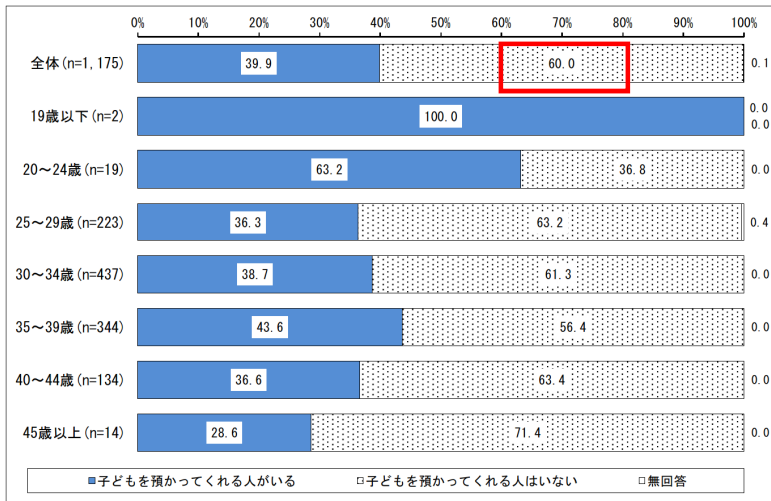
○ 現在、回答者の母親自身が育った市区町村で子育てをしているとの回答割合は、全体では27.8%で、**7割以上の母親は自身が育っていないまちで子育てを行っている。**

○ 「近所に子どもを預かってくれる人がある」との回答割合は、全体では39.9%で、**6割の母親は「子どもを預かってくれる人はいない」と回答している。**

【図表 2-2-2 自分の育った市区町村での子育ての実施状況（全体、母親の年代別）】



【図表 2-2-4 近所で子どもを預かってくれる人の有無（全体、母親の年代別）】

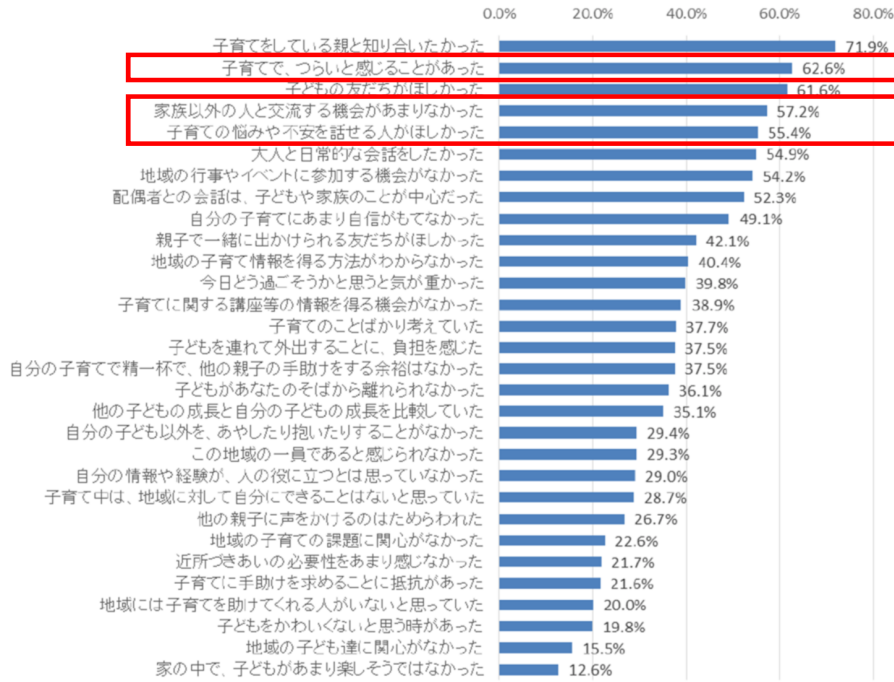


※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」（2017年）（全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体（計240団体）の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの（有効回答数1136人））

子育て家庭の置かれている子育ての状況

- **地域子育て支援拠点**を利用している母親に対し、**拠点を利用する前の自身の子育ての状況**をたずねたところ、「子育てで、つらいと感じることがあった」(62.6%)、「家族以外の人と交流する機会があまりなかった」(57.2%)、「子育ての悩みや不安を話せる人がほしかった」(55.4%)、など、**子育ての不安や悩みを相談・共有するニーズ**がある。

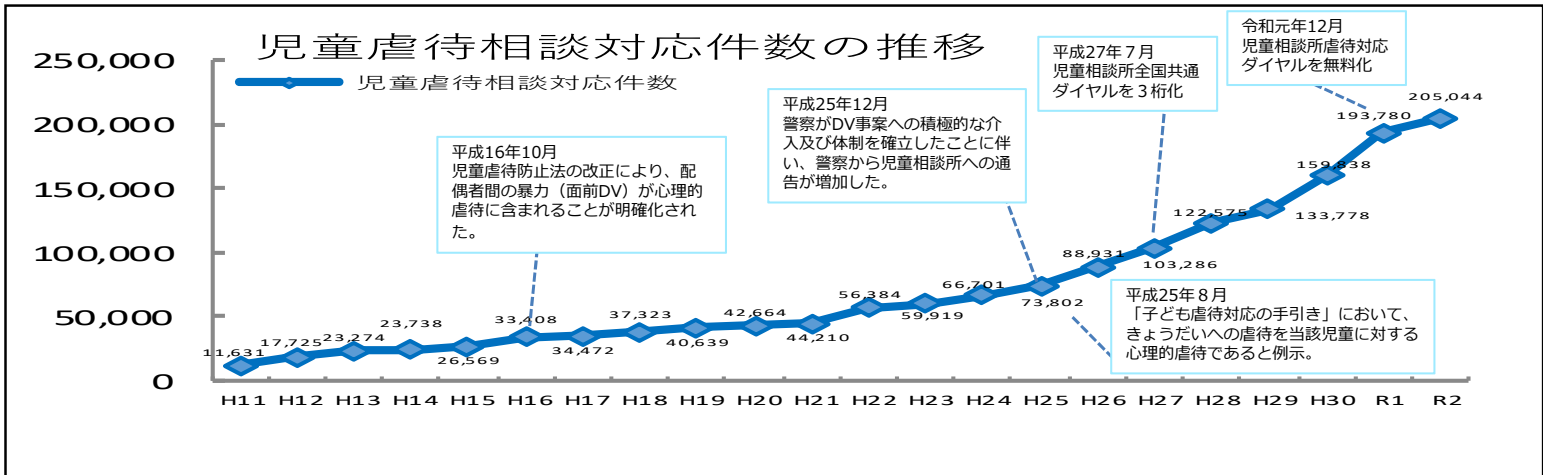
拠点を利用する前の自身の子育ての状況



※NPO法人子育てひろば全国連絡協議会「地域子育て支援拠点における「つながり」に関する調査研究事業報告書」(2017年)
 (全国の地域子育て支援拠点事業を運営する団体(計240団体)の利用者について、各団体において任意の開所曜日・時間に1拠点あたり10人程度に無作為配布するよう依頼し回答を得たもの(有効回答数1136人))

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和2年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、205,044件。平成11年度に比べて約18倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く(59.2%)、次いで身体的虐待の割合が多い(24.4%)。
- 相談経路は、警察等(51%)、近隣知人(13%)、家族(7%)、学校等(7%)からの通告が多くなっている。



虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和2年度	50,035(24.4%) (+795)	31,430(15.3%) (-1,915)	2,245(1.1%) (+168)	121,334(59.2%) (+12,216)	205,044(100.0%) (+11,264)

虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
2年度	14,093 (7%) (+933)	2,672 (1%) (+33)	27,641 (13%) (+2,356)	2,115 (1%) (+452)	8,265 (4%) (-625)	210 (0%) (±0)	233 (0%) (+1)	3,427 (2%) (-248)	2,979 (1%) (+108)	103,625 (51%) (+7,152)	14,676 (7%) (-152)	25,108 (12%) (+1,254)	205,044 (100%) (+11,264)

児童虐待相談対応の内訳

○ 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数（205,044件）のうち、一時保護がされるのが約13%（13.4%）、施設入所等の措置をされるのが約2%（2.1%）である。

相談対応件数 205,044件※1
一時保護 27,390件※2
施設入所等 4,348件※3、4

※それぞれ別個の集計結果のため、「施設入所等」は「一時保護」の内数ではない。

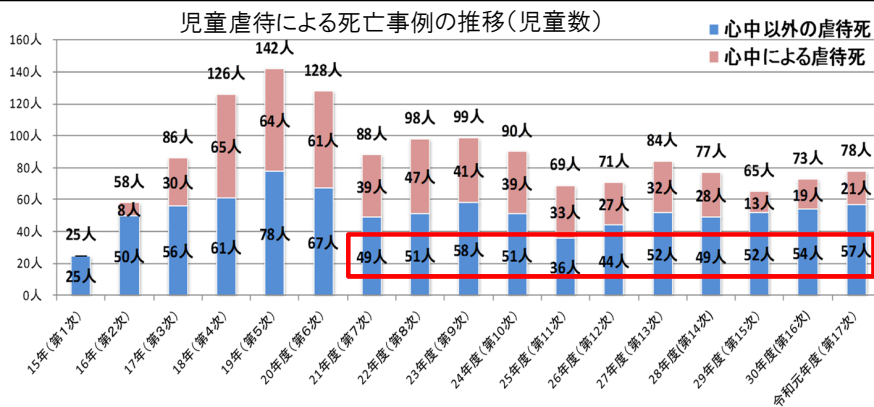
内訳															
児童養護施設 2,274件				乳児院 663件				里親委託等 656件				その他施設 755件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
2,651件	2,396件	2,441件	2,595件	773件	800件	736件	850件	568件	593件	651件	735件	853件	790件	813件	849件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
 - ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和2年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
 - ※3 児童虐待を要因として、令和2年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
 - ※4 令和2年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 8,982件
- 【出典：福祉行政報告例】

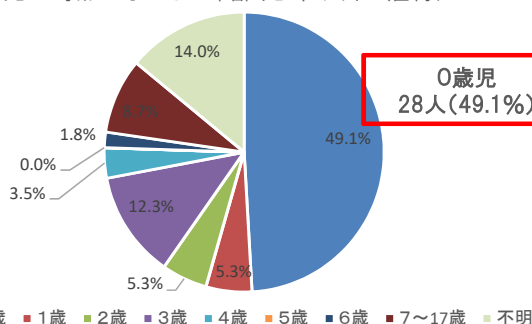
児童虐待による死亡事例の推移と虐待死に占める年齢割合

- 毎年、児童虐待による死亡事例が発生しており、**心中以外の虐待死亡事例の人数はほぼ横ばい**。（令和元年度心中以外の虐待死は57人）
- 年齢別でみると、
 - ・ **0歳児**が最も多く（令和元年度心中以外の虐待死 **49.1%**）、そのうち月例0か月児の死亡は39.3%であった。
 - ・ **2歳児以下**の割合は**約6割**（59.7%）を占めている。



(注1) 平成15年～平成19年までは暦年。平成20年度以降は年度、(注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間、(注3) 平成19年はH19.1.1～H20.3.31の15か月間

死亡時点の子どもの年齢(心中以外の虐待)



死亡した0歳児の月齢

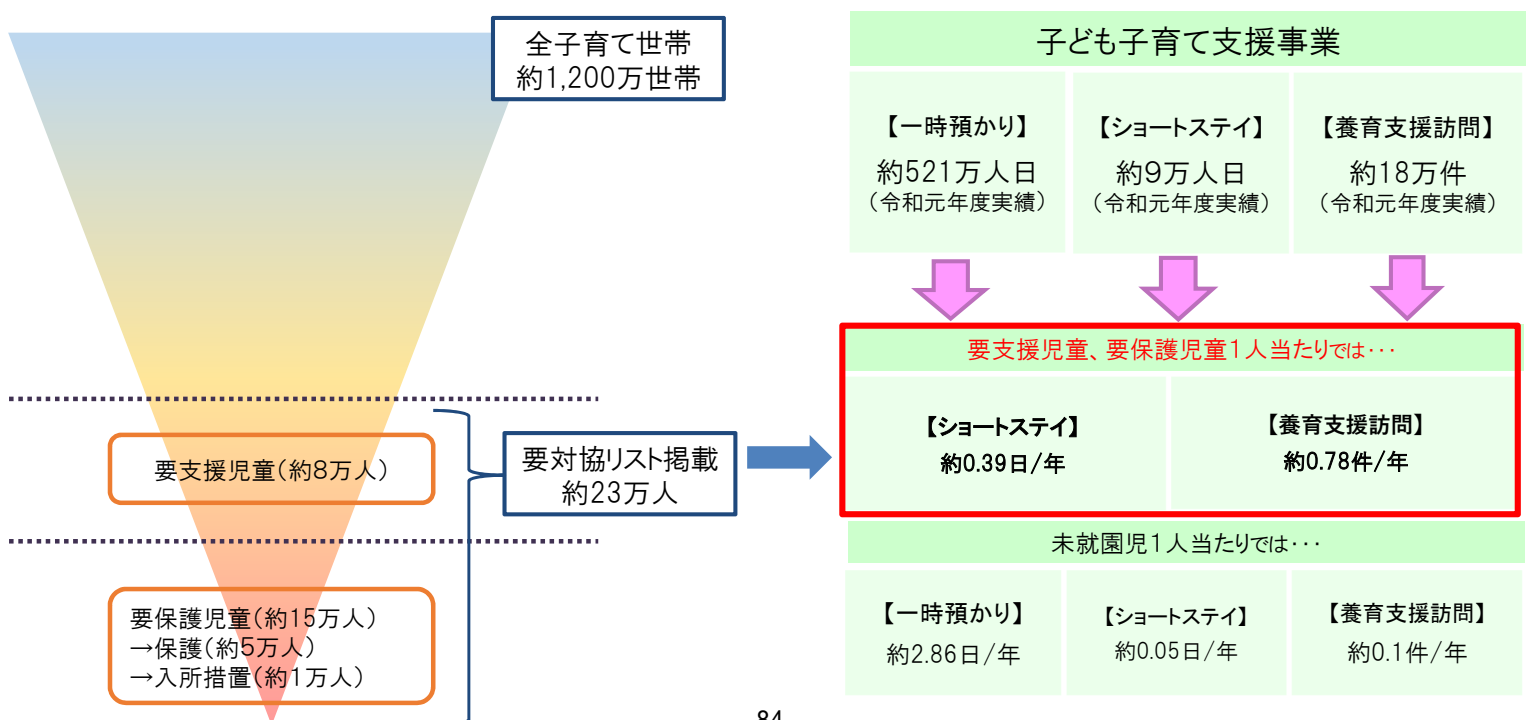
区分	第16次			第17次			第17次			第17次		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	7 (2)	31.8%	31.8%	1 (0)	16.7%	16.7%	11 (2)	39.3%	39.3%	0 (0)	0.0%	0.0%
1か月	3 (2)	13.6%	45.5%	0 (0)	0.0%	16.7%	4 (3)	14.3%	53.6%	0 (0)	0.0%	0.0%
2か月	2 (0)	9.1%	54.5%	2 (1)	33.3%	50.0%	5 (5)	17.9%	71.4%	2 (0)	50.0%	50.0%
3か月	1 (1)	4.5%	59.1%	0 (0)	0.0%	50.0%	3 (1)	10.7%	82.1%	0 (0)	0.0%	50.0%
4か月	3 (1)	13.6%	72.7%	1 (1)	16.7%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	1 (0)	25.0%	75.0%
5か月	0 (0)	0.0%	72.7%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
6か月	2 (1)	9.1%	81.8%	0 (0)	0.0%	66.7%	0 (0)	0.0%	82.1%	0 (0)	0.0%	75.0%
7か月	1 (1)	4.5%	86.4%	0 (0)	0.0%	66.7%	2 (1)	7.1%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
8か月	2 (2)	9.1%	95.5%	1 (0)	16.7%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
9か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	0 (0)	0.0%	89.3%	0 (0)	0.0%	75.0%
10か月	0 (0)	0.0%	95.5%	0 (0)	0.0%	83.3%	2 (2)	7.1%	96.4%	0 (0)	0.0%	75.0%
11か月	1 (0)	4.5%	100.0%	1 (0)	16.7%	100.0%	1 (0)	3.6%	100.0%	1 (1)	25.0%	100.0%
月齢不明	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%	0 (0)	0.0%	100.0%
計	22 (10)	100.0%	100.0%	6 (2)	100.0%	100.0%	28 (14)	100.0%	100.0%	4 (1)	100.0%	100.0%

子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設置状況

	子ども家庭総合支援拠点	子育て世代包括支援センター
小規模A型 (児童人口概ね0.9万人未満)	26.4% (347/1313)	89.9% (1181/1313)
小規模B型 (児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満)	61.6% (132/214)	98.1% (210/214)
小規模C型 (児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満)	71.2% (62/87)	98.9% (86/87)
中規模型 (児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満)	80.4% (78/97)	99.0% (96/97)
大規模型 (児童人口概ね7.2万人以上)	53.3% (16/30)	100.0% (30/30)

子育て支援の利用状況

- 支援の供給量としては、令和元年度実績を見ると、一時預かり事業については約521万人日、子育て短期支援事業のショートステイにあつては約9万人日、養育支援訪問事業は約18万件となっている。
- **要支援児童・要保護児童1人当たりでは、ショートステイは約0.39日/年、養育支援訪問事業は約0.78件/年の利用にとどまっている。**
- ※ 未就園児(182万人)1人当たりでは、一時預かり事業は約2.86日/年、ショートステイは約0.05日/年、養育支援訪問は約0.1件/年



虐待による死亡事例における行政機関等による子育て支援事業の利用状況

○ 虐待による死亡事例のうち、**心中以外の虐待死（56例）**について、**子育て支援を利用しているのは32.1%（18例）**に止まる。このうち、最も利用されている事業は「乳児家庭全戸訪問事業」の15例であり、要支援・要保護児童を主な対象としている「養育支援訪問事業」は2例、「子育て短期支援事業」は0例となっている。

行政機関等による子育て支援事業の利用状況（複数回答）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死（未遂含む）		
	例数	構成割合	例数	構成割合	
なし	31 (18)	55.4%	2 (1)	12.5%	
あり	18 (11)	32.1%	12 (1)	75.0%	
内訳 (再掲) (複数回答)	利用者支援事業	2 (1)	3.6%	0 (0)	0.0%
	地域子育て支援拠点事業	3 (2)	5.4%	3 (0)	18.8%
	乳児家庭全戸訪問事業	15 (11)	26.8%	10 (1)	62.5%
	訪問時期 生後1か月以内	7 (6)	12.5%	4 (1)	25.0%
	生後1から2か月の間	5 (4)	8.9%	3 (0)	18.8%
	生後2から3か月の間	1 (0)	1.8%	3 (0)	18.8%
	生後3から4か月の間	1 (0)	1.8%	0 (0)	0.0%
	生後4か月以降	1 (1)	1.8%	0 (0)	0.0%
	養育支援訪問事業	2 (1)	3.6%	2 (0)	12.5%
	子育て短期支援事業	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
	ファミリー・サポートセンター事業	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
	一時預かり事業	2 (2)	3.6%	1 (0)	6.3%
	延長保育事業	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
	病児保育事業	0 (0)	0.0%	0 (0)	0.0%
放課後児童健全育成事業	0 (0)	0.0%	1 (0)	6.3%	
保育所入所	7 (5)	12.5%	3 (0)	18.8%	
小計	49 (29)	87.5%	14 (2)	87.5%	
不明	7 (6)	12.5%	2 (1)	12.5%	
計	56 (35)	100.0%	16 (3)	100.0%	

(出典)児童虐待による死亡事例検証結果報告(第17次)より